									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
160	法に基づく改善計画		①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。	の創出のための雇 用管理の改善の促 者に関する法律等4	<認定実績> H33年度,2件,H24 中度:3件,H25年 度:0件,H26年度 (3月末現在):0件 (資料)基づ、屋用 管理等の改善計画 の事務道府県の認定 事務	原生光學家	鳥取県、京都 府、大阪府、 徳島県		ご指摘の防尿金である中小企業労働環境向上防尿金は、労働環境向上のための指数を選出した中心企業予集をや事業に同様合物に対して防尿するものであり、 が、このうち、個々の企業が明恵と体となる「個別中小企業的成立一人についてもあった。」 、	本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間 開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。 財源の有動力局、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・ 助富の必要性については、個々の事業者と何ら変わらないことから、個々の 事業有団体、施造府県認可の団体方労働力権度という目標に向けた計画を 立案する点は同じであり、団体のかに負担を課すことはパランス上不均衡で ある。協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認 定を支給要件から外し、負担軽減すべき。 また、中小企業信用接続法等の特例についても、同様に、事業主等の負担 軽減を図ることを検討すべき。
241	中小企業労働力確保 法に基づく改善計画 の都道府県の認定の 廃止	中小企業労働力確保法に 基づき事業主が雇用管理 を改善するために策定する 改善計画について、都道府 県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 法における支援措置で助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知率の改善計画の認定が機務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書館7種類のうち4種類が助成金受給の申請書館2種位している。 「優老の解消策】 改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件におっているが、現実はは、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支韓はないと考える。	労働力の確保及び 良好な雇用の機会 の創出のための雇 用管理の改善の促		厚生労働省、経済産業省	広島県	C 対応不可	成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要	「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件でななることで、認定申請がほぼ見込めないため、制度が形骸化するものと思われる(240の本規意見を参照しただきたい。また、認定制度が残ることで、改めて助成制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。 「団体助成コース」については、一重の手続をなずために、改善計画の認定を廃止し、助成金申申請手格として改善党を立業させ、指導・助言することが適当と考える。なお、助成案件に対して県が連携して指導・助言を行うことは、当然、再形である。 中小企業信用侵険法等の特例の要件であり、中小企業の角盤等の指導を行う環が認定することが適当とされているが、特例を活用するかのみで認定申請する案件がほとんど考えられず、助成金支給の審査結果を特例適用に活用する条件がほとんど考えられず、助成金支給の審査結果を特例適用に活用する条件がほとんど考えられず、助成金支給の審査結果を特例適用に活用する条件がほとんど考えられず、助成金支給の審査結果を特例適用に活用するそと等により、改善計画の認定を廃止したとしても事実上の影響はないと考える。
961	法に基づく改善計画	中小企業学働力確保法に 基づ春事業主が策定する 改善計画について、都道府 県の認定を廃止する。	改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを 助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手帳が不要とな り、企業等の負担が経滅され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増 加する可能性がある。 ②(②ががなるとして、事業の簡素とが図えるととは、一会業等は、労働局への	労働力の確保及び			中国地方知事会		ご指摘の防尿金である中小企業労働環境向上防尿金は、労働環境向上のための指数を選加した中心企業予整、環境向上的尿金は、労働環境向上のための指数を選加した中心企業事業とや事業に同組合等に対して助皮するものであり、が、このうち、個々の企業が特別主体となる「個別中小企業的成立一人についてものが、このうち、個々の企業が特別主体となる「個別中小企業的成立一人についてものような、日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているというという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているという。」「日本の企業を対しているのでは、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を使用しませないる。「日本の企業を対し、日本の企業を対しているのでは、日本の企業を使用しませないる。「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる」「日本の企業を使用しませないる」「日本の企業を使用しませないる」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる」「日本の企業を使用しませないる」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる」「日本の企業を使用しませないる」」「日本の企業を使用しませないる」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しまなりないる。」「日本の企業を使用しませないる。」「日本の企業を使用しまないる。」「日本の企業を使用しないる。」「日本の企業を使用	定を支給要件から外し、負担軽減すべき。 また、中小企業信用保険注等の特例についても、同様に、事業主等の負担

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
160	中小企業労働力確保 法に基づく改善計画 の都道府県の認定の 廃止	- 提楽団体の提楽に沿って都道府県の認定を廃止す るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画に	6【原生労働省】 (3)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための 展用管理の必要の保証に関する法律(平3法の)(経済産業省と共常) 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要 件とする現行の助成金の活用促進を図る親点から検討し、手続の簡素化を 図る。
241	中小企業労働力確保 法に基づく改善計画 の都道府県の認定の 廃止	・接楽団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止す るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、 建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を 促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたこと答議まえの 労働省としては、本年月から、金国の都道病県労働局が各部道所県の担当 助局と連携して事業上団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発連動(制 力ある職場インリキャンペーン)を実施しているところであり、その中で中小 業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っている ところである。 この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画に ついて、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要 だについて、未設に回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県に に協力いただきたい。 他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、 といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図るとでどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。	(6[単生労働省] (9)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための 雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管) 事業協同組合等が作成する改善計画の設定(4条7割)については、これを要 付とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を
961	中小企業労働力確保 注に基づく改善計画 の都道府県の認定の 廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止す るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、 建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を 促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するどされたこと踏まえ、厚生 労働省としては、本年月から、全国の都道海県労働局が各部連済を構築の担当 前局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動に動 力ある職場づくサキンペーン)を実施しているところであり、その中で中小企 某労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っている ところである。 この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画に ついて、都道府県知事の設定を受けることをその支給要件とすることの必要 だについて、未設に回答申し上げたとおりであり、引き接き、各都道府県に に協力いただきたい。 他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るへきではないか、 といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図るとでどのような改善が必要かといった報点から、今後、検討してまいりたい。	(6[厚生労働省] (9)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の棚会の創出のための 雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管) 事業協同組合等が作成する改善計画の設定(4条7割)については、これを要 件とする現代の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の請素化を

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
163	理の改善等に関する 法律に基づく改善計	介護労働者の雇用管理の 改善等に関する法律に基 づき事業主が策定する改 善計画について、都道府県 の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づ、支援策のうち当該設定を条件としていたものはなく、認定そのものの要性が薄れていると思われる。 当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定を条件とは、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定を集件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定を集中として、12年度は、本語・計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽点はなる。 ①企業等は、改善計画の認定を条件としないことが、企業等によって負担策点はある。 ①企業等は、改善計画の財政金の対象となるか、労働局に確認 ②企業等は、改善計画の設定申請を行う。 ③都道府県以北、中請内容を確認し、認定手続等を行う。 ③都道府県以北、申請内容を確認し、認定手続等を行う。	介護労働者の雇用 管理の改善等に関 する法律第6条第3 項	改善計画の認定於外 各助成金申請殊企和申請來 23年度以降、認業 は無 以法律に基づ改善 可 可 都道府 等理等の 系 の 部 語 記 章 第 記 章 第 第 第 第 第 第 等 等	厚生労働省	鳥取県、大阪府、徳島県	C 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の性差が重要な原理経営から、事業主が改善計画を実定した場合にこれを設定する仕組みは必要である。 なお、認定については、直接人の生命・身体をあうという介護素務の性質上、介質分野の雇用を習の改善措置の内容の判断に福祉行政として知識が過失なる場合があること、介護条列に福祉行政として知識が必要となる場合があること、介護条列に福祉行政として認識所属が中心となっていていることが、個人の介護事業上が行う改善措置に対する指導研究の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都連府県知事が行うことが適当である。	一方で、本系においては、近千当該改善計画に対する申請美額がないこと た、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を 受けることを要件としない国の施策もあること(例:介護報酬で介護職員処遇 改善加算を受ける場合、事前に介護職員処遇改善計画書を県に提出するこ
242	介護労働者の雇用管 理の改善等に関する 法律に基づく改善計 面の都道府県の認定 の廃止	改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を 改善事業主が雇用管理を 改善するために策定する改善計画について、都道府県 の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。助成金制度施 成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。助成金制度廃 財政金制度を開始。成上はおりる支援措置・助成金を国(労働局・ハロー フィーストリルを受験の限には別途国・中部が必要が、発酵付けられてい フィーストリルを受験の限には別途国・申部が必定が、第一部に手続きすることとなり、申取者に大を均負担となっていた。当該認定を興化した支援策が 新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い国 各地方労働局)が助成金等巡口になるのは企業の負担となるため、避けるへきである。	介護労働者の雇用 管理の改善等に関 する法律第8条第3		厚生労働省	広島県	C 対応不可	現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の国用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを設定する仕組みは必要である。 なお、認定については、直接人の生命。身体を扱うという介護業務の性質上、介質分野の犀用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政して知識が多点となる場合があること、力理業がよる指袖行政の上して知識が多点となる場合があること、力理業が最近に有地行政の上して紹識が異が中心となって行うことは、個人力信事業上が行う改善措置に対する指導研究の役割、社会指揮行政の連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。163の回答を参照されたい。	改善計画認定が助成制度の支給要件でなくなってから認定申請が行われて いない現状を踏まえれば、介護事業主が行う改善措置に対する指導助言の 機会もなくなっており、社会福祉行政との連携を行う場面が乏しくなっている。
9600	理の改善等に関する 法律に基づく改善計	介護労働者の雇用管理の 改善等に関する法律に基 づき事業主が策定する改 善計画について、都道府県 の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づ支援策のうち当該設定を条件としているものはなく 認定そのものの要性が沸れていると思われる。 当該計画の認定を条件とする国の助成金がなべなったことに伴い、本県への当該改書計画の認定を条件と大変展表である。 当該政書計画の認定申請は、平成23年度以母等構がない全国的も一同様と推測。 と推測。 受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手様が必要となることから、既存の助成時と同様、当該交管書前回 認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ①企業等は、企業計画が助成金の対象となるか、労働局に確認 ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う 3都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う。 4企業等は、たまのもれた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 4企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	官理の以告寺に関		厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。 なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという行置業務の 位質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福址行政 上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環 として都道原泉が中心となって行っていることから、個々の介護事	た、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を 受けることを要件としない国の施策もあること(例・介護報酬で介護職員処遇 改善加算を受ける場合、事前に介護職員処遇改善計画書を異に提出するこ ととなっている 等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集後封専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
163	介護労働者の雇用管 理心改善等に関する 法律に基づく改善計 の都道府県の認定 の廃止	- 損楽団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止す るべきである。			C 対応不可	第1次回答のとおり。加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成する「改善計画」の認定制度は、以下の理由から、存続するべきと考える。 ①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(業)において、秘道保保が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置づけるにあたっては、介護労働の雇用管理の企善等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理を等計画「厚生労働人匠が策定」」等を踏まえるとされている。そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の会当に係る保険者指導・事業非得を実施していてことになるが、その際「改善計画」と指ま 古指表を実施することが効果的であること。 ②国においても人材不足分野(介護分野等)における人材確保・育成対策を進める中で、既に「雇用管理を書ヤンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理を書について容を・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める財産支行あるものにするために、「安善計画」と作成することが効果的であること。 3、世域における介護関係機関係が連携し、相互に支援するために平成25年度に創設した介護労働業財金を通じて、参加している介護可能を対しているととも効果的であることを検討している「複種的に周知することを検討しているところ。	6【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(6条)の廃止を含め、介護事業主が策定する改善計画の認定(6条)の廃止を含め、力を関するのは力が表別による魅力ある地場がしていて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。
242		・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止す るべきである。			C 対応不可	第1次回答のとおり。 加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成するできましの展用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成するできまし、現まるでは、は下の理由から、存続するべきと考える。 ①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(業)において、都道府県が策定する「介護保険事業支援計画に、介護人材の確保等に関する事業を位置でけるにあたっては、介護労働の雇用管理の企画寺に関し要な事項を定めた「介護雇用管理企商等計画「序生労働ン臣が策定」等を踏まえることとされている。 そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の企画・(係る保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」と指まえ相違を実施することが効果的であること。 ②国においても人材を保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」と指まえ相違を実施することが効果的であること。 ②国においても人材を関係を関係を実施することが効果的であるとと。 ②国においても人材のである。 「成の一部では、「ので、一部では、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など、「など	[再掲]
960	介護労働者の雇用管理の改善等に関する 注律に基づく改善計 画の都道府県の認定 の廃止	・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止す るべきである。			C 対応不可	第1次回答のとおり。 加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成するできまり。 加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成するできまり。の表生が見ないました。 存続するぐきと考える。 ①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(業)において、都適府県が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置でけるにあたっては、介護労働の雇用管理のを等等に関し要な事項を定めた「介護雇用管理を等計画「厚生労働人民が策定」等を踏まえることされている。今後都適府県は、「介護保険事業支援計画」に受り込まれた屋間管理の協一係各保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「成善計画」と踏まえ相違を実施することが効果的であること。 ②国においても人材本の学野・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める研究に、既に「雇用管理を書やンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理を創について優を・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める研究を表であるものにするために、「夜書計画」を作成することが効果的であること。 なお、地域における介護関係機関等が連携し、相互に支援するために平成と写像に関係した「複等制度となるとと検討しているところ。	[萬場]

	提宏惠頂					Austral of Tribb			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
48	労働条件、労働者の 保護などに関する監 督等の移譲	労働条件、労働者の保護 などに関する監督等の業 務を都道辞県に移譲する。	一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政を必の事務機関発を求める。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限を関係により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。	労働基準法第99 条、第101条、第 102条 労働安全衛生法第 92条、第91条、第 92条	都道府県労働局 の全ての実務の地能 であるとして、授案 事項の全にできない。 では、 であるとして、授業 事項の全でに管を である。	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	労働者の生命会体の定金の経営、資金の支払いなど場所的基準の連合は、途 労働者など基準の変立のかららず、基準の関手で継続が行う必要があるため、 主に以下の点により、都直海県への管験は大平能である。 ① 基本の関于情報のために、場門知識を有す、毎日の関土とる実施体制を確保する 必要がある。 ① 基本の関于情報のために、場門知識を有す、毎日のようを実施を制を確保する 例えば、労働基本監督官は、労働基本は、労働を全衛生法等に基づく優性労働 明えば、労働法本監督官は、労働基本は、労働を全衛生法等に基づく優性労働 明えば、労働法・他の公務を持ちした。「全国発助している。」 日本はおは、他の公務を持ちした。「全国発助している。」 日本はおは、他の公務を持ちした。「全国発助している。」 日本は、他の公務を持ちした。「全国発助している。」 日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に 日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に 日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に 日本に、日本に、日本に、日本に 日本に、日本に、日本に、日本に 日本に、日本に、日本に 日本に、日本に、日本に 日本に、日本に 日本に、日本に 日本に、日本に 日本に 日本に 日本に 日本に 日本に 日本に 日本に	最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関・公務員(例えば、労働基準監督 審並がに労働基準監督 審立がに労働基準を管督)の立場(国か地方か)に依存されるものではない、機力に専門参乗者ではあるが、超遊廃見も専門の知趣を持った過量を有しており、関係法令等に基づき、都道府県かその運用の全国等一性や公正な競争の確保につて、監督官庁とての役割を果たすことができれば、国で地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。
48	労働基準監督官が司 法護禁員として行う捜 査等の移譲	察員として行う捜査等の業 務を都道府県に移譲する。	(C、) 別来的が一切が平衡が利力が利力が可能となることがら、方面引致主 般の事務権関移議を求める。 現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所 等において同様な事務を行っており、園と都道府県の二重行政におり行政コ フトが今公と、小かっている。様理を除する可当を察官の企業の合業の合作と知道体	労働基準法第99 条、第01条、第 72条 労働安全衛生法第 92条、第91条、第 92条	都道府景労働局 の全での発表の可能 不であるとて、控 であるして、控 で 事で一体的に移 を 来 で れ い に を を に を を の で を の を の で を の の で の の を の で の の を の で の の を の で の の の の	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	労働者の生命身体の安全の接受、資金の支払いなど経済的基礎の確保は、法 令・選達など基本の定立のかならず、基本の運行確保も認が行う必要があるため、 主に以下の点により、都直海県への管はは不可能である。 ① 基本の運行情報のために、専門知識を有す、空間による実性体を確保する。 ② 基本の運行情報のために、専門知識を有す、空間による実性体を確保する。 多水の運行情報のために、専門知識を有す、空間による実性体を確保する。 多水との運行情報のために、専門知識を有す、空間による実性体を確保する。 多水とを持ちてもため、法違に上対する是正指線、使用停止体の行る分別・実得新 拡送に基づりまと数字表等の場合でも存むとしても、分類を重ないましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、業行する機関・公務員、例えば、労働基準監督 著並びに労働基準監督 所建かに専門参乗をはおるが、都道府県上帯門の規定持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県小子の運用の全国海一性や公正な競争のでは、監督官庁といて役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。
48	社会保険労務士に関する監督等の移譲	社会保険労務士に関する 監督等の業務を都道府県 に移譲する。	社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の 健全な発達とそこに働労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両 者に対して、「労働条件」、「労働安全保工」及び「労働保険、社会保険等の手 接きに係る事業と行い、さらに「人事労務管理のコナルトラインダーが「全 相談」も行うなど、広労働基準行政を補近する役割を担っている。 また、今後増加が思定される個別労働的争等への対応で、裁判分的争解決 手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業別」とより幅広く行うべく、現在 にな政工も続けれている。 これらを総合的に認定し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求める。 記念とと呼ばて、社会保険労務士の監督権限も通道府県、保護保護をすることを求める。 現状において、固と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政 コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府 現立したが表分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府 務工は労働付額をはなめたした事業面でも都道府県の労働センターや労政事 務末は労働付額をはなめたした事業面でも都道府県の労働センターや労政事 務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県の労働センターや労政事 な事業展開しもつながる。	社会保険労務士法 第30条	都道府県労働局の全の発売の市場であるとて、提介の金でのであるとて、提介であるとて、提介であるとで、提介である。 まて一体的に移を水がている。	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	務の適正な履行確保は国で実施すべきことから、社会保険労務士等 の監督等に関する事務についても、全国統一的に国が行うべきであ る。 仮に、これらの事務を所管していない都道府県において社会保険労 務士等の監督等に係る事務を行うこととした場合、労働社会保険諸法 今の専門知識をする報義による実施体制が存業働と領権できず、全国統二	国及び都道府県が、関連法令によりそれぞれ監督官庁として位置付けを明確 にすることにより、国による一元的な監督の必要はなく、事務の履行確保は可 能であり地方への権限移譲に問題はないと考える。そのためには、法令の改 正等の措置をとることが必要であり、国と地方公共団体、及び関係機関(協

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
4844	労働条件、労働者の 保護などに関する監 督等の移譲	- 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式 や社会実験による勢討を求める。			C 対応不可	第1次回答で述べたとおり、労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払 いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の 最行確保も固か行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への委 議は不可能である。 ① 仮に懇越府県へ委譲した場合、迅速・機動的な監督指導及び法令過度 所裁的が変とた性に、全国一を十斉一の対応をとることができないこと傾列、 ば、全国二共通する労働衛生上の緊急を聴への対処が求められる場合や全 国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合。 ② 企業活動の公正な競争を確保するため、労働基準関係法令に基づ行政 必要であり地域の実情に応じた時行は不適じするること。 ③ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的 に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随 に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随 い方に表している。 ④ 専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要性から、現在の労 働基準監督官がもつものと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるた め、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要があること。	
485	労働基準監督官が司 法警察員として行う捜 査等の移譲	・関係する都進府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	第1次回答で述べたとおり、労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払 いなど経済的基礎の確保は、法令・通連など基準の定立のかならず、基準の 履行確保も固が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への委 譲は不可能である。 ① 仮に報道府県へ委譲した場合、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の 球局が必要なときに、全国一律・斉一の対応をとることができないこと(例え ば、全国二共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や全 国展開する企業の労務管理の全社的な是元が決められる場合や 国展開すると乗の労務管理の全社的な是元が決められる場合の 必要であり、地域の実情に応じた能行は不適じであること。 ② 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的 に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随 時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要であること。 ② 専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要性から、現在の労 働基準監督官がもつものと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるた め、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要があること。	
486	社会保険労務士に関 する監督等の移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	社会保険労務士及び社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」と いう。)に対する監督等については、労働条件、安全衛生、労働保険等の各 労働社会保険議会に係る事務を行っている制金で書からまたのである。 より、個々の事業の異体的な内容を的確に把握した上で実施することが不可 欠てあることから、労働条件、安全衛生、労働保険をに係る事務を行っていない もが直前県に、社会保険労務士等の監督等の部分のみを権限委譲すること また、社会保険労務士による労働相談は、様々な実施主体により行われて おり、これまで国民の利便性に寄与しているものである。	

	提宏重項								各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
487	法に基づく労災保険 の認定・給付等の移	付等の業務を都道府県に 移譲する。	労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の秘管を求めることに併せて、事務権限移譲を求める。 事務権限移譲を求める。 環境において国と部庭県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが開送されるととも、の、 遺府県の一体的な業務とすることで行政コストが開送されるととも、の、 規が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定、 を付が可能となる。	労働者災害補傭保 険法第49条の5	都道府景労働局 の全ての実務の可能 であるとして、授家 事項の全てに管を 下のもいてあるとして、授家 事で一体的に移着 来めている。	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	絡付に支薄が生じるおされが強い、仮に、労災保険と監督を全衛生 行政を切り組した場合、適切な保険給付が困難になるとともに、労災 保険の保険事故する労働災害が増加する等のおそれが強い。 また、仮に保険者を国としたままで、労災保険の認定・給付に関する 事務についてのみ、地方自治体に権限移職した場合、濫給のおそれ	適正な法制度と全国統一基準を策定することで、保険者としての国と、業務運営を行う地方自治体の役割を明確化することができれば、制度の信用性を損ねる監治等の趣念は解消され、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限移譲に利能立称選択において個と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、お近府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が日本業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・船付が可能となる。
488	労働基準監督署の指 揮監督の移譲		労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政 は産業行政と極めて管轄な関係にあることから、その地域の特性を踏まえた 方元、福油度所が一体的な市役事務として担うことで、効果的へ効率的な 行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権服務譲を求め る。 現状において国と都道原現・労働行政全体が二重行政となっており、行政コ 道序県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府 県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可 能となる。	労働基準法第99条 安全衛生法第90条	都道府県労働局 の全への発売の地 であるとて、接切 であるとして、接切 である。 は、では、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	労働基準法等に基づく事務については、いずれも国で実施することが必要であり、1.0第81号条約においても、労働監督は国の監督及び管理の下に関化ものとされており、労働基準監督署の指揮監督についても引き続き国が実施すべきである。	ILO条約における「国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関」は国の機関に限定されない。また、国が全国統一基準を設計し、法(地方自治法)に基づき地方に助言。勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能。なお、現状において国と勧進所集で労働行政を体が工事行政となっており、行政コストが保護となっており、都道府県の体的な事務とすることで行政コストが解读されるとともに、都道府県が担予産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。
485	(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法	各種法令(雇用対策法、高 能者雇用发生法、建立 展用发生活力。 東主十の指導権限。報告· 被告· 也 一致 一致 一致 一致 一致 一致 一致 一致 一致 一致 一致 一致 一致	現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所	高年齢者等の雇用 の安定等に関する 法律第9条、第10条 障害者の雇用の促	であるとして、従来	厚生労働省	神奈川県		職業安定行政に関する各種法令に基づく事業主への指導に係る業 務は、引き続き国が実施する。理由は"①及び②のとおり。 切ある企業におい実について、これらの数値義務を進成するためには、人事機 能を持つ本社を指導するとせんに、実際の就業場所となる支店等も指 導し、企業全体での取租を進めさせる必要がある。 ②御指摘の事業主への指導は、実際に雇用を進めることが目的であ むため、単に指導するだけではな、位意間に活動する企業の実態に 合わせ全国ネットワークによる職業紹介や各種動放金の支給等の対 業と一体的に実施するとで対象性のものとなる。(現実に、ハロー ワークの全国ネットワークだるかした指導、職業紹介及び助成金の支 絡等の対策を一体的に実施するためには、多様な取組が必要であり 各種法令の目的を選成するためには、多様な取組が必要でありま と地方自治体やイギれの強力を発揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、広報密発や事業主支援など県の施策をさい 定当を表しているが、このようなほどの特徴により、労働高及びハローラークの 策値なに平成となり、労働局及がハローラークの実施を放き、 地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に選携した取組 が行われているので、参考にしていただきたい。 なお、ハローワークは全国に544カ府ありにもに、一体的実施施を 205の所設置すると単地は「密集して東終を実施」、年間のべ600万 つるの方が設置すると単地は「密集して東終を実施」、年間のそ600万 つるの方が設置すると単地は「密集して東終を実施」、年間のそ600万 つるの方設置すると単地は「密集して東終を実施」、年間のそ600万 つるの方設置すると単地は「密集して東終を実施」、年間のそ600万 つつの万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民 に身近な行数機関の一つである。	事業主への指導機関については、本社の所在する都道府県が担い、企業全体での取組を確定するために、必要に応じて、支店等の所在する都道府県と連続調整するで、イ機関移譲しても支際はない。利用者のある事業上にとっては身らなからると、ハローワークに訪れる者と比べて都道府県と連が力点大団はの国にはある者の方が、労働者・使用者等によっず多種多様であり、各種法令等の広報・容殊効果が高く見込め地域の実情を熟知した都道府県小主体となって、住民福祉、産業長順、就労支援、教育施築やとあいまって総合的な行政サービスの一環として実施するほうが、利用者にとってのメリットも多大である。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	乗馬・東京の場合について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
487	労働者災害補價保険 法に基づく労災保険 の設定・給付等の移 譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する 制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきであり、ま た。適用、領収、認定、給付の各限にわたり適正効率的な業務運営を行う必 要があるため、他の保険制度と同様に、企画頂氏・運営に、財政責任を 責して同一主体が負うべきである。 労災保険は、適切な認定・給付を行うために、監督・安全衛生行政機関としての調査・指導活動により享果所等から収集した各種の情報を用いることが 不可がであり、また、労災給付に関して骨土災害情報をもとに迅速な監督指 導等を行うことより、効果的な災害限の収り、労災かくの犯徴、再発的 止、適重労働防止のための指導等が可能となり、労働災害の減少につなげて いる。このようご労災業務と整 安全衛生業長に店替来可分な称で運営されており、これらを分離すれば、適正さや行政効率の著しい低下が生じるおそ おから、これらを分離すれば、適正さや行政効率の著しい低下が生じるおそ れたが良い、また、職業性疾病にとなり、労働災害の減少につなけて れたが良い、また、職業性疾病にのでは、個別事例を基準に当てはある プロセスには、高度な医学的判則が必要とされる場合があり、例えば、認定 要件に係る体室放備等の医学的所見が認定基本を満たしていないとぎである プロセスには、高度な医学的判局が必要とされる場合があり、例えば、認定 専門家の走見等を診察まえ、本名が直接判断することが不可欠である。この ため、全国統一的な認定基準が定められたとしても、認定業務の技術的な問 関や、公正な判断の報酬を対象である。なれ、不支施犯分に対する説明や行政争訟への対しては、すべて保険者が個別事業 でどにその責任を負うを持ちなのあり、当該集発を保険者が個別事業 でどにその責任を負うできないあり、当になる一ている場合には本省に協議させ、医学	
4888	労働基準監督署の指揮監督の移譲	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	ることは適当ではない。 要望484、485、487で述べたとおり、労働基準監督署で行う監督指導、労災 動付等の業務は、国が実施すべきものであり、労働基準監督署への指揮監督 督も国が行うべきである。	
489	各種法令仁基づ〈事業主〈の指導相談、事事相談、事事的合〉の指導相談、事事的合〉の表示。 第2 本	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	広範囲に活動する企業の実態に合わせ、効果的な事業主指導を行うためには、ハローワーの持つ全国ネットワークを活用し、人事機能を持つ本社を指導するとともに、実際の政業場所となる支配等も同一の指導方針により指導等を行う必要がある。例えば、本柱に対して障害者の雇入れを指導し、本社が来、を提出し、当該求人について、実際の政業地のハローワークで職業紹介や助成金の支給を組み合わせてマッチングを図るなど、全国のハローフーが連携して事業主指導と、職業紹介や助成金の支給等の対策を一体的に実施することが最も効果的であり、有効に機能している仕組みをあえて分断する必要はない。 ただし、各種法令の目的を達成するためには、多様な取組が必要であり、ご指摘のように地方公共団体の窓口に訪れる事業主への広報・啓発が有効なのであれば、精極的に広報・容券を図っていただきたい。 なお、地方自治体の福祉施策等を必要な利用者のためには、基礎自治体を中心に地方自治体と一体的実施事業を耐ご2003所以上で実施しており、ハローワーク生やとの連携による就対支援(学校が行う能)とに担当を決めつフィテ文規を行う等)も全国で進めている。 また、地方自治体は現行制度でも地方自分にお出当を決めてアラットを国で進めている。 また、地方自治体は現行制度でも地方自治を活用することもできる。あれば、今般開始した求人情報のインライン提供を活用することもできる。	

	提宏惠頂					制度の所管・			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
49	各種法令に基づく事 東東本の指導権関係 (導合物の対象) (導合物・動合)の移 等の・動合)の移 等の一層、 一部、 一部、 一部、 一部、 一部、 一部、 一部、 一部、 一部、 一部	齢者雇用安定法、障害者 雇用促進法等)に基づく事 業主への指導権限(報告・ 徴収・助言・指導・命令・勧	り、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこ	次世代育成支援対 策推進法第12条第	事項の全てについ て一体的に移管を	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	案に一様・一斉に対応する必要があることなどから、統一的な基準の 接定のみなが、基準の限行確保についても国が責任を持つて実施 する必要がある。 特に文性労働者数やパートタイム労働者数が増加し、雇用管理の 実態の多様化・複雑化が進む中、必要な施策の企画立案を機動的に 行うご生活っては、第一線機関における行政指導等により得ったり	生活保護、義務教育や消防など具体的な事務の執行についてナショナル・ミニマムであるにもかかわらず、地方が狙っている政策は多々あるため、労働分野の外例外扱いする理由はない。 然一的な基準による履行については、都道府県間及び国との連絡調整を行えば、十分確保できる。 現実の質に削する概念については、すでに都道府県は同株の事務を行うことで専門知識を有しており、加えて、必要になした技術協府県で共同研修・研究を実施することへ材育成や都道府県を実正のような大学になった。 定案性の関係を必要している。 定案性の関係を必要している。 定案性の関係を必要している。 定案性の関係と経験があれば即戦力として実績をあげることも可能。
49:	こと(男女雇用機会均 等法、パートタイム労 2 働法に係る相談、助 言・指導・勧告、紛争 調整委員会による調	相談、助言・指導・勧告、紛 争調整委員会による調停 の事務)を都道府県に移譲	現状において、都道府景では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府景の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府景への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることでが取立入へ的削減が可能である。現行の都道府県の事務、労働相談、雇用平等・仕事・支援の両立、若者、高・報告者、障害者等の就ま支援、労働者会会におる紛争処理等)に関連して考えることが可能であるため、さまざまな規由から紛争解彰に向けて助ぐこか可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合ので柔軟な対応が可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合ので柔軟な対応が可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合ので柔軟な対応が可能であるととからも、都道府県に権限を移譲するべきである。	法第17条、第18条 育児・介護休業法 第52条の4、第52条 の5 パートタイム労働法	の全ての業務の地 方への移管が可能 であるとして、提案 事項の全てについ	厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	粉争解決援助制度は、男女雇用機会均等法等で定められている事業主が論すべき措置に関する労働者と事業主との紛争の早期解決のために設けられた制度である。 当該東海は関係法の総行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決技を示さにととするす。 とり、単に紛争の解決策を示すこととするす。粉争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣管を設まえた解決を迅速かつ円滑に提供できる。また、法を指する機関において実施されることで、法制度に熟知し専門性を有する職員等が実務に当たることとなるため、利用者への質の高いサービスのの漁場の効率的な理様が可能となっている。 立ちに、紛争解決業務を行う過程で法違互が確認された場合、法分解で確保の限点からは行政状態を迅速に行う必要があるが、粉明等や、決審を行る機関を迅速に行う必要があるが、粉中等に実務と行政指導を一体的に実施することで業務の効果的、効率的運営が可能となっている。 反に紛争解決策務を行う過程で法違互が確認された場合、違法状態を基準を持てでは増減を一体的に実施する迅速に行う必要があるが、粉中等に実施と行政指導を一大場合、違法状態を正さないるとで、対してとなると、行政指導による迅速を追求状態の悪正等の措置が取り扱いこととなる。上行政指導による迅速を追求状態の悪正等の措置が取り扱いこととなる。これでは場合したが必要である。 上記のとおり、行政指導業務は、引き機管は先機関の事務・権関といることが必要である。 上記のとおり、行政指導業務は、引き機管は先機関の事務・権関とすべきまめてあるの。本業務は行政指導と一体的に実施することが必要である。	都道府県でも同様の業務を行っており、「法制度を熟知し専門性を有する職員と者している。 むしろ、労働問題に係る紛争援助制度については、都道府県による総合的な 行政サービスとして運用することで、三重行政を解消できる。また、都道府県 の一体的な業をすることで、別様行の都道府県の事務(労働制係) 雇用平等・ 仕事と家庭の両立、若者、高年齢者、障害者等の就業支援、労働委員会にお ける紛争処理等と関連して考えることが可能であるため、さまさな観点か ら紛争解決に向けて動くとが可能となる。 さらに、県行政の課題として助しばることで、各種施策に生かすことも可能 さらに、県行政の課題として助しばることで、各種施策に生かすことも可能 であることからも、都道府県「権限を移譲するべきである。 また、得来的には、都道房県労働局の全ての業を参加道府県に移管すること を求めており、これは国の行政改革に大きく資すると考える。
56:	地方に条例委任されている「普通職業訓練	条第1項により都道府県 は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」 に関する基準は、法と異なる内容を条例で定めることができない「従うべき基準」 とされているが、地域の事情に応じて異なるの容を定めてどできる「参酌を	とはじるり、また、職未訓練指導見光計以外の公司見恰別有有寺が百連職業訓練を担当することができますの。 その祭用け限 中的したっている	法第28条第1項 職業能力開発促進 法施行規則第36条		厚生労働省	神奈川県	C 对心不可	指導員免許は訓練の質を担保するものである。 優秀な人材を幅広だ品用する観点から、一定要件を満たした能力保 有者については、指導員と認める特例規程を定めているが、あくまで 限定的なものであり、これを参酌基準とすることは、指導員免許を形 核化させ、訓練の質が保たれななる恐れがあるため、困難である。 なお、例示の高卒者、中卒者については、既に一定の実施経験を た後、職業訓練指導員試験受験が可能になっていることから、改めて 職業別機指導員就使受験が可能になっていることから、改めて 放めている。 が定められるように緩和する必要はないと考える。	提案においても記載したように、技術革新の進展速度が加速している。 職業能力開発促送法第30条の2における職業制練指導負責格の特例では、 高度職業制練について指導員免許を否所していない者でも制能を行うことが できることに加え参酌基準とされている。 高度職業制練とのみならず、普通職業制練についても指導員免許の有無を基 準とした現行の要件を報前することで、今後の技術の変化に速やかに対応し た訓練の推進につなげることができると考える。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	・ 単点争項の項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
491	各種法令仁基づ〈專業主への指導権限 傳書・命人・助言・科 (聯合・敬止・助言・科)・男女雇用機会均等 ・海児・介護体業法 、資児・介護体業法 策推進法 ・パーケタイム労働法	・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】	L SATISSI O'U.M	C 対応不可	雇用的等行政に係る事務は、統一的な事務処理基準を事前に具体的かつ 網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通道等による 定期・船跡の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の路壁による 核一的な履行確保が必要である。 また、全国展開する企業の分務管理が明文屋用機会均等法や育児・介護 体業法に違反しており、全社的侵圧が求められる場合等、迅速かつ全国的に 一律・一斉に対かするためには、本者と出先機関の一体的行政運営こそが実 効性及び効率性の確保に必要である。 さらに、、国で実施しているよとは言い難い。こうした状況で、一部 の都道府県で策地ではの事務があり、都道府県が国と同様の事務を行うことですでに専門的知識を有しているとは言い難い。こうした状況で、一部 の都道府県で新修等を実施したとしても、ナショナル・ミニマムの維持・達成は 困難である。 なお、手上げ方式による一部都道府県で回実施については、一部地域では なお、手上げ方式による一部都道府県で回実施についてはなり、事実 の所在する地域によって、実施主体が異なることについて、事業主や労働者 に混乱をもたらす溶れもある。	
492	動争の解決に関する ったと、リバートタイム労 動法に係る相談、動 動語、指導・動等 の事務)の移譲 使の事務)の移譲	・国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行数が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。			C 対応不可	国で実施している紛争解決援助制度は、関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すこととさらず、紛争の原となっている開発制度と他有等について被抵し、法の趣官を指まえ解決案を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。例えば、セクシュアルハラスメントに集る紛争については、紛争解決援助制度において個別事業の解決が図られると同時に、事業主が男女雇用機会対意法に基づてセクシュアルハラスメント防止等の間差を満していければ、これを是正することが重要である。このため、紛争解決業務と行政指導を一体的出版表表である。このため、紛争解決業務と行政指導を一体の超速時であるとから、現在の報告といい、地域の実情に応じた紛争解決援助制度を実施することで事業と中労働者にメリットとなるケースよあるものと思われるが、ニーズにでは上多様を選択技を提供することが衝撃であることから、現在の機能型の仕組みを活かし、引き続き、都道府県等関係機関との連携を図ることが適望いることがある。	
563	地方に条例委任され ている「普通職業訓練 では、「普通職業訓練 環の資格」が従うへ 意識学されているこ とに対する規制緩和	・公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格に関する「従うべき」基準については、地方分積改革推選委員会第3次勧告を踏まえ参酌すべき基準に移行するべきである。	【全国市長会】 市町村への規制緩和は慎重に考えるべきである。		C 対応不可	職業訓練指導員については、職業訓練の質を担保するため、訓練に係る技能のみならず、指導法、訓練マネジメントやキャリア形成支援の能力を有している必要があり、全国共通の職事課結構等員の基準基準を発しました。を全国的に担保するためである。また、普遍職業訓練については、意度職業訓練とはり、訓練受害者のレベルに差があることから、職業訓練の質を担保するためには、職業訓練指導員について活業、計機で基準をレベルに基があることから、職業訓練指導員の基準を緩和した場合、認道所規にごに職業訓練指導員の基準を緩和した場合、認道所規にごに職業訓練指導員の基準を緩和した場合、認道所規にごに職業訓練指導員の工業を終生した事とかった私道所規を含む全国において職業訓練の指導を行うことが可能となってしまい、職業訓練の選手で大学以上にあることを全国的に担保されないこととなる。よって、対応は困難である。	

	担命ませ					think or Entit			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
578	業費(運営費)におけ	(は人)と地球によっている前 禁生がいれば、補助対象と する。	(現行制度) 職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち 省令で定める基準に適合する職業前縁を無が認定し、運営費等を補助することによ 児間における職業削絶を振興するものであり、地位の業計水あられの言成に とって重要、この補助要件として、1別総料当に少り訓練生が氏り以上であることが 必要であるが、豊重健様では、元素にさない場合でも振わる年代制を受する は5年7年日達に1別線生を確保できる見込かあれば、この期間は補助対象とすること できる。また、訓練性の機能の場では3歳未成の訓練を行り入止した場合も他動力像と といてきる。また、訓練性の自然であるが、別様なか少ない訓練料では会費等 の収入による運営は困難であり、補助対象が入されば、この場間は1年代会費等 の収入による運営は困難であり、補助対象が入されば一般をおかない、別様料が休止とれると から訓練材が補助を入れる。当該対域に関係の口で出来らかは、別様料が という記録が表が展出されば、日本の記録をは、日本の記録を対していませい。 よるを一本が経過度となる。 しかし、こうした訓練となる制き生が機構から通うことができなくなり、地域におりる産業 対域の実施は高度となる。 しかし、こうした訓練によりな一般を表することは、地域におりた電を 制度となっているという記録をよることが関係となると、 という記録を対しているの意味を 制度となっているという記録を表するといるの意味を を表するといるといるの意味を はないるといるといるの意味を はないるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	条、雇用保険法施 行規則第121条及 び第123条、職業能 力開発校設備整備		厚生労働省	長野県	E 提案の実 現に向けて 対応を検討	まえ、若年労働者の人材育成を強化するため、今年度から、1訓練科	当県では、来年度以降も、建設分野の訓練科を始め、訓練生の減少により 補助対象外となり、訓練を休廃止をする団体が増えてくることが予想される。 認定職業訓練は、長年、地球に必要な産業人材の育成を担ってきており、 将来にわたって確実と地域に残していかなくてはならないものである。 若年労働者の人材育成の強化のための要件機和がなされたところである が、訓練生が一人でも補助対象の訓練科とするよう、さらなる要件機和につ いて、速やかに実施していただきたい。
686	国が都道府県 (記置 する緊急雇用創出事 業臨時特例基金の指 定都市への設置	例交付金の基金事業の実 施主体に指定都市を追加	【現状】 緊急雇用創出事業臨時特例基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は異となっている。県に基金があることで、国との調整等は、基金の造成主体は異となっている。県に基金があることで、国との調整等は異がとりませて行うもの。県に設置される施金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性がご用度ないという。といませいを実開除ご迅速から計画的に行うことができない。また基金の積み地に等が行われた場合、各市町村でとの活用観がでくには明りにないため、結果といったは一般では多年度は5月補正との活用が、日本では、対応が遅れる場合がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)、「20乗1」 「20乗1」 「20乗2」 「20乗2」 「20乗3」 「	緊急雇用創出事業 等実施要領		厚生労働省	模浜市		緊急雇用創出事業臨時特例基金については、平成25年度補正予算で都道府県に造成している基金を積み増して「地域人づくり事業を額別し、当年度中に事業を開始すれば平成27年度末までの事業実施を可能としている。 「提案の点については、すでに全額、都道府県に交付しており、また、当該基金の平成27年度以降の新規事業開始の取扱いが決まっていないとか、現時点で対応することはできない状況。 なお、当該基金については、地域の実情になじた取組が可能となるよう、基金の配分を部退済県本等の屋用失業律券を基準に決定するとともに、各部道府県に交付した金とは、市町村に補助できる仕組みともに、各部道府県に交付した金は、市町村に構りを基金の扱いとありせて検討してまいりたい。また、市町村レバマの雇用情勢が築しい地域については、地域の関係者の創窓工夫による産業展興施策とあいまった人材育成や雇削出の取組を支援する「実践型地域雇用衛強事業」を実施しており、こうした事業も活用することにより、地域の雇用機金の創出を図っていただきたい。	政令市に基金の造成を認めることにより、より主体的かつ弾力的な取組を 計画的に行うことが可能となると考えているため、27年度以降の基金の扱いと 併せて、ぜひご検討いただきたい。
205		農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令 に規定する答室延床而着 に規定する答室延床而も ろであるが、これを中山間 か家にも拡大すること。 適用対象とは「過路地 域卓在立て退場所 地域と存在する過離 地域を参想定している。	【改正の必要性】 少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図ることも合わせて取り銀む必要がある。移住に職しては、残疾、風土、存の地に住む入の負責等を知るととがに、地域に溶けてむ必要がある。 移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を行っての場合にあいてのみ機能を指されており、海県本漁家については規制制制制の対象となっていない。 振林漁業者がなくとも、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験を目標である。まれ、全の大きないない。 ・ 「一般ないない。」、「一般ないない。」、「一般ないない。「一般ないない。」、「一般ないない。」、「一般ないない。」、「一般ないない。」、「一般ないない。」、「一般ないないない。」、「一般ないないない。」、「一般ないないないない。」、「一般ないないないないないない。」、「一般ないないないないないないないない。」、「一般ないないないないないないない。」、「一般ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	旅館業法施行令第 1条、第2条		厚生労働省	安装高田市	C 対応不可	して営業していただきたい。 なお、事前に提案内容を開会したところ、「農林漁業体験でなくとも、 民宿業を営む者と、食事を共にし、地域の話を聞べことが、貴重な体験 になると考える。つまり、中山間地域の人と触れることが、以わば「農 材体験」であると考える。「よって、非無林漁業がごのように漂伸り	よって、農林漁業体験民宿ではなく、過疎地域において、非農林漁家が営む 「農村体験」民宿というものを新たに盛り込み、農林漁家が農林漁業体験を営 む場合と同等の規制緩和措置をお願いしたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
578	認定職業訓練助成事 業費(運営費)におけ る補助対象接要の算 定基準の緩和	なし	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提楽の実 現に向けて 対応を検討	認定職業訓練については、建設人材等の人手不足分野の人材育成において果た予必割が大きいなど、職業訓練の柱の1つとしてその重要性は高いと考えている。 補助単価の引き上げ等、制度全級の強化や活性化策については、全国の現状も踏まえながら現在検討を行っており、その中で人数要件の緩和についても検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 (16)職業能力開発校設備整備費等補助金 認定職業制能財成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度 の活性化について検討し、平成27年中に結論を得る。
686	国が都道府県 設置 する緊急雇用創出事 実臨時特例基金の指 定都市への設置	 ・都道府県が実施する雇用創出事業との連携を図り 効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 引き続き都道府県の事務・権限とするべき。 	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	第一次回答のとおり。	
205	中山間地域における 旅館業法の客室延床 面積要件の級和	施設の構造設備の基準については、地方分権改革推 進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に要估す る、又は条例による権正を許容するべきである。 それまでの間については、提案回体の提案の実現に 同けて、積極的な検討を求める。	なお、適用対象となる地域における伝統・文化・生活 等の範囲の絞り込みや選定などについて熟慮は必		C 対応不可	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第 5項:現実する最終漁業体験民商素を管立施設について、施館業法施行規 期第5条第1項等分号におり延而額の基準の特別をのみれているが、こ れは、農林漁業者が、農林漁業体験管局としてその自宅を用いて部治させる 待会は、現に最林漁業者として自らとの実施が高与寸生活の場で宿泊者と 生活をともにする面があり、さらに自宅に改修することは生活への支撑が大き いということなども鑑さ、例外的な取扱いが認められているものである。 他力、拇提案の非職林漁業が宿治施設を経営する場合は、施設が過路地 域にある場合であっても、農林漁業者が無治業体験民商業を営む場合と は異なり、営業形態においても単立健保の面でも他の宿泊施設と展立もの ではないため、事業者に共通して束められている延末面積の基準を含む施館 業法の規律のは、健装集とは、消防法等の関係法規を遵守して営業して いただく必要があるものと考える。	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
357	滞在施設の旅館業法 の許可制の見直し	外国人旅客の滞在に適し た施設を賃貸間と採用さ さっ定期間等の滞在に 立ち、外国人旅客の滞在に せ、外国人旅客を接続 実は、旅館業法の許可の 対象外とする。	2018年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・バラリン ビックに接き、2021年にはアールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際 大会)が関西一川で開催されることが決定しており、数件よが国人を持 を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種 施業展開が回るよのが周人最終に対して、国内における円滑な役務提供の ためには、旅館業法の規制緩和が必要である。	旅館業法第3条		厚生労働省	徳島県		御提案は、国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも適用することを求めるものと思われるが、同法は、本年4月に施行され、今後、同法の選者において、特定事業として国家戦略特別区域外国、潜在施設経営事業が定めれ、当該区域計画が内閣総理工匠の認定を受けて場合に、同条の特例が適用されることになるものである。 立、明条の特例措置については、今後、国家戦略特別区域において、その効果、野審を含め、施行状況を評価することとされているものであり、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京玉輪オリンピック・パラリンピックに接き、2021年にはフールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が設立して中で開催されることが楽定しており、東京朴が国、大東市外国、大東市外国、大東市が国、大東市、大田、市・大全種地東銀町が図られる)が国、出来客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。
328	毒物劇物取扱責任者 の資格要件に係る規 制緩和	審物劇物取扱責任者の資 棒要件の設定基準の一つ である「高等学校において である「高等学校において の単位以上の付字に関する科目を修得しているごと」 について、指導更美物の保存 年限(20年)を接通した場 は取得数までないた設定来 めず、「応用に学に関する 認定認定するようにより確 認定認定するようによりることを求めるもの。	【支障】毒物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条 第1項第2号において、「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学 歴を修了した前が資格要体のつてなっている。現他の確認は、この工 は、平取19年2月7日医素化発尿ら厚生労働省医素食品局書查管理課化 は、平取19年2月7日医素化発尿ら厚生労働省医素食品局書查管理課化 で物質安全が課金長通知・毒物及の創物取締法に係る法定受法再移の実施 について」の第1の4及び平成14年1月11日医素化発尿の111001号厚生 責任者の資格の確認について」において、「高等学校において応用化学に関 する学科を修了した者については、おい年のはしか化学に関する利目を修得 していることを確認することとなっており、現行は成績証明書等で確認してい したいることを確認することとなっており、現行は成績証明書等で確認してい したい。 したい、学校教育法施行規則第28条第2項の規定により指導要録等の条係 期間20年が経過している場合は、尿糖証明書等の発行が受けられな 、ため、といいでは、保証の規定の規定によりではおいな 、場合の東近いについては、手を労働省医素食品の書音が見だけられな 全対策、高から「論明の教育課程が明記された書類と卒業証書の両方が必須 生対策をがいる。 といい、よとの回答があり、当時の教育課程が明記された書類ととては、「学 校要覧、海が議当するが、これについては本年年代の規定がないない可能性 、またしている。 素後20年以上経過していた場合、当該高等学校に保存されていない可能性 がある。	号		厚生労働省	大分県、福県、 長崎県、 沖縄県 、山口	C 対応不可	防止に当たらせるため、毒物劇物営業者の店舗等ごだし事任で置に と竹義務所付われているものであり、その職務を果たす上で、十分な 知識等を有している必要がある、このため、毒物劇物取扱責任者の 資格の確認については、的確に行われる必要があるものである。 また、今回の検討要請に係る資格の「(高等学校等で)応用化学に 関する学規差を修了した者」であることを確認するためには、30単位以 上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その 確認のためには成績証別書等が必要となる。 以上のようなことから、成績証明書等の発行が受けられない等の理	確認するためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。』というこ
342	管理栄養士免許の免 許者を、厚生労働大 臣から各都道府県知 事とする。	した者に対して、厚生労働 たとなる、栄養士法等 名集第3項)が、都道府県 知事が免許を与えること する。これに伴い、免許事項をと されるでは、現在原生労働省 に備えている。の注第3条 の2第2項)が、都道府県に備えていると、大学 大学を記録が、都道府県に 個元ることとすると、大学 士免許と同様の規定とする。	週間程度で完結している。 免許者を、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することにより、申請から 交付までの期間を短縮することが可能となり、住民サービスの向上を図ること ができる。	第4条第3項・第4		厚生労働省	香川県	C 対応不可	管理栄養士制度は、限和37年に栄養士の賞質向上措置として創設され、栄養士のうち複雑又は困難な栄養の指導に従事する適格性を有するものは、厚生大臣の登録を受けて管理栄養士となることができるとされた。 現在も、栄養士法第1条第2項において、管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士とを入ることができる権養のために必要な栄養の指導等を行うことを来とする者と定義されている。 このように高度の専門性を有する管理栄養士として必要な知識及び技能について、的確に評解するために、厚生労働大臣が管理栄養士として必要に対している。このことから、管理栄養士として必要に対して与えることしている管理栄養士とはの政策を指しませない。「中国大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	■ 展示等項の項目に がく 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
357	滞在施設の旅館業法 の許可制の見直し	施設の構造設備の基準については、地方分権改革推 進委員会第2次動台の設置を踏まえ、8例1。受任す る、又は条例に受任す る、又は条例については、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例は、各特区の区域計画において同条の事業が位置付けられ、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けた後に、事業者が都道府集却事等の特定認定を受けることにより、適用がされるものであり、これの手続は、今後、日家戦略特別区域において、その効果・弊害を含め、施行状況定評価にた上で当該評価結果に基づき所要の指置が講じられることになる。 以上のことからすれば、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。	
328	毒物劇物取扱責任者 の資格要件に係る規 制織和				C 対応不可	〇一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「成績証明書等の発行が受けられず、無動制物取扱責任者になれない事例が発生している」とあるが、成計即書等の発行が受けられない場合の散めしま元におり、また。応用化学に関する科目を理修していることが証明できない場合は、都道府県知事が行う書物創物政長任者試験に合格する等により書物創物取扱責任者になることができるものである。 〇33単位以上の修得を専門学校及び高等学校に求めていること及び単位数を39単位以上していることについては、文部科学者が定める高等学校学習指導要領等に単じた取扱いをしているものである。	
342	管理栄養土免許の免 許者を、厚生労働大 臣から各都道府県知 事とする。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	管理栄養士制度は、昭和37年に栄養士の資質向上措置として創設され、栄養せのうち複製又は国理な栄養の指導に従事する適格性を有するものは、厚生大臣の登録を受けて管理栄養したなることができるとされた。 現在も、栄養土法第1条第2項において、管理栄養土とは、医生労働大臣の免許を受けて、管理栄養土の名称を用いて、傷事者に対する療養のために必要な栄養の指導等を行うことを実とする者と定義されている。このように高度の専門性を有する管理栄養土として必要な知識及び技能について、的確に評価するために、厚生労働大臣が管理栄養土国家試験を行っているところである。このことから、管理栄養土国家試験に合格した者に対して与えることとしている管理栄養土免許について、免許者を厚生労働大臣から各都道府県和事とすることは優定する。また、名簿への登録の及び登録等刊については、自結の利利便性の向上を目的として、申請者の希望に応じ、「登録済証明書」と書の利利便性の向上を目的として、申請者の希望に応じ、「登録済証明書」とを認める。	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
394	水道水源開発等施設 整備費国庫補助金に 係る平均単価要件の 廃止	水道本藻開発等等施設無衡 質別表第の保証を4の内 の指数第1の保証を4の内 のが指数第1の保証を4の内 のが指数第1の保証を4の内 対20年表別の12年の 第2年表別の12年の 第2年表別の12年の 第2年表別の12年の 第2年表別の12年の保証 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を 第2年の保証を	【支障事例】 「支障事例】 水道事業者幣に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される中均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低く抑える経営努力によって傷度な料金を維持している事業体が当該機制制制度を活用できないこととなり、重要給水塩配配水管及び手が管更新事業を約割をを移った。 「保する一つの柄が断たれることとなっている。 なお、当金業面の当該採収基準によりは料金は59円であり、採択基準されたしていない。 「おりまなきに表す。大道料金をはずいましている。 なり、一般の事性が表す。となっている。 なり、一般の事性が表す。となっている。 なり、一般の事性が表す。となっている。 なり、一般の事性が表す。となっている。 なり、一般の事性が表す。となっている。 なり、一般の事性が表す。となっている。 また、過去の建設改良事業実施に伴う企業根拠差が多額による事業体にあっては、その事態の支柱が及負担となっており、給水に係る費用が解えているが、おりは服なく、推動企の変な対象を見せたっている。 しかし、今後整件と変別を表す。となり、更なる利息負担が生じると見込まれる。それにより、安思に水道料金の値上が行われては、水道用着の生活に少なからず影響を展生すことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採収基率の提前が求められる。 「思参の解消策】 は基本の履和が求められる。 「思参の解消策】 は基本の履和が求められる。 「思参の解消策】 は異常定式、費用構成比・支払利息・支払利息、収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでよりもさらに踏み込んだ基準を採用する。	水道水源開発等施 設整備費補助金交付要網 庫補助金交付要網	ての説明は別紙に	厚生労働省	越谷 • 松伏水 道企業団	C 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化 対策等のために補助を行っているため、平均料金以上の事業者を補 助対象にするなど一定の証料要件を付しているところである。限られ た財源を配分していく観点から、補助採択基準の緩和は難しい。	
232	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の 接収基準の緩和	南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の資本	【制度改正の経緯】 国土強靭化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。とりわけ、南海トラフ地震的攻対資権進地域にある本策にとって、水道能設の耐度化は、架前取り組むやき難起となっている。 「支障事例】 ・中央防災金維が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県は被災菌域の断水本が99%。被災1ヶ月後でも51%であり、被ぎ砂度されている部連解係の中でも非老地、小数値なっている(後書想定(40部道解外の断水率の平9)、撤災直後31%、被災1ヶ月49%) ・単価要件(90円ノ / 川以上 力が課せられており、本票全での上水道事業体には、資本単価要件(90円 / 川以上 力が課せられており、本票全での上水道事業体にの地上、水道等でが、旧国権制度を受けることができていない、(駅内上水道事業体)のです。「国際市場を受けることができていない、(駅内上水道事業体)のでいない。 「制度な配する際に資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件を約0円 / 州上の地域と乗り、一部度化を調整していない。 「利度などこの必要性) 「制度な必要性) 「制度など、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、1000元間、	設整備費国庫補助	参考資料(高知県 の耐震化率と資本 伸展、被害数。日本 水道協会アンケー ト)	厚生労働省	高知県	C 対応不可	水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化 対策等のために補助を行っているため、資本単価要件など一定の採 択要件を付しているところである。限られた財源を配分していく観点か ら、補助採択基準の緩和は難しい。	一般的に、水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化 対策等のために補助を行うことについては理解できるが、当県のように南海ト プロ三大地震に対暴大校部をが想定されている地域においては南海トラー 地震対策特別指置法及び国土造粉化基本法に基づく水道施設の耐震化事 案のための補助が受けられるよう、資本単価要件を課され、補助制度が必要 である。 高料金の理由としては、土地の取得経費や外質が悪いために浄化設備に高 縮な経費がかかること等が想定されるが、耐震化に係ら経費(工事単価)は、 どの事業体であっても大きな差異はないと考えられるため、高利金を化対策等 の理由で資本単価を耐震化事業の採択基準とすることは不合理と考える。
285	水道水源開発等施設 整備費国庫補助金の	水道水薬開発等施設整備 費買工業等を付表の 基本づく特定広域化施設和 (7居住人口50万人以上) (7居住人口50万人以上) (7居住人口50万人以上) (7年大人口50万人以上) (7年大人下大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工) (7年大人工	し「無外が減一本化を免給さ、近後化を投降的に乗り組かづう、水道辛素 の運営基金原化を推進、原見に利用し続けていたさべま道を目指すことと ている。 「毎度改正の必要性等」で現分でも国庫補助があるものの、そのうち「特定広 域化振度登録費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新 域化振度登録費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新	厚生労働省発健04 01第12号平成26 年4月1日官小政26 働事務開発等施金交 機関国庫補助金交 付要綱」		厚生労働省	埼玉県		水道施設整備は水道料金による整備を基本とした上で、高料金化 対策や政策的に推進する必要があると認められる事業を対象に補助 を行っているため、広域化の規模や事業統合など一定の採択要件を 付しているとこである。限られた射源を配分していく観点から、補助 採択基準の緩和は難しい。	平成27年度予算概算要求において、現行の水道水源開発等施設整備費補助のうち、水道広域化施設整備費は廃止され、新たに水道事業広域化等推進責補助が制設される。とある。 今後、新たに整備される。とある。 今後、新たに整備される制度の補助会については、各水道事業体の現状を 概念、施設整局が有実にわらり組続的かつ建実に進められるために、各水道 事業体が柔軟に対応できるよう、本件提案を反映した交付要編等を兼定して いただきたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	星点等項30項目にしいで 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
394	水道水源閉発等施設 整備貴国庫補助金に 係る平均単価要件の 廃止	_	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不可	水道事業は市町村経営が原則とされ、基本的に独立採算で運営されている。水道整設整備に係る結助は、水道が公衆衛生向上と生活環境改善に不りなが施設であることに鑑み、特に、水道地を、水で本能等でる上が増しいものの、水道事業等を経営する市町村として、水道水上の総水義郡を全うし、安全な水を確実に移動がするために必要な施設等に関する。上に高年金化党家という競点で補助を行っており、水道料金の平均維備要件は高年金化を図る指標の一つとして用いているものである。したがつて、補助要件報和は困難である。	
232	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の 採択基準の極和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不可	水道事業は市町村経営が原則とされ、基本的に独立採算で運営されている。水道施設整備に各係額助は、水道が公乗物生向上と生活環境改善に不可欠な施設であることに鑑み、特に、水道料金・ダイでを転嫁することが貸しいものの、水道事業等を経営する市町村として、水道法上の約水電影で等し、安全な水を観望はあれずるために多数な施勢で展別、主に高昇金化対策という競点で補助を行っており、資本単価要件は高昇金化を図る指標のつとして用いているものである。したがって、補助要件緩和は困難である。	
285	水道水源開発等施設 登備費団庫補助金の 採択基準の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		E 提案の実 現に向けて 対応を検討	ご指摘の水道事業広域化等推進費補助が今後の予算編成過程を経て創設 に至った場合には、ご意見を請求え、検討して参りたい。	

	All of the second					Autoba or Toronto			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
478	・食品衛生法の登録 検査機関	している登録検査機関の登録等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府		食品衛生法第33条 ~第47条		厚生労働省	神奈川県			が、このルことでいう、は来来来来項、は、はなま来来が、力ない対象かたはされ おらず、新たに検討すくきである。 従来から各部は府県が特認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、 食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督することによ り、二重行政が解消されるとともに、より一体とした対応により、食品等の安全 い地性に"冷するとある。
633	規格基準が定められ た添加物からの、粗製	添加物製造業に関して、平成19年3月30日付け国の通知により規格基準が定められた、63の添加物から、粗製海水塩化マグネシウム(にがり)を除外すること。	展20年4月1日より施行されることとなったが、粗級領水塩化マクネシウムの 第業許可等にお各組論推測開が設けされており、現在を従前の例の業業計 可及び毎年の食品衛生管理者の設置が不要)によることができるとされてい しかしながら、その経過期間が終了した場合、添加物製造業の営業計可と食 品衛生管理者の設置義務が発生するが、「食品衛生管理者」は、医師、歯科 医師、柔利師、獣医師の資格を有する者、畜産学、水産学、展表化学の過程 を修了したもの。食品衛生管理者表別施設で所定の過程を修了したもの。食	食品衛生法第11 条、第48条、第52条 食品衛生法施行令 第13条、第35条第 34号 平成19年3月30日 食安発第0330001		厚生労働省	長崎県	C 対応不可	食品衛生送第48条及び第52条の規定に基づき、同法第11条に基づき規格基準が定められた活加物については、活加物製造業の許可及び食品病生管理者の設置が最終分けけられていまり、食品、添加物等の規格基準の一部を改正しなにがりパーロいては、「食品、添加物等の現格基準の一部を改正しなにがりパーロいては、「食品、添加物等の現格基準(関和34年厚生省音示第370号)となり、最高、添加物等の規格基準(関和34年厚生省音示第370号)となび、自然の大きな、関係業券がもの変量等を設ました。これが自然が、関係等というというによったが、関係等からの変量等を設ました。これが自然が、海洋等域による不使物の混入の点ぐれも指摘されていることが、海洋等域による不使物の混入の点ぐれも指摘されていることが、海洋等域による不使物の混入の点ぐれも指摘されていることが、海洋等域による不使物の混入の点ぐれも指摘されていることが、海洋等域による不使物の混入の点では、関係健康を図るため、にがリについて成分規格を設けないことすることは関策であると考えている。これでは、現在進めているにかりの成分規格を見ました併せて、食品衛生管理者養成議習会の受講者の負担軽減について検討を進めているところである。	にがいは、塩を精製する際の副産物であるため、海域によっては海洋汚染による不純物の混入のおそれが危惧されるとあるが、塩の原料となる海水の採取海域を指定するなどにより対応できないが検討側いたい。 最高機管理器養成調管会の支援者の負担整減については、現在30日程度の受講期間を、にがりの製造に限っては、数日間というような大幅な短縮を行い、受講者の負担軽減を図っていただきたい。
183	被災した子どもの健康・生活対策等総合 支援事業(子育て支援 対策費補助金)の実 施主体等の拡大	被災した子どもの健康・生 活対家等給を支援事業・日 活対家等給を支援事業・の 中の「子ども健やか訪問事 実」及び報を亡くした子皇 について、現実主は体及び頃 に対して、日 避難者を受け入れている都 道府県を加えること	依災県以外でもこの手来が活用できるよう見直しを行う必要がある。	被災した子どもの健康・生活事業・子音で、子音で、子音で、子音で	じ避難されている力		秋田県	D 現行規定 により対応可能	本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その 使途については、被災地域の復日・復興に直接資するものを基本とす ることとされていることから、使金の厳格化を図を創金により、乗生 体を被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市等) 及び被災県内市町村に設定しているところである。 しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体 以外の自治体の避難者に対しても支援が可能となるよう ・実施主体から避難者のいる自治体の原門団体への委託 ・実施主体から避難者のいる自治体の原門団体への委託 ・実施主体が必要託をサナた民間団体がの選託 の場合は体の委託等、 被災自治体が実施主体として事業の委託を可能としているところであ る。	実施主体からの委託による事業が実施可能なことは理解しているが、本原には岩手県、宮城県及び福島県から避難している子ども並がおり、それぞれに支援するためには3県と委託する変がある。また、板災県にあっては事業を行いていた考える各自は特と委託契約するとなると、かなりの事務量が発生すると思われる。事業の必要性が認められるのであれば、各都通南県が発生すると思われる。事業の必要性が認められるのであれば、各都通南県が興生版できるような正したが必要からではない。また、「板災地域の復日性関係であるとなったいるか、安全の基本とすることと含れていることから、後途の服務化を図る観点とされているが、安全の通済県外が日本業についてに領生も労働に事業計画書を提出させるなど要綱等を定めることで厳格化は図られると考える。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	星点等486場合についた 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
478	登録検査機関の登録 等の移譲 ・含品衛生法の登録 検査機関	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 登録核査機関に関しては輸入食品の検査問題等があ るため、慎重に検討すること。		C 対応不可	本提案について、提案募集方式の対象であると認識しており、検討の結果、 対応することができないと回答したものである。 輸入食品に違反があった場合、相手国政府からは検査精度の検証を求め もれ、国の責任において国体することが必要となる。 当該事務を自治体に移管した場合、登録接査機関の管理を展開の状況 についても、自分体にあることとなるが、これは、個々の登録検査を開図が記 について、国として責任を持って回答することが困難となる。したがって、引き 接き回の責任において実施する。 なお、ご指摘の地方厚生局は、厚生労働権の地方支分部局であり、国の責 任において対応することに変わりはない。 また、当該事務を自治体に移管した場合、ご提案いただいた。国と自治体院 の情報共有は新やガイドラインの整備を行ったしても、問題の各受録検査 機関を直接施正する仕組みがなくなることに変わりはなく、事故発生時の迅速 な検査に支障をきたすおそれがある。	
633	規格基準が定められ。 た添加物からの、粗製 海水塩化マグネシウ ム(にがり)の除外				C 対応不可	特定の海域が常に一定の環境状態を維持し続けることは考えにくいことから、特定の海域で採取された海水を原料とした粗製海水塩化マグネシウム (にが)と規格基準の対象からかすことは困難であると考えている。 食品衛士管理者養成諸曹金の資業者の負担軽減については、現在受講期 間の在り方等も含めて、検討を進めているところである。	
18:	支援事業(子育て支援	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」 となっているが、事実関係について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。			D 現行規定 により対応可 能	本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その使金については、被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることされているこから、使金の厳格化を図る製品により、実施主体を受興、制等県、宮城県、福島県、、落災指定都市等(船台市等)及び被災県内南町村に設定しているところである。しかしながら、運用においては、実施主体の判断により、実施主体以外の自治体の運輸する以とも支援が可能となるよう・実施主体がら避難者のいる自治体のの要託・実施主体がら避難者のいる自治体の民間団体への委託・実施主体がら避耗を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間団体への委託・実施主体がら要託を受けた民間団体から避難者のいる自治体の民間の体への委託・実施主体が実施主体として事業の委託を可能としているところである。なお、厚生労働省においては、9月の日付けで各自治体に対しる基準が最近によります。	(22) 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(復興庁と共管) 「子ども健やか訪問事業」等の実施主体を、被災県、被災県内の市町村として いる要件について、事業の積極的な活用を図るため、避難者のいる都道府県

	提宏惠頂					thints on ET this			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
587-1	人口動能調査事務シ ステム及び人口動態 調査ナンライン報告シ 京ナンライシ報告シ する手続の間素化	テムに係るハフ・リカン・リカン・アムに係るハフ・リカー変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連 の申請事務における経由 機関(都道府県・保健所) の省略	たってシステム性核毒を添付する必要があり、導入PCの仕様や検結プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から進速する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務並ら規能である。また、房内南市がからのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務連を制受けられ、事務の簡素化のからに申請を行った市司計が長期に力たり手書き報告で刻かせざるを得ないなどの事象が起こっている。 (初業) 昨今のパソコン・ブリンターは人口動態統計死亡票等に使用する学体に対応しており、導入申請請にチェッウする必要性が低いことから、システム導入時	号「外ンステムの自動態」の 東入いて、 大いステムの自動 等に関い「原すに関い「原動態」で を 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、	添付資料: - 平成24年7月37日核人発の171第1 年	厚生労働省	京都府、大阪京府、兵庫県、徳島県	A 実施	○ 以下のとおり一部実施 人口動態設定事務システム(以下「事務システム」という。)の導入申 第に関する添付書類については、提出先機関のオンライン報告シス テムにより確実に取り込むことが対策を行りとなっているか。また。 労働省に設置しているのに関金票終取装置で終み取り可能なのに創 意果となっているか等、事務システム導入に当じノ口動態調合の 告に支護がないよう事前に確認が必要である。そのため、添付書間 健認が必要な部分を精査、検討した上で、省略可能な書類について は添付不要としたい。 なお、当該検討については、8月中に範囲の確定、9月上旬にベン ダーに意見聴取を行い、9月中旬に結論を得る。 なお、①②③については、各種遺霊、要領等の改正が必要であり、 数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期とし たい。	回答のとおり進めていただきたい。
587-2	ステム及び人口動態 調査オンライン報告シ	ケー変更時の変更申請の 廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連 の申請事務における経由 機関(都道府県・保健所)	たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリン	号(外) ステム (大) の (添付資料: - 平成24年7月17日号/永0017第1号/永0017第1号/永0017第1号/永0017第1号/永0017第1号/永0018版/中原大多年/東京大学、大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大田大	厚生労働省	京都府、大阪、京都府、大阪、佐徳島県	C 対応不可	事務システム等に係るがソコン・プリンタの変更申請については、厚生労働省で申請・ハフコンの変更処理や「のとおりのご務金票の読み取りの可否について、人口動語調査の報告に実施がないよう事前に確認が必要であることから、廃止は困難である。 なお、添付書類については、①と同様に検討を行い、9月中旬に結論を得る。 なお、①②③については、各種通道、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。	添付書類については検討いただけるとのことなので、回答のとおり進めていただきたい。
587-3	ステム及び人口動態 調査オンライン報告シ	テムに係るハンフ・カリック一変更時の変更申請の 廃止 ③人口動態調査事務シス テム及び人口動態調査オ ンライン報告システム関連 の申請事務における経由 機関(都道府県・保健所) の省略	たってンステム性接着を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリン 今一に変更があた場合にも、その都便変更申請を提出することなっている。また、経由機関から進達する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関、 また、解内市別者が成りたって、2000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000	号「外 24年 ・ 1年 ・	添付資料: - 平成24年7月7日 日秋人発0717第1 年 日秋人発0717第1 号 八人を0717第1 号 八人の大会0717第1 号 八人の大会0717第1 号 大会0717 日本 1 日	厚生労働省	京都府、大阪京府、兵庫県、 徳島県	A 実施	○ 要望府県以外の都道県、保健所、市区町村も本提案を了承することを削減し以下のとおり実施可能 申請事務における関係機関の経由については、システム導入申請 前にスケジュールについて、市区町村においては保健所の、保健所 においては指定都市、都道府県の了承を得ることに変更し、廃止した い。 なお、①②③については、各種通道、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期とし たい。	回答のとおり進めていただきたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検対象の場合とから指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
587-1	人口動態調査事務システム及び人口動態 調査オンライン報告シ 調査オンライン報告シ ステムの導入等に関 する手続の簡素化	なし	【全国市長会】 事務軽減となるよう、提案団体の意見を十分に尊重さ れたい。			○ 以下のとおり一部実施 人に勤節に関連事務とステム」という。)の導入申請に関する係付書館については、提出先機関のオンライン報告システムにより確実に取り込むことが出来る中となっているか、また。厚生労働者に改置しているのの保護金集保施業産で表示しなりでは、また。原生労働者に設置しているのに関連素保険を重要を表すているから、事前に確認が必えテム事前に確認が必えテム事業については、おき事前にお理されません。また、一般である場合では、「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム事業・「システム」という。」は、申請書に記載されば、厚生労働省においては任命建設が出来ていないシステム。(新規書入のメーカーの場合も含む。)であった場合は、仕様書等の提出を求めることとする。 なお、①3(こついては、各種通道、要領等の改正が必要であり、数回に分けての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。	6【厚生労働省】 (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (i)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請については、添付書 類を簡素化する。 (i)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査 オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経 由については、廃止する。
587-2	人口動態調査事務システム及び人口動態 調査オンライン報告シ 調査オンライシ報告シ する手続の開素化	なし	【全国市長会】 事務軽減となるよう、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	事務システム等に係るパソコン・ブリンタの変更申請については、厚生労働名で申請パソコンの変更処理や①のとおりのCR顕査票の読み取りの可否について、人口動態調査の報告に支障がないよう事前に確認が必要であることか、原止は困難である。 ① に回接に添け不多とする書類について統計を行った結果、パソコンの変更申請によりそのの性能等について統計を記が出来ていないの等が搭載されたPのが導入された場合、システムの利用が出来ななな可能性があることまた。ブリンタの変更申請に必要の際に調整実際用に対ら有更の書産等、申請市区町村以外でも業務の増加が懸念されることから、従前どおりととたい。 (参考) パソコの変更申請に必要な書類・・・「人口動能調査オンライン報告システムの再入インリンの変更申請に必要な書類・・・「人口動能調査オンライン報告システムの再入イン人利用要領の別添「人口動能調査オンライン報告システムを利用する機器)ブリンタの変更申請に必要な書類・・・「人口動能調査オンライン報告システムの導入等に関する申請にかいて」の別統1に基づいてブリント出力した調査票	
587-3	人口動態調査事務システム及び人口動態 調査オンライン報告システムの第一次学のでは、 ステムの導入等に関する手続の簡素化	なし	【全国市長会】 接寒により、事務軽減となるかについて、十分な検討 が必要である。		A 実施	第1次回答と同様 なお、①③については、各種通道、要領等の改正が必要であり、数回に分け ての改正は混乱を招く恐れがあることから、同一時期としたい。	[再掲] 6[厚生労働省] 6[原生労働省] (15)人口動能調査事務システムの導入等に関する事務 (1)人口動能調査事務システムの導入・変更に係る申請については、添付書 類を簡素化する。 第二動電調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査 オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経 由については、廃止する。

	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
372	保育所保育士定数へ の准看護師算入を可能とする規制緩和	基準(省令)により、現児4 人以上を入所させる保険に においては、看護に導い 師が保予させるとでは のことができるとさ、民間の が、当該既ごのできると、民間の が、当該既ごとなどにより、、当該既定 ですることなどにより、、当該 であることなどにより、まなどに 選出した。 ですることなどにより、まなど ですることなどにより、まなど ですることなどにより、まなど である。		児童福祉法 第45 条 児童福祉施設の設 児童福祉施設の設 の設 る基準 附別第2項		厚生労働省	九州地方知事会	C 対応不可	保健師助定師看護師法(平成二六年法律第八三号)において、看護師は復養上の世話又は診療の補助を行うことを業上する者とされているが、鬼者護師については、療養上の世話を実上するためには、医師、歯科医師又は者護師の指示が必要とされている。 また、資格取得に係る要件も異なることから、看護師を准看護師を同等とみなすことは困難である。加えて、看護師等を保育士にみなず措置については、従来ら以上の引見を入れざる任義目前には、選集中集中に一定もしたいたが、平成10年に見にに対す合には配置基準上保育上に含むものとしていたが、平成10年に見にに対するに正置基準上保6:1から3:1に引き上げ、看護師等の配置のみ方義を廃止した際に、当分の間の発過措置として、現10年の以上を入薪させる保育所については、看護師等、1人に限り、保育上とかなすことができるものとしたものであって、保育の実施については、保育上がその専門性を活かし実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。	者護師と准看護師の間には、法律上の資格要件、医療現場における業務内容に違いがあることは承知しているが、佐賀県内の傍肖所からは、保育所における業務実際と踏まえると、准者護師でも対応できるという意見が寄せられている。
702	保育所の保育士定数 への准看護師の算入 を可能とする規制緩 和	児童福祉施設の設備運営 基準(省令)により、乳児4 人以上を入所させる保育所 においては、基礎を上保健 師が保育を製に算入する。 (従うべき基準、民間保育 がに対する国産担対象)が、当該省令を参酌基準 化することなどにより、准 施力を表現した。 近年のである。 により、 により、 により、 により、 により、 により、 により、 により、	会市では、乳沈スト以上を人がごせる終末的1、のうこ、各種の大は終世的を 促進している。 しかしながら、保育所においては、保育土定数に算入できる。とされ、電機師に置を 限定されており、また、運営質に保す土を積止の入件費差額が反映されて いないこと等か、電極節の環保が低して報節の配置が進んでいないのが 別状である要性」当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対 である要性」当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対 である要性」当該規定を参酌基準化することや、省令改正により算入対	児童福祉法第45 条.児童福祉の設 備及び運営に関す る基準附則第2項		厚生労働省	鹿児島県	C 対応不可	保健師助産師看護師法(平成二六年法律等八三号)において、看護師は携業上の世話又は診療の補助を行うことを案とする者とされているが、集者護師については、歳養上の世話を案とするためには、医師、歯科医師又は看護師の指示が必要とされている。 また、資格取得に係る更休も異なることから、看護師と准看護師を同常とみばすことは困難である。加えて、看護師等を保管土にみなず措置については、我年の人以の見見を入中させる保育所には、我年の人以の別見を入中させる保育所には、世間に、な年の人以の一次の、一次の年に別に対する保育所にの配置必事と発行所には、三分の間の経過相差として、利見らん以上を入所、現たの配置基準を合こかで、1531に31と上げ、看護師等の配置努力職務を廃止した際に、当分の間の経過相差として、利見らん以上を入所、現をの配置基準を合こかで、1531に31と上げ、看護師等の配置努力職務を廃止した際に、当分の間の経過相差として、利見らん以上を入所を応じたいては、無難がある。人間を経過であることでは、保育上がその専門性を活かし実施することが本来の姿であることをご理解願いたい。	保育所における看護師等の設置については、看護師等の配置努力義務を 廃止した際の経過措置として規定されたものであるが、保育所において乳幼 児等の体調多季中の態、看護師等分その専門性を活かし対かすることは、引 幼児等の健康保持、ひいては保育所の安全・安心につながることから、その 配置が望ましいと考えている。 しかしながら、現状として、看護師の確保は今困難な状況にある。 しかしながら、現状として、看護師の確保は今困難な状況にある。 しかしながら、現状として、看護師の確保は今困難な状況にあるが、保育所の保育業務における役割においては、両者の専門性の差はと が、保育所の保育業務における役割においては、両者の専門性の差はと んどないところであり、実際、周史・病後児原育事業」では、看護師の配置を認めている状況がある。 このため、保育所の現状を考慮し、保育士定数、の算入対象を准看護師まで拡大すべきである。 なお、保育所限係団体から、看護師よりも配置が容易な准看護師を保育士 定数に算入することができるようにしてもらいたい旨の要望があるところである。
204	「保育支援員(仮称)」 の保育士配置定数へ の算入		【制度改正の経緯】期総市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5、000人余り(約11%)人口が増加している。この地域の土地桥から公工保育所が多く、その中で要支援児を保育する保育工場、工格制職員である保育工法。全て保育工有資格である。を受支援別に対する加配保育工等、保育の資産確保する限り組みを長年実施してきた。(東海明儿、山、朝・祝の時間所動の保育土が低く政策を入してきた。は、補助職員としての保育工の記方希望時間常が9時から15時までが主流、技術制職員としての保育工の記方希望時間常が9時から15時までが主流、14時期職員としての保育工の記方希望時間常が9時から15時までが主流、40度人で成立と40年日日14年末期職職局、定之の活性に少労助力の作品を図る原本であるが、子ともの居場所である第1億土の保育力の保育工の企業では関本式が下にあるので、実別形に保育の分解性が選生を図り、47年の受け、10億年の保育工の企業では、大学の影性大学にある。19年末の日本では、10億年の保育工の企業では、10億年の保育工の企業では、10億年の保育工会には、10億年の保証とない。10億年の保育工会には、10億年の保証とない。10億年の保証とない、10億年の保証とない。10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、1000年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証とない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年の保証をない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、10億年ののよりにない、1	る基準第33条	安心を担保するた	厚生労働省	琳穆市	C 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当ではない。 なお、保育士諸保については、「待機児童祭清加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。	施泉推進をしいることは基序するが、200米が3回により、下が成り、 いない状況についてどう把握し認識されているのか。保育士の育成と保育業 務への提供状況や保育士の労働環境の状況の把握、改善を含み、「保育士

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
37:		保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」に ついては、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏 まえ標準とし、各関的な理由が36 新囲内で、地で 実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべき である。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人 以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1 人とする特区制度を自服開した段階で、住房を変えており、保育士不足に 対応するとの制度を全国展開した段階で、住房を変えており、保育士不足に 対応するとの制度か全な開展制したの外面は自然をより、企業を満たすべき との影響であったが、それであれば何故、元々は経過措置的な位置付けだっ た別定き材度がは、保育所に成れる電腦師の保証制では重要が本来担当機を したでは無いは、保育所に成れる電腦師の保証制では、1 日本では無いは、保存所にはなる場合の関係とない。 日本ではません。 ・ 1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1 日本では、1	C 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育工資格を持った保育工による保育が行われる必要がある。 看護師等を保育工とみなす措置は、当分の間の経過措置であって、看護師等に代えて他の有資格者を新たに保育工とみなずことは考えていない。また、全国展開したのは、特区の終認れておいて特段の問題が生じていないと判断されたものでついては、途やいと全国服務を推進していてことを原則と対したものではない。	6【厚生労働省】 (1) 児童福祉法(昭22法164) (前) 児童福祉法(昭203年44) (前) 児童福祉法(昭203年24年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3
70:	保育所の保育士定数 への准者護師の第入 を可能とする規制緩 和	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」に ついては、地方分権な高推進委員会第2次動音を第 まえ標準とし、全理的な理由がある範囲内で、地域の 実情になした異なる内容を定めることを許容するべき である。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 同けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 看護師を保育士の定数に算入できるとする省令の経過措置は、乳児6人 以上の保育所に1人の看護師の配置を認める制度を4人以上の保育所に1 人どする特区制度を包囲展刊した段階で、仕算を変えており、保育士不足は 対応するとの性質を持ったのではないか。未来は保育士で定数を満たすべき との説明であったが、それなわれば何成、方では経過措置的な位置付けだっ 〇 その意味では、保育所における看護師の役割は、看護師が本来担う機を 上の世話等ではなく、一定の医療に関する専門的知識を持つ立場で保育に 参加するというものと考えられる。そうであれば、特機児童が解消されない状況の下で准看護師・記める制度とすべきではないか。 〇 本提案は、看護師・人に限つて定数への等入が認められているところ、 特機児童の解消という政策目的に適った方法でその職種を追加するだけであり、保育は一度数を減しるものではないたが、保育の質に影響しないのではないか。 いか。むしろ、働き手の確保に資するのではないか。	C XINDALE	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識 と技能を有する保育工資格を持った保育士による保育が行われる必要がある。 看護師等を保育士とみなす措置は、当分の間の経過措置であって、看護師 等に代えて他の有資格者を新たに保育士とみなすことは考えていない。	[再掲] 6[厚生労働省] (1)児童福祉技(昭22法164) (前)児童福祉技(昭23法164) (前)児童福祉技(昭23年生省令63)のうち、 保育所に係る基準については、次のとおりとする。 - 乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育上の教の算定(同基準33条2 項及び照削)については、当分の間、当該保育所に動務する保健師又は看護 師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう措置する。
20-	「保育支援員(仮称)」 の保育工配置定数へ の算入	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」に ついては、地方分積の高推進委員会第2次勧告を請 まえ構準之し、各関的な理由がある範囲内で、地の 実情になした異なる内容を定めることを答案するべき である。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 同けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ※ 第 1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第 3次制度 かることを指摘するが、「地域の自主性がより直立性を高めるための改革の機 進起取るための関係法律の整備に関する法律」(平成2年法律第37年)(第 1 次一括法)期間等46歳の規定では、「政府は、(一体的)・研究を指性法 (中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C 対応不可	前回、回答したとおり、保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行われる必要があり、保育工以外の潜を保育士と外になっては、 保育工権保対策については、風、自治体が連携して取り組む必要があると考えており、年内に策定予定の「保育土確保プラン」等に基づき更なる対策を選じていく、小規模保育については、特種児童が多い3歳未満児について、一定の質を接保した保育の受け血を増やしていく必要があること等から、新たに取り出ている。 認可外保育施設が増える中で、できる限りその質を向上させて新制度の体系に取り組っていていくしう程息があり、1名の追加配置を求めるとともに、保育士の配置比率が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員配置となるよう促すこととしたものである。 子ども・子育で会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別のものであり、質の確保向上を目指すべきであるという方向性や、認可保育所の人員配置基準の緩和につながるものではないという認識が共有されているところ。	と記((i)(ii)に加え、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の着実 な施行を図るとともに、「待機児童軽消加速化プラン」及び「保育十確保プラ

	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
247	児童福祉法に基づく 保育所の保育士数に 係る基準緩和	最低2人の保育士を置くこと とされている認可保育所の 人員配置の基準について、 2人のうち1人については、 保育士補助者的な者で可 とするなど柔軟に対応でき るよう基準を緩和する。	9 る市において、「保育士が走りないため、走員数の人所児里数を受けることができないことがある」といった状況がある。	児童福祉施設の設 備及び運営に関す		厚生労働省	広島県	C 対応不可	保育所における保育の質を確保するためには、保育に関する専門 的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士による保育が行 われる必要がある。 保育の質を確保するうえで、提案のような様々な状況や地域の実情 に対応するためとはいえ、保育士以外の者を保育士とみなすことは適 当ではない。 なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による 保育士資格取得支援等の対策を滅じているところであるが、年内に策 定予定の「保育士確保プラン」等に基づき変なる対策を減していく。	保育士の不足している状況は深刻であり、規定数の保育士を確保できない 結果として、児童を受けれらないケースが生じた場合は、保育の提供そのも のができななる。これを回避するために、やむを得ない場合について一定の 要件の下で基準無利の選択設を増やすことも変更はないかと考えたもので あり、保育の質の確保を否定するものではない。
319	保育所における給食 の自園調理原則の廃 止又は過疎地域等で の適用除外	児童福祉施設の設備及び 連當 「関する基準により。 「経験を開始した。 「保育所外の大学を開始した。 を原制している。 を原制している。 を自動し、 「保育所外の大学を含め、地域の大学を含 を発制している。 「保育の製品から、3歳未満別 の給資の解析を表する。 「の能量の原料を観れい、大き、 「関連の原料を観れい、大き、 「関連の原料を観れい、外も のが、また。」 「関連の原料を観れい、外も のが、また。」 「関連の原料を観れい、外も のが、また。」 「関連の原料を観れい、外も のが、また。」 「関連の原料を観れい、外も のが、また。」 「関連の原料を観れい、外も のの。」 「関連の原料を観れい、外も のの。」	し、前貨地採育的を除ぎ、無対那の採育的は人がだまの減少し、いつにも向 たらず、保育的的をは自動調整を展開しているため、素務委託をする場合 を除き、調理員の配置が必須となっている。 の合理化をするこかできるともに、地域における一体的な食管を推進する ことが可能となる。 現在もう間のある間については、本間から給食を搬送しており、特例の要件 である機能、衛生基準の通守、食育プログラムに基づいた食事の提供をして である機能、衛生基準の通守、食育プログラムに基づいた食事の提供をして	児童福祉施設の設 備及び運営に関す る基準第11条第1項		厚生労働省	萩市	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係所省下の調査において弊害の除去に引き検討を提動が認められたことか。「関係所省下は調査要と踏まえ、上記券書を除去するため、前回の評価意思を踏まえて作成したがイドライン等を開まれる場面、担当を開から、対している。評価・調査委員会はそれを踏まえ、保育所の状況及び子ども・子育で開送よび、他が大学を開発しませ、といって評価を行う」ことされた。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を国的に認めることは適当ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。	発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、 券害の除去については、ガイドライン等の開知・微能により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・中の一体とした 食育の推進、運営の合理化等の観点から、自動調理の原則を緩和し、3歳未 満児の給食の介部輸入を認めるよう求める。
518	保育所における給食 の外部搬入の拡大	児への給食の提供に限り	保育所の給食は原則自園間理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り 一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で問題し搬入する方法が認められ ている。 3歳未満児への外部搬入は、構造改革特別区域法による認定を受けた場合 「原則、公立保育所のみ認められている。 本果所管域では3歳以上児のみかの保育所は存在せず、全て3歳未満児を保 している中で、3歳以上児のみを分部搬入、3歳未満児を自園間理とするパリト けなく。全ての間で目園理を行っている。 3歳未満児も認めることで、全年前や、分給食生外部搬入できるよう規制緩和さ れれば、外部搬入に切り替え、不要となった調理室を保育室に転用することで 受入児童数が増え、待機児童解消に資することが期待できる。			厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における鉛食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係所省市の調査において弊害の除去に引き検討を開発が認められたことか。「関係所省市に調査を開まる。上記等書を除去するため、前回の評価意思を踏まえて作成したがイドライン等を開まれる。新回の評価意思会踏まえて作成したがイドライン等を開まれる。というでは、「大学を用いると呼信、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一発」では、「大学を一般では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である」とは、「大学を一般である」とは、「大学を一般である」とは、「大学を一般である」というない、「大学を一般である」というない。「大学を一般である。「大学を一般である。」では、「大学を一般である」というないません。「大学を一般である。「大学を一般である。」では、「大学を一般である。「大学を一般である。」では、「大学を一般である。「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。「大学を一般である。」では、「大学を一般である。「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般では、「大学を一般である。」では、「大学を一般では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般である。」では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一体では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一般では、「大学を一様では、「大学を一様では、「大学を一様では、「大学を一様では、「大学を一様では、「大学を一般	保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給食を実施している認可外保育所から認可保育所となる場合、3歳未満児の保育に係る徐倉の外部搬入が認めたれていないために、頭即軍の整備が必要とは、資金的・保育所のスペース的に困難な事業者がいるため「新制度以降に検討」ではなく、実際の課題である待機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番·	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
2	児童福祉法に基づく 7 保育所の保育士数に 係る基準緩和	保育所の保育士の配置数に関する「従うべき基準」に ついては、地方分権改革推進委員会で表立、動音を踏 まえ標準とし、各関的な理由がある部田内で、地の 実情に応じた異なる内容を定めることを許容するべき である。 それまでの間については、提楽団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・第1次回答の中で、地方分棒改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の登場に関する法律(甲成23年法律第37号)(第1次一括法)規則第49条の規定では、「政府は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C 対応不可		(1) 児童福祉法(昭22法164) (ii) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、
3	保育所における給食 の自園調理原則の廃 9 止又は過疎地域等で の適用除外	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提集団体の提案の実現に 同けて、積極的な検討を求める。	【全国町村会】	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主 預するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立で あっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○ 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には 選択肢を与えるくきである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないと いった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育 で関連包括の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うことされ ており、当該評価を経ずに3歳未満児の給金の外部搬入方式を全国的に認 めることは弊害が生じるものであり、認められない。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (1)児童福祉法(昭23座164) (1)児童福祉法(昭23厚生省令63)のうち、(保育所に保る基準については、次のとおりとする。 -保育所における食事の現役(同基準1年第1項1に関し、3歳未満児に対する総食の外部機人については、平成2年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
5	8保育所における給食 8の外部搬入の拡大	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提集団体の提案の実現に 同けて、積極的な検討を求める。	【全国町村会】	あっても公立であっても対応は可能であるはずである。 〇 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には 選択肢を与えるべきである。 〇 特区設定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないと	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育 で関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うことされ ており、当該評価を経ずに3歳未満児の給金の外部搬入方式を全国的に認 めることは弊害が生じるものであり、認められない。	(再掲) 6(厚生労働省) (1)児童福祉法(昭22法164) (1)児童福祉法(昭22法164) (は)児童福祉施設の飲備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、 保育所におうな事の港供(両基年1泉1項)に関し、3歳未満児に対する 給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評 価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
72-	給食搬入に関する規	搬入することができるよう、	保育所においては、3歳未満限に対する給金の外部搬入は原則として認められていない。本具では、特に造跡地域において、優・小・中一貫教育に取り組みでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給金を小学校、中学校の給金センターから搬入できるよう、面の規制を緩和する。			厚生労働省	德島県、京都 府、和歌山 県、大阪府	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係所省庁の調査において弊害の除去に引き検討を開始認めたれたこから、関係所省庁に、調査委員を設まえて作成したガイドライン等を開か、複数に、ガイドライン等を開か、複数に、ガイドライン等を開か、記録に、ガイドライン等を開か、記録に、ガイドライン等を開か、記録に、ガイドライン等を開か、記録に、ガイドライン等を開か、記録に、ガイドラインを表現が、記録に、ガイドラインを表現が、記録に、対して、対して、対して、びいて、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していてこが必要。	保・小・中一貫教育の中で、自園調理と同様の対応が可能であり、給食の外 部搬入に伴う弊害の除去ができる場合に限り、平成28年度の評価を待つこと なく、3歳未満児の給食の外部搬入を認めてもよいのではないか。
518	47 da = 12 / 500 - 12 / 7	総正しとも国の結長は、3	認定上そも圏の給食は、保育所同様原則自園園理であるが、3歳以上児への 給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し拠入する 方法)が認められている。 幼稚園から認定こそも圏化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満 児の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、 認定ことも圏化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満月も認めることで、全年が一の給食を外部搬入できるよう規制緩和さ れれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こど も風が増え、特能便の管線消に等することが結体できる。	の総合的な提供の 推進に関する法律 第3条第2項及び第 4項の規定に基づき 文部科学部と厚生 労働大臣とが協議		内閣府、文部 科学省、厚生 労働省	神奈川県	C 対応不可	課題が認められたことから、「関係所省庁は、調査結果を踏まえ、比較常客を除まるため、前回の評価意見を踏まる。大中原したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととされた。	国として認定ことも圏化を促進するということであれば、新制度以降に検討」ではな、極力・異期に対応することを検討いただきない。 28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である特権児童技に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。 また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事事者権を入念に
708	全部定しても関に参打する際に必要な設備 基準(自園調理)の緩和	にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	入により、0・1・2億男の飲食を提供している。 子ども子育で支援輸創度施行には、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携 型認定ことも園に移行する際、現在は高、途未満別について、自園課理が機 務付けられていたか、当市では公立施設が幼保連携型認定ことも園へ移行 することが困難になっている。 そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を機築する ことにより、幼保連携型認定ことも個への円滑な移行を可能とすることを提案	運営に関する基準 第7条第3項条第1項 基準第13条第1項 において読み見替 で準用かる設備 主準用かる設備 連営に関する基準		内閣府、文部 科学名、厚生 労働省	安城市	E 提案の実 現に向けて 対応を検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携型認定こども圏における3 厳未満児の食事の提供についても、特区の枠組みの中で、外部搬入 方式を認める方向で検討していく。	安城市では子ども・子育で支援事業計画内で、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定ことも働化すること考えている。 ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特配によりの・1・2歳児に対する給食の外部総入方式が認められている一方で、返定ことも園では認められないことにより、設定ことも園においての具体的検討が進められないでした。 とこの、2000年では、当市の設定ことも園において、3号設定者を受け入れることでは、当市の設定ことも園において、3号設定者を受け入れることができ、保護者にとつても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号設定者を受け入れることができ、保護者にとっても選択肢が広がらため、特区の拡充により、3号設定者への給食性を容認していたださたい。 実施時期については、現代策定中の事業計画で、平成30年度に認定ことも、電児の保護者への周知期間が5年程度必要であるため、平成26年度末までに方針を定めていただけるとありがたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
72	小中学校の給食セン ケーから保育所への 動食機入に関する規 制額和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主 様するが、市町村が実施事任を持っ以上、(市町村の委託を受けた)私立で めっても公立であっても対応は可能であるはずである。 関題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育 で関連したの施行が全格管請求、平成28年度に改め、詳細を行うこととされ さおり、当該所能と移ずにる場所のの信息が耐象人方式を全国的に認 めることは弊害が生じるものであり、認められない。	[再掲] 6[厚生労働省] (1)児童福祉法(昭22法164) (4)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、 (保育所に終る基準については、次のとおりとする。 (保育所におりる章の登集(同基準19年1項)に関し、3歳未満児に対する 給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評 価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
51	給食の外部搬入の拡大	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基本へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 同けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の報点から「従うべき基準と廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。	あっても公立であっても対応は可能であるはずである。	C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育 て関連引法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされ ており、当該評価を経ずに3歳未満児の絵像の外部搬入方式を全国的に認 めることは弊害が生じるものであり、認められない。	(再掲) 61厚生労働省] (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律(平18法7)(文節科学省と共管) (は) が保護機関型窓でども間の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準(平26内閣府・次節科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事 の提供については、次のと約とする。 ・公立の分保連携型認定とそも間については、公立の保育所と同株・構造改革特別区域において外部級力力まを認めることができるよう指置する。 ・私立の分保連携型認定とそも間については、平成28年度の構造改革特別 医は推進本部評価・調査委員会の評価を踏まて検討する。 (※前)数学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第2項及び第4項処理に基づ与内閣総理大臣、文部科学大臣及 び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内限所・ 文部科学、年史・労働者告示とのうち、約定議型認定とども周以外の認定 定とも間における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部職入 については、平成28年度の構造改革等が別区域推進本節評価・調査委員会の 評価を踏まえて検討する。
70	型認定こども園に移行 する際に必要な設備 基準(白園鯝理)の緩	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次酌告の趣旨を励まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 同けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め る。	○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の実践を受けた)私立であってもが反は両能であるはずるか。 ○ 課題を見願するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択技を与えるべきである。 ○ 特区設定を受けが影職人を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。	E 提案の実現に向けて対対応を検討	26年度末までには対応方針をお示しする。	(再掲) 6【厚生労働省】 6【厚生労働省】 (14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律(平16277)(文部科学省と共管) (川) 効保逓携型設定ことも間の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準(平2076間所で、改新科学者、厚生労働者令1)のうち、3歳未満児の食事 の提供については、次のとおりとする。 小立の幼保護機型設定ことも固については、公立の保育所と同様、構造改 薬特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。

	提案事項		日からかっていませんのではも98キュナン東が位			制度の所管・			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
154	児童発達支援セン ターにおける利用者へ の食事提供方法の基 準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備を事業性所能の設備を必び運営に関する基準」により、施設内での調理が養養達支援状方法についるが、児童を養養を持方法について、施設人に提供する方法等施設人しての調理以外の方法も認める。	前の施設で食事を提供することは、非常にコストがかかり、非効率的であり、 当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。	順及ひ連呂に関9		厚生労働省	島取県	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を 進める等の製品から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援セ ンターにおける粉食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域 法に基づぎに要称ま変様センターにおける粉食の外部搬入入売が 容認事業」による特例を設け、鳥取景を含め、一部の自合体で外部搬 及手側にないるところであるが、金頭展開については、現を実施 数が少なく十分な評価を行っことができないことから、平成26年度に予 定している別途集飾のの保育の外部搬入についての評価とあわせ て評価を行い、対応を検討してまいりたい。	評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。
951	児童発達支援セン ターにおける利用者へ の食事提供方法の基 準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の政備 及び運営に関する基準」により、施設内での調理が基 発行付けられているが、児童 発達支援センターにおける 食事提供支援について、施設外で調理されたものを搬 入し提供する方法等施設 内での調理以外の方法も 認める。	食事提供の方法として、施設内で調理をする以外の方法、例えば、外部幾入方式が 可能となれば、設置や連當に「係るコストが削減できるととは… 食事の提供数が少数 であっても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能と	児童福祉施設の設備をおります。		厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を 進める等の製品から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援セ ンターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、構造受施支援とひませた。 まに基づき「歴史教主変援センターにおける給食の外部搬入予度、 容認事業」による特例を設け、一部の自分体で外部搬入を実施してい るところであるが、全国展開については、現在実施件数か少な、全国機関については、現在実施件数が少なが、全国機関に会け、ことから、平成28年度に予定している別途 実施中の保育の外部搬入についての評価とあわせて評価を行い、 対応を検討してまいりたい。	評価実施後、その評価結果を踏まえて、全国展開について検討すべき。
274	展育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し	保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準 あるいは参酌基準に変更 、地域の実情に応じて基 準を設定できるようにする こと。	【制度改正の必要性等】住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営 基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規 制を行うのではな、地方の当体の製量の余地を広げ、地域の実情に応じ、 基準を設定できるようにすることが必要である。 (特観児童が多、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少な く、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基本で 係ることは不合理である。) そのため、児童福祉法第46条第2項第2号等により従うべき基準とされている 保育所における配置等の面積、保育土の配置について、標準あるいは参酌 基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきある。 (相反改正の経費等)のでは、数者との配置について、標準あるいは参酌 基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきある。 (利度改正の経費等) 第12年 活法に基づき、平型24年4月から迎番植植 設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府保等の条例に委任され、力 ただし、保育の医室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以 上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める 日までの間は、標準上でうる特別置が制設があっては、政令で定める 日までの間は、標準上でも今間構造が翻設され、で現立を記するでは、 (平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉 東内は3市)、 場工駅においては、平成24年12月銀空が働大臣が指定した地域は非の成27年3月31日までの間、満り歳以上海2歳未満の効児に限り、1人当たり居室面積を25㎡まで緩和可能とした。	めの改革の推進を 図るための関係法 律の整備に関する 法律附則第4条の 其準を定める省会		厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の資際に深刻な影が生化得らかについては「気がうき基単」とで全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日開議決定)は、以下のとおり結論が出ており、その後の特度の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日開議決定)が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条之項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子名志支援施設及び保育所に限る))及び児童相談所設置が「ご要任する。条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に不分規定を必要をは、居室の面積に関する基準に係る規定・配置する職員の負数に関する基準に係る規定・配置する職員の負数に関する基準に係る規定を必要をは、居室の面積に関する基準に係る規定をは、多数で、全基単上と、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌する基準により、長度の利用者の数に関する基準に係る規定は、「参酌する基準に、「参酌する基準に、「表記で、日本のの設備と、「表記で、日本のの設備を、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、「表記で、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日本の記述、日	本提案は、保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすることを提案するものである。 本本、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり。6かのニーズに対応する見との必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないと考える。この趣旨から、地方自治体に権限の移譲を求めるものである。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
158	児童祭達支援セン ターにおける利用者へ の食事提供方法の基 準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次基準を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すると基準へ移行するくきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主 様するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立で あっても公立であっても対応は可能であるはずである。	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める 等の親点から、一定の原格を満たした場合、児童発達支援センターにおける 終金の外部数人力可能となるよう、構造改革等別の環境に基づき児童発達 支援センターにおける絵金の外部級人方式の容認事業したる特例を設け、 高限基合金の、一部の自設体で外部級人を実施しているところであるが、全 国展開については、現在実施件数がかなく十分な評価を行うことができないこ とから、平成28年度に予定している別途実施中の保育所の外部級人につい ての評価とあわせて評価を行い、対応を検討してまいりたい。	
951	児童発達支援セン ターにおける利用者へ の食事提供方法の基 準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基本へ移行するべきである。 それまでの間については、提集団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。		○ 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主 張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立で あっても公立ためっても別なけ可能であるはずである。 ○ 課題を完成するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には 選択肢を与えかくぎである。 ○ 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないと いった支障事例もある。	C 対応不可	ご提案については、児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める 等の観点から、一定の要件を満たした場合、児童発達支援センターにおける 給食の外部搬入が可能となるよう、構造改革特別区域法に基づき「児童発達 支援センターにおける給食の外部搬入方式の容数事業」による特种保設け、 一部の自治体で外部搬入を実施しているところであるが、全国展開について は、現在実集件数が少なく十分終節を行うことができないことがら、平成28 年度に予定している別途実施中の保育所の外部搬入についての評価とあわ せて評価を行い、対応を検討してまいりたい。	
274	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの 見直し	本提本は、保育所における居室等の面積、保育土の配置について、従うべき基準から標準あらいは今的基準に変更し、地域の 素質に応じて基準を設定できるようにすることを理解するもので 表現、他の上で、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないとは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなど、大きな、大きは、大きなど、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	(報音上記書・財産工程を高速の多形基準に) ② 次の理由から、提取の実別に向け前向性な検討を求める。 第1次回答の中で、地方分権改革権益委員会の第3次動台で決定済であることを指摘するが、「地域の自由と性及い信息性をあるためのなる性差を図るための関係法律の関係に関係するが、「地域の自由と性及い信息性をあるためのなる性差を図るための関係法律の関係に関係する法律、「単成定事法律第37号)、第1次一括法》規則第46条の規定では、政府組、(一年8)。「現代宣報性法」、「中国・一部ので開発国金の規定とは、「中国・一部ので開発国金の規定とは、「中国・一部ので開発国金の規定とは、「中国・一部ので開発国金の場合とは、その結果に基づいて必要と指定を関するのとする。」と規定されている。 東京都のように認証保育所、認可外保育所)を始めに増やしても特徴更要が解えられていない地域が存在する一方で、こうに出自の認証保育が高い事情をでいる実践もあることは、制制部を終土活め、こむ、特別のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは	C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保険に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。	「原生労働省」 (1)児童福祉法(昭23法164) (1)児童福祉法(昭23厚生省令63)のうち、 領事前に係る整単については、次のとおりとする。 ・居室面膜(周基準2条)については、これ前市圏の一部に限り、特機児童解 消までの一時的指置として、平成27年5月31日までの間、居室の両様に関する 多基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成32年3月31日まで延長する。 ・親、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の方の実情を踏まえて、記き継き検討を進める。 上記(1)(1)に加え、平成27年4月30日まで近天9月17日からで、地方の実情を踏まえて、記き継き検討を進める。 上記(1)(1)に加え、平成27年4月からの子とも・子育で支援新制度の意実な施行を図るとともに、行権児童解消加速化プラン1及び(保育士確保プランリに基づき、地方の头間体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。

	場室車 値					各府省からの第1次回答			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
744	保育所に関する基準に保る地方の裁量拡大	保育所の基準にかかる条例を都道府県が制定する に当たり、従わなければな らないとされている府省令 で定める事項について、参 酌化すること。	については本知の制としており、制度開放後に平在を接回しているか、これまで 通切に運営され、多様な保育ニーズに応えている。 こうした地域の実情に応じた基準により設置している認証保育所は、制度創 設以来、毎年度増え続け、直近10年でみると、認証保育所が543か所、認可 保育所2054の新世初に増加の21年が翌14度音所が543からは、却の保育な	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設 健及び運営工 る基準第32条、第 32条の2、第33 条、第35条		厚生労働省	東京都	C 対応不可	ている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12 月15日間議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の 特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日間議決定)抄 「児童福祉能政の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市、中核市(たたし、助産施設、母子 生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に受 する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に 係る規定・配置する職員の負数に関する基準に係る規定・医室の面 様に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対 する人権侵害の防止等に係る規定は、第20年3基単とし、表別の 用者の数に関する基準に係る規定は、第20年3基単とし、その他の設備及 用者の数に関する基準に係る規定は、第20年3基単とし、その他の設備及 の選挙に関する基準に係る規定は、等20年3基単とし、表別を	保育従事者の資格要件について、未年度からの子ども・子育て支援新制度では、新たに区市町村認可となる家庭的保育や小規模保育において、保育土の配置を、5階で可としている。また、軽において認証保育所基準(面積基準を年度途中2.5㎡まで弾力化可能、保育企事者を保育亡名制以上)で認定している地方裁量型認定ことも園や認可外部分も含む幼稚園型認定ことも園を設可外部分も含む幼稚園型認定ことも園をいる。このように、国は保育従事者の保育士資格要件について、認可保育所には10割配置を求めていないという事実が示すように、国の定める基準は整合性を欠いている。 面積基準の緩和について、特例による時限措置の場合では、時限措置終了後に特機児重要が増加することが整念される。また、時限による定貨増は、職員配置の面でも臨時雇用にせざるを得ないたあ、現在の時限的な緩和措置を使いづらい制度となっている。 あ、現在の時限的な緩和措置を使いづらい制度となっている。そのため、特別措置の延長ではなく、保育所の基準は、参酌基準とすべきと考える。
790	認定定とも関における 保育生産の積、食事の 提供方法、関等に関係を 関係の位置、従うべる 関係のでは、 でいる事項とされている事項の見直し	認定こども圏における保育 室の面積、食事の提供方 法、関考及び関節の位置 大、関考をは「関節のでして、 て、「従うでき基準」とさい でいるものについて、必要 となる財源を指置した上 で、「参酌すべき基準」に見 直すこと。	保が難しい都巾部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営 の土まな色切りなっている体質がある。	就学前のこどもに 関する教育、保育 等の総合に関する教育、保持 総合に関する は は 第13条第2項		内閣府, 文部 科学省。 原生 省	兵庫果 【共都同报案】 (京都和府、歌山 宗教、鳥東 《德島·異		子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が曼低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影としている。その世界の下、既に「地方分権連本指進計画」(平成24年12月15日開議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特後の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日開議決定)的「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45 条之項)を、条例(制定生体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置が一に要任する基準に低る規定の監督が、日本の場合の表準に係る規定、配置する機員の員数に関する基準に係る規定、配置する機員の員数に関する基準に係る規定を配置する機員の員数に関する基準に係る規定を配置が、日本の場合の利用者及びその家族に利用者の数に関する基準に係る規定を認定は、行動する基準に係る規定を記念単した、施設の利用者の数に関する基準に係る規定をは、手動する基準に係る規定は、「機率」とし、その他の設備及の運営に関する基準に係る規定は、「参酌する基準」とし、その他の設備及で置に係る規定は、「参酌する基準に係る規定は、「参酌する基準とし、その他の設備及で置きに係る規定は、「参酌する基準とし、その他の設備及での一部の区域に限り、特徴児童解消までの一時の計算として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌する基準とし、その他の設備を関する基準に係る規定は、「参酌する基準とし、を必要に係る規定は、「標準」とする。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 - 平成21年度以降、少子化が深刻化、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方がそれそれの実情に応じて定めることができる仕組みど、また、基準は条例で忘めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を簡素え、地域における子ども・子育て支援方式のいては、保護者、地域の事業者や無数等の個式の関係者が参加す場については、保護者、地域の事業者や無数をの場合という。
520	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準における「従うべき 基準」の緩和	準」ともれている。 「児童家庭支援センターの 設置運営等について」「厚 生名児童等について」「厚 生名児童子のでは、 動を「相談・支援を担当す法等 を担当する。 記書を記述を記述を表示しており、児童福祉施入院 に附置している場の業務 等の直接の業務	施設内附置の方法による同センター設置が現実的なところではあるものの、 各施設とも人員配置上の余裕も少なく、専従要件を満たすことができない。—	児童福祉施設の設 備及び運営に関す		厚生労働省	神奈川県	0 46.53	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が景低限の基準を定めるべきであり、保育の資金に深刻な影が生保持らかについては「他力へき基準」として全国一様の基準としている。その理解の下、既に「地方分権基準」として全国一様の基準としている。その理解の下、既に「地方分権政策推進計画」(平成21年2月15日開議決定)において、以下のとおり結節が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。また、「児童家庭支援センターの特段の事情変更も認められない。また、「児童家庭支援センターを選正「運事するための規定であるため、見直しば考えていない。※地方分権改革推進計画「平成21年12月15日開議決定)が「児童福祉施設の設備表して選問していては、児童に関考を基準に係る規定と、多に別していては、医師等の財産の資格に関する基準に係る規定と、と、例(例2年次は都通所集、指定都市、中核市にたり、助産施設、母子も定ち提供の変化を発育がに発に同る基準に係る規定と、と、原格のに関する基準に係る規定と、12年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年	児童虐待適告が増加の一途をたどり、児童相談所の体制がそれに追いつかない状況の中で、児童家庭支援センターには、比較的軽極な内容で児童相談所でなくても対応可能なケースを分担してもらうことで、地域の児童虐待へ対応する体制の天実生化と、施を退所に北京後のアプターケアの天実を期待したいが、特に心理職員の人材確保が厳しくセンターが開設できない状況にある。 職員体制については、事業の質を左右する重要な事と理解するところではあるが、心理職員の実質が実務の内容としても、例えば、対象となる子ども自身が学習等のためにセンターに不在の時間もあり、また、施設併設型であれば、必要に応じて、直ちに駆けつけることできると考えることから、専従としなければ直ちに児童の処遇に多大な影響があると考えにくい。よって、特に施設併設型については心理職員の兼務を認めていただきたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
74	保育所に関する基準 4 に係る地方の裁量拡 大	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	「保育工厂配管・設置維持基準の参酌基準に」 ② 次の理曲から、提布の実施に対象的では、対象が特徴を発生器を発金の第3次動音で決定済であることを指摘するが、用地方の単位、地方外積な高程器を発金の第3次動音で決定済であることを指摘するが、用地方のは、地方外積な高程器と発金の第3次動音で決定済である。 第二次の話を持って、地方外積な高程器と発金の変化が動き、というの間係法律の整備に関する法律、日本のまた。というの語では、「政府 は、日本のまた。この法では、「政府 は、日本のまた。この法では、「政府 は、日本のまた。この法では、「政府 は、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。この法では、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」「本のまた」と、日本のまた。「本のまた」」 「本のまた」」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本のまた」「本		の配置上半が向上するよう、段階的に保育所と同数の職員配置となるよう促すことしたものである。 なお、子ども・子育て会議の場においても、小規模保育は認可保育所とは別	(1)児童福祉法(昭22法164) (前)児童福祉法(昭22法164) (前)児童福祉総政の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、 保育所に係る基準にないいては、実のとおりとする。 - R室面積(両基準32条)については、三大都市圏の一部に限り、特機児童解 消までの一時的排置として、平成27年2月31日までの間、居室の面積に関す る基準に係る規定を「標準」としている指置を、平成24年3月31日まで延長す る。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合等における保育士 の数が2人を下回ってはならないという取扱い(同基準33条2項)について、地 方の実情を認えて、51き続き検討を進める。
79	認定こども間における 保育室面積、食事の 提供方法、関舎及び 0 関係の位置等に関す る事項等・促うべる 基準」とされている事 項の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動告の趣旨を踏まえ、摩止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国団村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点 から「使うべき基準」を提上し、又は標準もしくは参酌 すべき基準への移行を検討すべきである。	【保育工た歴・展室面積基準の参約基準化) の次の場から、提挙の実別に向け前向性な検討を求める。 ・第1次回答の中で、地方分積電本構進業員会の第3次動きで決定済であること を指摘するが、比較の自主性なり自立性をあめるための改革の権差を図るための 関係法体の整備に関する法律1(平成23年法律第37号)(第1次一括法)開削第40条 の規定では、別額はは、(中4等)・新型整理法法、(中4時)・海面十五条・(中4時)・ が、市が関係に高少増のの特別を創設を創業した。これの規定に規定する基 を及びこれらの観覚に高少増のの行機機関の表が受める基準のとが1ついいで検 計を加え、必要があるに認めるだきは、その機業に基づいて必要な措置を講するもの ・東京都のたい認知経算所に関づの場を用から他のは単心でも発力措置と講するもの ・東京都のたい認知経算所に関づの外展所が自必要と対しまえるのではない か。 ・ 特徴児童経済のため、認可の外展所と基づいで必要と指置と講すをもの が、たいない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い研究を得 消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い研究を得 消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い研究を得 消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い研究を得 消されたいない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い研究を得 消されたいない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い研究を得 が、市が、日本情報で表が表が変していることではないのか。 ・ 他別型産経済のため、認可保育所と異なら社を要求する面由として「デモ とよって保育された。説明の一葉をを定しているとではないといる。 ・ 認定保育の新制度において、認可保育所以なっては全が保育士であることを義務 付けていないとは、説明の一葉ををといている。 ○ 関語を見限するための厳しい基準を示したとで、保育士であることも表が、市町村が実施を任を持つ以上、(市町村の要託を受けが影響)を実施していたなる。 ○ 関語を見限するための厳しい基準を示したして、れを守れる施設しは選択接 を与えるべきでありの概じい基準を示したとで、ないをいった 文庫率列出るのでありまましていた公立な保育所が保定化できないといった 文庫率列出るのでありまであります。	C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。 なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。	[再档] 6 (厚生労働省] 6 (厚生労働省) 6 (保生労働省) (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法ア)(欠節科学省と共管) 結準(平18法ア)(欠節科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のと約とす。・公立の外保通携型認定ごとも圏については、公立の保育所と同株、構造改革特別区域において新能力入力支を認めることができるよう措置する。・私立の外保通携型認定ごとも圏については、平成28年度の構造改革特別区域指進本部評価・調査委員会の評価を踏まて検討する。 (4前) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項規定に基づ与内閣総理大臣、定新科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の股備及び運営に関する基準(平26内間所・変新科学、日度と労働大臣が定める施設の股備及び運営に関する基準(平26内間所とび新科学、日度と労働、日本の経験と関する。 については、平成28年度の開発型を定定とも圏以外の認定に受ける基準(平26内間所・変称科学、日度と労働、日本の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部総入については、平成28年度の構造改革に対する統合の特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
52	児童福祉施設の設備 0 及び運営に関する基 0 準における「従うへき 基準」の緩和	児童家庭支援センターの階員の配置数に関する「従う べき基準」については、地方分構改革推進委員会第3 次勧告告請求兄標準とし、告題的な理由がある配面内 で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることを許 考するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 向けて、根極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。 ・第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次動作で決定済で あることを指摘するが、「地域の自生技及が自立性高速あるための改革の推 連を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1 (平格法)・第四十五条・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C 対応不可	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省今第63号)において、心理療法を行う必要があると認められる児童等の以以上に心理療法を行う必要があると認められる児童等の以以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない旨規定しておくした。 は、ためないとの規定に基づられている。 は、ためないとの規定に基づました。 は、ためないとの規定に基づました。 は、ためないとの規定に基づました。 では、地域の関連に基づました。 では、地域の関連に基づました。 では、地域の関連に基づました。 では、地域の関連には、 では、地域の関連には、 では、地域の関連には、 の理像法等を行うため、 児童に関連できな機での地域に対し必要な助言等を行うため、 児童に関連できな機では、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 別のは、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
270	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	出の受理、立入検査、報告 徴収、改善勧告等は、市町 村に移譲すること		児童福祉法第59条 第13.4.56.7項,第 59条の2第12項 第59条の2の5第1.2 項	る事務処理の特例 に関する条例によ	厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一様に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、未年度施行予定の子とも、予育で支援新聞の処行学備に対し、書からは、地方自治法(平原26年後22年89)第252条の17の2の規定に基づ、事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。	
136	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うへき基準)ついて、市町本市の放課後児童に応じた通用を可能とするように必に、近半単のを選手に応じた通用を可能とするようだ。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の 「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3 何の規定に認め、都道房県が集かる研修を「レネ老と産場で、上水を定義がよっ。 「従うな基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支敵が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別級のとおり緩和を望む。	放課後児童健全育 成事業の設備及び 運営に関係を基準 63号)第10条第3項		厚生労働省	長岡市	C 対応不可	設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童ケラブの関係者や 専門家による議論を行い、平成55年12月55日は報告書を公義した。 この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定した ところである。 当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策 定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」として規定され	また、あらゆる万法で募集等を行っても規定に該当する者が見つからなかっ 比場合において. 児童ウラブを仕止することは選がなければならないため、そ の場合において資格要件に及ばない子育で経験者であっても、都遮角県が 実施する研修のほか、市が実施する研修また児童度生食」と設存地取得研修 などを受けてもらいながら質の確保を図り従事できるようにしてもらいたい。
799	放課後児童健全育成事業の影像及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見 直し	でも基準」とされているもの を、必要となる財源を措置	[銀行] 放揮後児童健全育成事業(放課後児童ケラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、(投うべき基準」されている。 [改正による効果] 地域の実情にごに基準を地域で密めることが出来れば、従事者の確保が 困難な都部や離島等で円滞な事業の実施が可能となる。	改正後児童福祉法 第34条の8の2第2 項		厚生労働省	兵庫県 【共同提楽】 和取山県、鳥県 取県、徳島県	C 対応不可	省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障 審議会児童部会に「放課後児童クラフの基準に関する専門委員会」を 設置し、都道府県、市町村の担当者、故課後児童クラブの開係者や 専門家による議論を行い、平成26年4月30日に基準となる省令を策定した とこの報告書を贈まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定した とこのも告書を贈まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定した とこのものもでは、平成26年4月30日に基準となる省令を策定した とこのものもでは、平成26年4月30日に基準となる省令を策定した とこのものもでは、平成26年4月30日に基準となる場合を策定した である。 一部は、本格を贈まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策 定を進めているところであり、現段階では今うき基準して「規定され た「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるお それがあり適当ではない。 さらに、本格単は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現 準の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基 準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する 必要がある。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・放課後児童クラブはついて、現状では受入能力が不足しており、国ではその倍増を打ちしている。その実現のためには、地域の実情に応じたクラブの設置が可能となるよう、従うべき基準」の参酌基準化が必要である。 ・従うべき基準」でなければ実が出保できないとの理由は適当ではなく、放課後児童やラブに従事する者、放課後児童が支払さて最初の資格や配置以外の参助されている。 ・成本の策定が進められている。 ・現在、各市前中で条例による基準の策定が進められているが、「従うべき基準」が参酌すべき基準」となったとしても、条例の改正を適切に行うだけであり、「従うべき基準」をつかるとという。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	・ 単版等項30項目に りいて 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
270	認可外保育施設の届 出受理等の市町村へ の移譲	認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告 受収、改善動告等については、市町村に移譲するべ きである。	【全国市長会】 移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。	○ 権限移譲にあたって、市町村の人員体制上の懸念を指摘するが、都道府	C 対応不可	認可外保育施設は、様々な運営形態のものがあり、適切な指導監督等がよ リー層束められるものである。そのため、体制が確保された都道府県におい	
136	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の限備及び運営員基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に軽軽に関する要件は2年4月からである。(4年4月からである。後週措置のあり力を再検討すべきである。) ○ 併せて、ドアリングの際に検討すると述ったれていたとか。 3項第9号にいうが旋隊使児童健全育点事業に類似する事業」に係る通知を見重し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。	C 対応不可	当該省令においては、第10条第3項の各号にあたらない者であっても職員として従事できるよう。同条第2項において「1人を除いて資格要件のない補助員をもってこれに代えることができる」という規定を設けたところであり、補助者として従事することは可能である。 本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会の議論の内容と異なる内容に基準を変えることは適当ではない。 専門委員会では、放課後児童グラブは、異年齢の児童を同時かの報経的に有成、支援令の委託のとした、日表・大は有規格者とすることが適当であるとされた。とは有関係者とすることが適当であるとされた。当たらず、経験もない者の方で放課後に至ううプを運営するととなり、子どもの安全面を含め質を担保できないたが適当ではない。 なお、省令第10条第3項第5号の規定にかかる通知については、第5号にあたる者の例をあげているが、最終的には市区向村長の判断としており、第5号にあたる者の例をあげているが、最終的には市区向村長の判断としており、第5号にあたるかどうかは市区向村長が判断することになる。 さらに、提案団体からの意見では、限られたコミュニティの中で人材が確保できないとなれているが、本年7月に策定された「放課後そどと総合ブラン」においては、第5号はかどうかは市区の前人長が判断することになる。	
799	に関する基準のうち	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上 の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に軽線に関する要 付は2年間の変更なるのに、名か定められたのは平成26年4月、施行は平 成27年4月からである。経過措置のあり力を再検討すぐきである。 ○ 併せて、ピアレングの際に検討すると述べられていたとは)。名令第10条 3項第9号にいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」に係る通知を 見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。	C 対応不可	本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会での議論 の内容と異なる内容に変えることは適当ではない。 専門委員会では、放理後児童クラフは、異年齢の児童を同時かい無核的に 育成・支援する必要があることが。職員は2人以上配置することとし、うち1 人は有資格をとすることが適当であることから、職員に2人以上配置することとし、うち1 人は有資格をよすることが適当であるとされた。職員の資格・最数については、平どもの安全に直接影響を与える事項であ り、放理後児童クラブの第を相撲するため、国としての最低基準としてで終った ま準」としたものであり、「参酌すべき基準」に変更することは適当ではない い。 また、本年7月に策定された「放課後子ども総合ブラン」においては、都道府 規定と行る首相に、教育委員会・福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構 規定とする首相に教育委員会を選挙して登録の選挙を参考を 規模とする「本世委員会」とび、選挙の書のと表している。人材の確保について も、福祉部局と教育委員会の連携を強化することが愛り込まれている。人材の確保について も、福祉部局と教育委員会の連携の強化により対応できると考える。	

	All objects are					Audi a Trair			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
781-	臨床研修病院の指 定:研修医受入定員 調整権限の都道府県 への移譲	LT一つの臨床研修人にで選挙 するプログラム) ・加えて、国が一方的に定かている 施床研修療の指定、研修医 受入定員類単について、都道府 果が地域事情や改策的な必要 性も動業して設定できるよう制度 で見直すこと。 (い)へき地とそれ以外の地域に 所在する値床研修病院をグルー ブ化して循環型解を実施する プログラムを設定し、当該プログ ラムでの研修を対象	臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の 人口、医師養成数。商務、鶏傷の有無など、地理的除件等や考慮に穿出さ (支障事例) 本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域 よっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき 地の医師普を図る取組が必要である。 園の医学部ル学定員の緊急・臨時的担債も含めた地域枠出身の臨床研修医 も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師 不足病院においては現状以上の臨床研修医の種様が困較が成児よる。	医師法第16条の2 第1項に規定する 臨床研修に関する 省令		厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 県 東 東	D 現行規定 により対応可	臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者数を推	- 今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へ き地医療能点病院等の定員配置に支降を来たす感急がある。地域の実情を 謝まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築すべきである。
781-:	臨床研修病院の指 定:研修医受入定員 調整権限の都道府県 への移譲	して一つの臨床研修として選挙 するプログラム)・加えて、国が一方的に変かてい お面に経験を施の批定・延修度 受入定量部型について、超速症 風が地域事情や改革的な必要 性も動薬して設定できるよう制度 を見直すこと。 ()へき地とそれ以外の地域に 所在する協定器修施設をグルー ブレして循環型解を実施する プログラムを役字し、始後プログ ラムでの解修を変態する	臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の 人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。 【支障事例】	臨床研修に関する 省令		厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 原務部所、總島 景	D 現行規定 により対応可	臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者数を推	- 今回の原労省の見重しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配置に支降を末たず能含がある。地域の実情を謝まえ、都道府県が生体的に定員を調整できる仕組みを構築すべきである。
2	水道事業(給水人口5 万人超)の認可・指導 監督権限の移譲	給水人口5万人起の水道 事業への認可及び指導監 督事務は、厚生労働大臣 の権限とされているが、こ れを全て都道府県知事に 移譲すべき。	【支障事例】 水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道 施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して 限の権限が点はないことは、現が水道事業の統合等を視野に入れた働きか 付き行う上で支障となっている。 「創度な正の参要性」 移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業 者に対する都道府県による迅速かつき的細やかな指導・監督の実施が期待さ 【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在) 大臣認可水道事業者 32事業体 規認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)	水道法施行令第14 条第1項		厚生労働省	愛知県	C 対応不可	他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水剤に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的頭を足より水資源の合理的配子を現するため、近正・中立な立場から水利調整と水道事業を体的に適用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整必要性について、地方分権性進変員全第1次動告(平成8年12月)時点からの事情変更は認められない。	厚生労働省に河川行政や水資源行政と連携して一定の水利調整を行う役割があることは無限しているが、その役割は水道事業の窓可権限と直接対応するものではない。県内市町村等の水道事業が開業を管する上で支援となっている事項があるため、県1を議すべた、水温水に基づいまった。東1を第2年、水温水に基づいまった。東2年、東2年、東2年、東2年、東2年、東2年、東2年、東2年、東2年、東2年、

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
781-	臨床研修網除の指 定、研修医受入定員 調整権限の都道府県 への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(併)省からの回答が現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。		○ 第4次一括法において関から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整体) 理学機法士、保健師、助皮師、看護師、あんまマッサージ指圧師。はり飯、きわら間に係るものについては、養成施設の指定基準の決定に際して医道審議会の意見聴政が義務付けられているところ。 選床研修等院の指定についても、指定維度の決定に際して医道審議会への変更思取を行うこととすれば、指定律服を移譲すると研修の質が確保できないという動をは解漏されるのではない。 指定基準の決定ではなく、指定者にといるしたの都度医議審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具体的に示すべきである。 ○ 兵庫県が要望するところは、地域特出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで無実に都道原供変量を制度に設計してほしいということである。この点について、平成27年度から適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、指道序県が定身も制度設計してほしいということである。この点について、平成27年度から適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、指道序県が定身に関整できる枠」が削減されることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。	C 対応不可	○ 医師は、医薬を独占する者であって、診療の補助等を行う他の職種とは 患者に与える影響において大きな違いがある。このため、6年間の大学での 医学教育、医師国家試験に加え、臨床研修を2年間必修化し、医師としての ベルと確保している。 臨床研修の必修化前は、研修網院の指定に当たって各病院の研修プログ ラムの内容を確認しておらず、また。経験の浅い研修医による医療事故が起 こっているという指摘もあった。必修化後は、研修プログラムの内容も確認し こうえて研修網院に関する重要性は増している。 上記の理由から研修網院に関する重要性は増している。 上記の理由から研修網院に関する重要性は増している。 上記の理由から、研修網院に関すら重要性に増している。 と記の地から、研修網院に関する重要性に増している。 と記の地から、研修別で対方ムの内容を確認している。 の 医温馨議会では、外形的な基準からは判断が難しい要素を含めて、すべ での網院(群)の研修プログラムの内容を確認している。 多とはできない。 の 医温馨議会できるか、ナスログラムにおいても、基本的な診療能力を習得する さという到途目標を成のため、当直や外末などで他科の幅広い体房が経験 さるフログラム内容になっているか ・ が料等に重点を置いているが、 ・ は、最初の機能を確保している。 またり、製造機能のから、当体の機の確保等に悪きがある場合には、個別の またり、表述書機会が必な、保険の確保等に悪きがある場合には、個別の は、最近、最近、最近、自然の場合にないましているか またり、大きないのでは、自然の場合にないる。 は、これに、これに、これには、自然の は、これには、これには、自然の は、これには、これには、これには、これには、自然の は、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	
781-:	臨床研修網院の指 定、研修医受入定員 調整権限の都道府県 への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(併)省からの回答が現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。		○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復施、理学機法士、保健師、助産師、看護師、あんまマッサージ指圧師。はり師、きゅう時に係るもの)については、養成施設の指定基準の決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。 臨床研修務院の和定についても、特定基本の決定に際して医道審議会への変更聴取を行うこととすれば、指定機限を移譲すると研修の質が確保できないという聴きは解消されるのではないが、指定基準の決定ではなく、指定者によいという聴きは解消されるのではないが、指定基準の決定ではなく、指定者に、その都度医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具体的に示すべきである。 ○ 兵庫県が要望するところは、地域特出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に都道解解が置き者を終し入りませい。 れることで確実に都道解解が置き者聴撃できる枠に反映できる制度設計してほといということである。この点について、平成77年度から適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、都道府県が定員を観整できる枠)が削減されることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。	E 提案の実現に向けて対応を検討	○ 研修医の募集定員数については、現在予定されている地域枠の医師数であれば、都道府県の銅整枠で対応できると考えているが、今後、都道府県が希望する場合に、銅整枠だけでなく基礎数も含めて病院に配分する方式を選択できるよう、医道審議会で検討する。	4【厚生労働省】 (3) 医師法(昭23法201) (1) 厚生労働省が設定する各臨床研修病院における研修医の募集定員については、都道府県が希望する場合には、直近の研修医採用実施を踏え 設定される部屋原規の調整外に加え、人口、医学部入学定員、地理的条件 等に応じ設定される基礎数も含めて、当該都道府県が各個床研修病院に配分できるようにする方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
2	刀人超)の総引・指導	とは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県足坊 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を登えるこ とが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化 なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべき か、国と各都道府県において十分な議論、調整事を行	・ うんついる。 の 水制原整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の 要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるので あれば具体的に示されたい。	E 提楽の実 現に向けて 対応を検討	水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に 関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広境的に襲 が必要であり、関係者及び調整・環境を関係とこれが、環境の影響も大きな必要を必要である。 をが必要であり、関係者及び調整・環境を関係とこれが、環境の影響も大きな必要を決します。 となるだっが原用機とで可能すことは困難である。 トルス部から機能で一体的に空間を持つたったが多と考えられる。このため、全量 受水・返車事業体の少長可得機をで切り勝すことは困難である。 たな様の推進については、近年においても国と指導を表現されて水道事業の統合を行った事例もあり、国と節道府景が増加して行くことに困難である。 とを持つた事例もあり、国と節道府景が適宜あるを図り推進して行くことが重要だと いっていまります。またでは、日本のでは、指導体制及び手法には格差があり、新水道 じつコレニネティまかなアセツマネジント、耐度化学の各種重要施策の実施事も成 域である。 とのよる事が今後行か、企業を関係をの各種重要施策の実施事も成 である。ことから、現状の根証が再発は全部的にかて、監視体制が不十分である。ここのよる事が今後行か、企業を関策策を必要さることは表現であることから、現状の根証が実施することは表現があることから、国によるが基準集の関係を指定することは表現があることが、国によるが基準集の関係を関係をでいるでは、対したのは表を持つである。 その後、未定策について、19月17日に地方が検定することは表現である。 とから後は専門節会から世界を影響を発表が表現と対しているといるといない。 とから後は専門節会から世界を影響を発表していまりるが開発を対しているといるといるといるといるといるといるといまでは、日本のは一体の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	4 [原生労働省] (7) 水道法(昭32法177) (7) 水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(32法177) 以下に掲げる事務・権限(32法177) 以下に掲げる事務・権限(32法17年) 財政(32法17年) リスには、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に成り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下・部抜粋) ・水道用水供給事業の認可(32法17年) ・水道事業の認可(3条1項) ・水道用水供給事業(39条1

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
150	ガラーエグメートルを 超える水道用水供給 事業)に関する初可等	水道事業等(計画給水人口 5万人超の特定水源水道 事業並びに1日最大給水 量が2万6千立方メートルを 超える水道用水供給事業) に関する認可等の権限を、 都道府県に移譲する。	【改正の必要性】 都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模 等により監督官庁を分離することは非効率である。 なお、利制整の度者が、接続するか告かの中側高準のレとつとされている 水・計画総水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは ます。「単生の大力を100円では、100円では、利益原県は国域の水 道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。 「管線による効果 国の認可審を期間は都道併展(本展では水道事業の設可等の標準局理制 は21日に上して乗車であり、指導整督の密度は秘道指係に上して小さいこ とから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定 供給のための方法等について地域の要情に応じたきめ細やかな指導・監督 が可能となるよう権限移籍を求める。	水道法施行令第14 条第1項、第2項	参考資料あり	厚生労働省	鳥取県 · 大阪 府	C 対応不可	る水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調	水利調整が国の果たすべき役割であるということについては、現に水利調整を必要よする5万人以下の水道事業において、水道事業認可を都道府県で 実施していることから、水利調整と水道事業認可は密接な関係があるものの 一体不可分とまではいえず、国色都道府県が護持することはよって適切に水 道事業の認可・指導が可能と考える。 また、令後水道事業の成功を推進していく中で、5万人以上の水道事業 者に広域化の核となるべき存在である。しかし、これら核となる水道事業者に ついての終認す・指導を超減解系が行うことができなければ、事業計画の把 握・助言が困難となり、広域化を検討する際に大きな障害となる。
237	水道事業に係る厚生 労働大臣の認可・指 導監督権限の都道府	小逗点に盛うプロドエカ側 大臣が行っている水道事業 等(計画給水人口5万人超 の特定水源水道事業及び 1日最大給水量が2万5千 立方メートルを超える水道 用水供給事業)に関する認 可等の権限を都道府県に 移譲する。	国かけ25.31〜公表した。新水道Eンヨンバーは、布道内景の役割について、影り 権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能が減単位 の連携性推奨機なる際によったが表した。1、22.22まれている。これを実	水道法第6条ほか 水道法施行令第14 条第1項		厚生労働省	広島県	C 対応不可	る水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調	水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて和道府県から国に情報授徒行うことにより、水利調整と水道事業の計画である。 不都道府県から国に情報授徒行うことにより、水利調整と水道事業の計器 可等を分離することによる支障は生じないと考える。 平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道主変現するために、都道府県には広域的な事業間測整金幣等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためいまは、都道府県 が怒可協議が消除型管等を追じて財政力、技術力・発信力に優化力た大規模 事業者(国認可)を含めた全事業者との意見交換を積み車ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく相談を有機等づることが必要であるが、地 力分権推進委員会第1次動行・平成5年12月を踏まてご定められた現在の 国・都道府県の分担のままでは、その実現が観撃と含まざるを得ない。 都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切 に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的に実施して いる、検査に払いては近入検査シートにより関係会かる通守状況を確認する など、きた868度年労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対 策において都道府県認可事業者では低調とあるが、これは事業者の規模や 技術力に起口する部分が大き、認可権者の違いによるとは考えられない。 むした。全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者 のノウハウを共有できるなどのメリットが見込まれる。
299		厚生労働大臣が行う計画 給水人口5万人起の水道事 業及び一日最大給水量万 千立方メート地の水道 用水供給事業の認可事 所水供給事業の認可事 その種限の全部又は一部 その種限の全部又は一部 を る。	(現状と課題) 水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大 臣が行うことされているが、そのうち、同法第48年により、給水人口が5万人 以下の水道事業及び一日最大給水量が25000円以下である水道用水供給 事業は、都道府県知事が行うものとされている。 現在、当県内の水道事業は、熱水人口や判金収入の減少、水道能設の更新 需要の増生など厳し、経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業 体が多く、技術的基盤が識別であり、安定的に水供給し続けるめの中長 期的な経整を考慮し、運営基盤が十分に構築されていない現状にある。 (琵琶解決に伝ん態策の方向性) これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を の存在が不可欠である。 中生労働省が平成25年に外最後には、地方の中枝となる水道事業者等 原生労働省が平成25年に外最後でい現点から、連携体制への 積極的が関ウが期待されていることである。 (振策に係る支障) したいながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道 事業及び一日最大給水運造5000が超の水道用水供給事業の立入検査等の したしなが、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道 事業及び一日最大給水運25000が超の水道用水供給事業の立入検査等の 化膜を有していないため、当該地域の関係水道事業体間の調整等に支険を 未している状況にある。 「経験手限」 持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道 府県知郷に移域している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべき である。	水道法第46条第1 項、水道法施行令		厚生労働省	福島県		他の都道病県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から、利調査と水道事業を一体的に運用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方特権建基負金第1次動告(平成8年15月)時点からの事情変更は認められない。	<回答> 平成年12月の地方分権推進委員会第一次勧告の内容を踏まえ、平成9年に水道法施行令が改正され、広域的な水利調整と一体となった水道事業認可が必要としている現代制度となった当時の経緯は理解しているが、認可・立入検査等の機能分類なるとより、地域の水道事業体間の理整等に支障を表している現状の状況を勘案し、提案に沿った見直しをしていただきたい。 累次の水道ビジョンや平成27年度水道関係概算要求においても、水道事業広域化の推進が前面に打ち出されているように、地域の実情に応じた広域化の支施に向けて、これまで以上に都道府県がリーダーシップを発揮する必要があると考えられる。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
150	万5千立方メートルを 超える水道用水供給 事業)に関する認可等	とは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期で あり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の速化による水道水の安全性確保	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 着に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えるこ とが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化 なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべき が、国と各都道府県において十分な議論、調整等を大	 ○ 水判調整を要する水連事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要休息は、	E 提案の実現に向けて対対応を検討	本外接接壁上水道事業の適用については、状況に応じて外柱権又は事業内容に 別し、相互に需要を図る必要がある。一度機関した事業体にかいては近端的な選 整が必要であり、関係者など振夢率導も維化さんことに加え、流域への影響も大 さらもため、関係者など振夢率導も維化さんことに加え、流域への影響も大 さらもため、関係者など振夢率導も維化さんことに加え、流域への影響も大 さらもため、野田機と切り増すことは困難である。 ときに、規模の大きな事業体の水供総は水源の集料協議に大きな影響を及ぼすた なが成けの推進については、近年において起回部面房景が協力して水道事業の 会を行った事例もあり、国に都道府県が富宜協力を図り増進して行くことが重要だと ある場合を行った事例もあり、国と都道府県が富宜協力を図り増進して行くことが重要だと 人が選事業が有くようなアセットマネシタント、耐震化等の各種重要施販の交換事も低 とからなるとから後手できかった。ままな機の部連環果は金田的にみて、監視体制が不十分である。 このようなことから、現状の部連原県は金田的にみて、監視体制が不十分である。 と、近半事本者が会が会が一般であること、また 複数の部連府県にまたがらる別ル水料をの得機を影響することは基準でして なった。大部事業が会が会行のではまたが、またけ方式によりに対して を必要が、またが、またが、またが、またが、またけ方式によりに対したが、 での後、未建築について、10月17日に助力分様をなっとしまる地である。 よって後の時間があるから発展を設定して、10月17日に助力が検査を含ことは表している。 よって後の時間があるから発展を設定して、10月17日に助力を検査を含ことは表したが、 とから、表が、時間が、またが、またが、またが、またが、またが、またが、といて、10月17日に助力を対していることである。 よって後の時間があるから発展を必要が、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、10月18日にあるが、1	[再掲] 4(厚生労働省] 4(厚生労働省] (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)について は、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画 仮称)を策定した上で、業 務の監視体制を十分に整えるが通事業をが立続する水道事業等(都道府県 短するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県 が経置主体であるものを除く、必対象に移域する。 なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業のを受水する なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業のを予する 大道事業については、当該水道所供給事業との事業統合を行うことを上記 計画に盛り込んが場合には移譲対象とする。 (以下一部投稿) ・水道事業の設可(6条1項) ・水道所果体給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業(係る報告の微収及び立入検査(39条1 項)
237	水道事業に保る厚生 労働大臣の認可・指 導監督権限の都道府 県知事への移譲	とは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期で あり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県を法 的な指導内容を選が発生しないよう体制を見ることが必要。さらには、県境を超えた水道事業の広域化 なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべき か、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行	○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の 要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるので	E 提案の実現に向けて対対応を検討	水料模線整上水道事業の適用ICついては、状況に応じて外村権又は事業内容に 拠し、相互に関係を図るを繋がある。 定規模以上の事業体においては実体的な襲 整が必要であり、関係者など調整事項も機能となることに加え、流域への影響も大 さるさんが表現機能と切り増すっては困難である。 さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすた 水、海道から機能を一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このか。 全量 受水水道事業体の水板可模能を切り増すことは困難である。 な無化の推進については、近年においても固一能の最大が会場である。 を受けった事例もあり、園と都道所帯が適宜協力を図り増重して行くことが重要だと とを行った事例もあり、園と都道所帯が適宜協力を図り増重して行くことが重要だと との製造業用またける、事業体の整理、指導体制及できた。はは機を対しませる との製造業用よりにも、事業を関係を関係を関係があること、また 複数の整道用果にまたがら事別に対している。 はないまたが、実施を関係を関係を関係を対しまたが、と関係を動が不十分であること をしている。 はないるが表現である。 などの製造業用にまたがる事別に対している。 をしている。 はないるが表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどの表現である。 などのなどのまである。 などのなどのなどのなどのまである。 などのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのな	[再掲] 4(厚生労働省] 4(厚生労働省] (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)について は、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業 務の整復体制を十分に整えるが通事業を通常は外で、当該事務・権限の移譲を希 望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県 が経営主体であるものを除く。必対象に移設する。 なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供等業等、の当連府県 が経事業かとフィビは、当該水道用水供等業との事業統合を行うことを上記 計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部技術) ・水道事業の設可(6条1項) ・水道事業の設可(6条1項)
299	(用水供給)事業の総 可事務、立入検査等 に関する権限の拡大	とは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期で あり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法 的な指導内容りと要異が発生しないよう体制を整えるこ とが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化 なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべき か、国と各和道府県において十分な基準。	平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や面が充置施の高まり等により水電素が減少し、将来的にも深少時間が拡く便及ままれている等、一定の場情変更が認められるのではないか。第5年 (1994年) (1994年) (1995年) (1994年) (1995年) (1994年) (1995年) (E 提案の実現に向けて対応を検討	・	[再掲] 4(厚生労働省] 4(厚生労働省] (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる野・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)について は、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業 務の監視体制を十分に整える加速自保、あつ、当該事務・権限の移譲を予 望するものに対し、都退海県内で水利調整が完結する水道事業等(都適府県 が経営主体であるものを除、必対象に移域・か、連事業については、当該水温 なお、都退海県内で水利調整が完結しない水道用水、供給事業から受水する 水道事業については、当該水温用水供給事業との事業統合を行うことを上記 計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下・都法界) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道事業の認可(6条1項)

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
698	水道事業経営の認可 等の権限移譲	限について、都遊店県知事 への移籍を進出の容引 「具体的な改正の容引 「具体的な改正の容引 水道上路できる。 水道上路できる。 水道上路である。 東京とする水道用水供給事 実とを各当さる。 東京とが高水道の 東京とが高水道の 東京とが高水道の 東京とが高水道の 東京とが高水道の 東京とが高水道の 東京とが高水道の 東京とが高水道の 東京とが 東京とが 大道の 大道の 大道の 大道の 大道の 大道の 大道の 大道の	地方分権に関する過去の厚生労働省見原では、5万人担の規模の水道事業 設可における水利闘整等の必要性から、河川の流水を水漫よう水道事業 についても、同時の取り扱いとかっている。しかし、近年、水電多が4年本減少 し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業体が増加している中、 後、新たな水風閉発を作り来でいるが、10年、10年の検討が進め、 が、10年、10年の検討が進め、 が、10年の検討が進め、 などのでは、10年の検討が進め、 ないている水道事業者では、10年の検討が進め、 ないている水道事業者を引いて水明聴を有いている水道事業者について水明聴を有いている状道事業者について水明聴を有い	水道法施行令第14 条第1項	「具体的な支障事例、地域の実情を 関連を表する。 関連また必要性」に ついては、別報参 照。	厚生労働省	大阪府 和歌山県 鳥取県		他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水剤に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつった広域的関係により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立事から、利調をよう、改革事業と一体的に適用する必要がある。 現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権能差要員会第1次動告(平成日年16月)時点からの事情変更は認められない。	厚生労働省の見解では、国が水資源の合理的配分を行うため、水道事業の窓可権限の移譲は不可とされているが、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道病機の広域化の調整機能の強化を必合べ、認可権限の移譲が必要と考える。 本府提案のように、水道用水供給事業者から全量供給を受ける水道事業者等に係る事業(変更)窓可については、直接的な水利調整を必要としないため、権限移駐は対ち支険情報といき考える。に、簡素が道事を配合や、大般の水道法の改正による権限移譲、市域専用水道等に関する権限が都道府景から全市に移っている)の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について、見直しを行われたい。 (以下別紙参照)
943	水道事業に係る厚生 労働大臣の認可・指 導監督権限の都道府	等(計画給水人口5万人超 の特定水源水道事業及び 1日最大給水量が2万5千 立方メートルを超える水道 用水供給事業)に関する認 可等の権限を都道府県に 移譲する。	国かれ25.31に公表した。 新水道Eンヨン川には、 都道府県の役割について、 影り 権限等の枠組みにとらわれることなく、 広域的な事業間調整機能や流域単位 の連携性光線数を発揮することが表めたれる。 レロップであっている。 これを実	水道法第6条ほか		厚生労働省	中国地方知事会	C 対応不可	る水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調	水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに実存はないが、必要に応じて都道府県から国に情報促供や行うことにより、水利調整と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。 中成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域ともは、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この使務を発揮するためには、都道府県等の役割が求められることとなった。この使務を発揮するため、は、都道府県等の役割が求められることとなった。この使務を発揮するため、は、部道府県の設可は後年3年3年2日を設定して解放り、技術か、発信力に優化れた大規模事業有の認定のときのか、全事業者との思見交換を積み車札、管内の水道事業の発展的成域とを主導して財扱の上級を指することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次動台・平成5年12月と踏まえて変められた現在の国・都道府県のグ担のままでは、その実現が固定と言かさる時ない。都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき通切に許認可事務を実施するととも、事業者への立入後金を定期的に実施している。核会はおいては立入検索シートにより関係法を可違す状況を確認するとど、きた86年2年2年2日によりによりませまります。といるとは、また8年2日によりませまります。これは事業者の対限と行っている。 大きだめばいては、大きた8年2日によります。といるとは、大きた8年2日によります。といると、大きた8年2日によります。といるとは、大きた8年2日によります。といるとは、大きた8年2日によります。といるとは、大きた8年2日によりませまります。これは、東京の大きなどのである。これは、大きなどのである。これは、大きなどのであるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる
371	旅館業から暴力団排 除するための条例委	現行法の許可及び取消基準は保定的であり、地域の 実情に応じよの目的を阻 書音でも要因を指除すること ができない。このため、必 ができない。このため、必 なる基準を実施しています。 はは法故による はは法故による はは法故による はなる とと、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	[支限] [支限] [支限] [本田] 「大田] 「大田]		福岡県提案分 「別紙」あり ※02	厚生労働省	九州地方知事会	C 対応不可	暴力回対策の推進の必要性を否定するものではないが、今回の提案については、憲法第22条第1項の職業選択の自由(営業の自由) を制約する規制を行うことを内容とするものであり、規制の必要性な 60 毎世について政務体を理力が必要である。数ある規制法の中 で、旅館業法のみに選案の規制を行うことの必要性や合理性につい での説明がない戦リ、対がすることは困難である。 なお、欠格要件は、構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のも のではなく、条例に要ねることは、法制的に困難であると考えられる。	他の業規制法においても、暴力団排除条項が盛り込まれているものはあり (廃棄物処理法、資金要法、建設業法、宅地建物取引業法、警備業法等)、 旅館業法のみに暴力団排除を行うことを求めているわけではない。 旅館業法に関しては、実際に暴力団が旅館を経営した事例 資金派になることはもあるが、抗争事件による旅館整築等も迅度され、その場 資金派になることはもあるが、抗争事件による旅館整築等も型定され、その場 合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高いこから、旅館業から最 力団の関与を排除し、業の健全な発達を図るため、同法に暴力団排除条項を 規定する必要があると考えているものである。 なお、欠格要件に関しても、介護保険法など社会福祉関係法令には条例委 任を行った例もあり、法制的に困難であるとは一概には言えないのではない か。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
69	水道事業経営の認可 等の権限移譲	どは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期で あり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 着に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法 的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えるこ とが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化 なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべき が、国と各都道府県において十分な議論、調整等を大	 ○ 水利調整を要する水池事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要休は、列川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。 ○ 上配の要件が5万人とされた昭和53年の数令改正当時から既に40年近くが経過してい 	E 提案の実現に向けて対対応を検討	と、光道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること。 技権数の郵道指揮、またが公司川、水料(回) 題を始まることは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは基本的に認められないか。 2次回答においては対所で可したたころである。 その後、末世家について、10月17日に地方分権改革有議会会議提来事業規制を持定される。 よで後は、末世家について、10月17日に地方分権改革有議会会議提来事業規制を持定さる場合は保護を持定した。 なって検持事門参会から収度を診論え、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進するための水道事業の基盤強化に関する計画制度を創設したうえで、専従機員を分に配き、大道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための規制を分のに要なる。 大道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための共享事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための表現を行った。 大道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための表現を行った。 大道事業の基盤強化に関する計画に示す施策を促進するための表現を行った。 大道事業の主機体の主義が必要があるが、一般で表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	[再掲] 4(厚生労働省] 4(厚生労働省] (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)について は、広域に等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業 務の監視体制を十分に整える部連再限、あって、当該事務・権限の移議を希 望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県 が経営主体であるものを除く、全対象に移跡する。 なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業の受水する なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業の受水する 計画に優切込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部技術 ・水道事業の設可(6条1項) ・水道事業の設可(6条1項)
94	水道事業に係る厚生 労働大臣の認可・指 導監督権限の都道府 県知事への移譲	とは非効率である。 また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期で あり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保	なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業 者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県大 的な指導内等に差異が発生しないよう体制を提えるこ とが必要。さらには、県境を越えた水道事業の匹域化 なども踏まえ、どのような形で事業者、関与すべき が、国と各部道府県において十分な議論、調整等を行	○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。	E 提案の実現に向けて対対応を検討	本料模調整上水道事業の適用については、状況に応じて大料権又は事業内容に 地に相互に開発を図るを要かるか。一定規模以上の事業体においては近郊的政策 整が必要であり、関係有なび調整事場も複雑となることに加え、流域への影響も大 さらならた必要であり、関係有なび調整事場も複雑となることに加え、流域への影響も大 さらならた必要では、現様の大きな事業体の水供総は水流の機料協議に大きな影響を及ぼすた。 水高がら場合まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このから、全量 受水水温事業体のみ接可構態を切り増すことは困難である。 広報代の推進については、近年において出る機能の情報が協立して水道事業の統 会を行った事時もあり、園心部通信務が適宜因かを図り推進して行くことが重要だと ともいる。単立では、本業体の管理、排資体制なビナニには核差があり、個水道 がある。こと、海事業やの管理、排資体制など、対点に核差を対しまない 様数の部道府県にまたが、本業体の管理、排資体制なの数域が不分であること、また 様数の部道府県にまたが、本業体の管理、排資体制など、対点に核差を対しまた 様数の部道府県にまたが、会別が指揮を指しまたり、表が道 能である。ことが基準素の変形を接近を使進させることは基本でいまたが、関係者について、10月11日に助力分権を含っとは基本的にあることは はないたまたいで関係所名にアリングが行われ、手上げ方式により上記録題を解決 よって終め事門部金からの提案を影響を表していたころである。 よって終め事門部金からの提案を影響を表しまたが、企業を認められな いたの、2を図答においては対応不可としたころである。 よって終め事門部金からの提案を整定を表していることで、10月10日に対しては、10月11日に助力分権を含っとしたよいで関係所名にアリングが行われ、手上げ方式によるでは またりたる形式・本事に下地へに乗りずまたが、ところである。 よって終めまりまたが、単一に一般で発きを選を表した。 またりたる形式・事業により、10月1日に乗り、10月1日に乗りまた。 製造がデルギャースを表しままた。10月1日によりを開発を表しましまする。 監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の環境を 監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の環境を 監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の環境を 経済であれない。	[再掲] 4(厚生労働省] 4(厚生労働省] (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる新・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)について は、広域代等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業 務の整規体制を十分に整える部部原果(あって、当該事務・権限の移験を考 望するものに対し、都道房県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県 が経営主体であるものを除く。全対象に移域する。 なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する 水道事業については、当該水道用水供給事業の事業統合を行うことを上記 計画に整少込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部技術 ・水道事業の認可(6条1項) ・水道事業の認可(6条1項)
37	旅館業から暴力団排除するための条例委 任又は法改正による 排除条項の追加	旅館業の許可の基準については、条例で補正することができるようにするべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。	は、暴力団もしくは暴力団と密接に関係する者の判断が難しい等の懸念もあることから、判断基準を明確に	○ 暴力団関係者が旅館業を経営していた事例が実際にあり、また、そのような旅館が基力団の活動に利用されることにより一般人が抗争等に巻き込まれる可能は分あことから、これらを立法事実として旅館業法に暴力団勢除規定を設けることにつき検討されたい。できないとする場合、その理由を明らかにされたい。	C 対応不可	旅館業法に暴力団縁除条項を設けることは、憲法第22条第1項の職業選択への自由・の制約であることから、制約を行うための具体的な立法事実に基づ、規制の必要性・合理性の説明が必要であることか。、人の場合ところ、この具体的な立法事実には、単に、基力団が反社会的勢力であるとしつ事実を選加でなっていること。最力団が旅館業を選立ことにより、そこで犯罪行為が網繁に行われるなど、旅館業の健全な発達に支間が生じていることが必要であるなど、旅館業の間全な大きの場合が、保護業の許可主体である各部道府県、保健所設置市及び特別区の衛生担当・制制に開発するととしに警察行から各部道房県警察に対して開金した結果を得たとろ、提案自治体から提示のあった1件だけであり、このような状況では、旅館業法に暴力団持除条項を設けることの具体的な立法事実があることは、監督により、政策を実践を表現した。 なお、他の業規制法に暴力団持除条項が規定されているが、そのことは、具体的な立法事実な、旅館業法に暴力団持条項を発行している。との規模と対している。	

	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所官・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
374	1十0万版作	村地域工業等導入促進法 の農村地域に該当しない して適用から除外される が、市町村合併によって人 ロが20万人以上となった 市については、合併前の市 肉人口をもって農工法の市 象とするように適用要件を 緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策でおり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地 密整備は不可欠なものとなっている。根準機にある品は、最特地は工業等 導入促進法の最村地域として工業団地を整備」企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺の事件に乗り地域との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件か、総分されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、名而の財政 計算が承(ならものではなく、農・大の工人は対し機が増加しても、名而り財政 計算が表(ならものではなく、農・大の工人は大の農工はの選集が増加しても、各項財政 は何ら変わりはないことから、地域振興の上で証が必要という実際は何ら変わりはないことから、地域振興の上で証が必要という。という、実施は何ら変わりに、例えば市の人では一次の変し、会が表し、一次のよび市の出市の日本時では一次のでは、一次のよび市の日本時では一次のでは、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよび市の日本時では、一次のよりにより、日本のよりにより、日本のよりにより、日本のよりにより、日本のよりにより、日本のよりにより、日本のよりにより、日本のよりにより、日本のよりにより、日本のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	入促進法第2条第1 項本文カッコ書き	佐賀県提案分 [提出資料] - 佐賀市の財政力 指数の推移 ※05		九州地方知事会	C 対応不可	展村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、 原業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に整み。 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域。 ・ 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある相互会にないる市の場合では、一定の財政はから外すこととしたものである。このような観点から、即法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区を対象としているところ、加えて、人口10万人以下の市町村の全区を対象としているところ、加えて、人口10万人以下の市町村の全区を対象としているところ、おり、大田では、日本での地域については、人口増加率又は設造業等の就業者率が全国平均地域とも後の場合、日本で、日本で、日本で、日本で、日本で、日本で、日本で、日本で、日本で、日本で	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく原料地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。よって20万人以上の実態は法の対象たる名・廉村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。A市の財政力が合併により下がついることは財政力指数の性務が示すとおりであり、また。合併前と即様に、人口増加率、製造業等の飲業者率とと全国平均値より組役、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように責料地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさななったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の場所を判断するとどの要件を凝加、農村地域に計りる農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利の農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。
74:	民生委員の任期の始 期又は終期の設定の 条例委任	ついて、民生委員法第10 条の規定により任期3年 と、昭和28年法律第115 号の改正解削第3の規 定により改正時の民生委 員の任期3の民生委 員の任期50年206 107 107 107 107 107 107 107 107 107 107		冬 昭和28年注律	国政モニターの声 に対する回答	厚生労働省	豊田市	C 対応不可	期が重なった場合、その円滑な実施に支障が生じるおそれもある。	一斉改選を4月1日にした場合に懸念される支障については、いずれも行政 職員が段取りよく準備を行い、民生委員が適切に住民の状況を引き継ぎ、研 修を受講できるようにしておけば、解消するものであると考えられる。 全国一律に4月1日にするべきというわけではく、地域の実情に応じて、設定 できるようにするべきという提案である。民生委員等との議論は当然に必要で あり、その状況に応じて、現場の民生委員にとってよりよい時期に設定できる 状況をつくるこか生要をあると思われる。近と室日 律に12月1日にしなけ ればならなるい理由は特段存在しないと思われる。
9.	住(HACCP)の承認寺	総合衛生管理製造過程 (HACOP)の承認等における事務・機能と保健所設置 市へ移譲する。	総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が 解消布の場合は、さいたま市内の関係情態学と行うためには、農客りの厚生局 (有消布の場合は、さいたま市内の関係情態学とからには、農客りの厚生局 素者にとって大きな負担となっている。また、施設の医機精準については厚生 あたの職員の飛進が年に数回に優れているため、より寿むた後期で設定 市に権度が移譲されることにより、効率的な監視指導を行うことができると考 えられる。 現在のところ、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイド インによういてHACDP導入が推進された場合、承認施設がららに増える可能性がある。 権限移植にあたり、以下の事項について御配慮いただけるけるようお願い たい、 ①中請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、 幸福が整うまでに時間を要するため、十分な周知期間を設けていただきた。 ②承認の手続きについては、施設への監視・指導が伴い高度な知識を要する 業務であるから、移譲する際には自治体職長を対象にた。研修金を簡便する など、体制の整備をお願いしたい。 ②移縁された後についても、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付 体制をお願いしたい。	食品衛生法第13条 第1項、第13条第4 項、第14条第1項、第28条第1項 第28条第1項		厚生労働省	新潟市	C 対応不可	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日限額決定)において検討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び連用面での課題があるために移譲は困難である。	今回の検討により、「移譲は困難である」とした具体的理由(運用面あるいは 法制面での障害)についてご教示いただきたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
37.	農村地域工業等導入 促進法の適用人口要 件の緩和				C 対応不可	市町村合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分様の担い手となる基礎自体にふさわしい行財改善盤の確立を目的として行われており、平成11年以降全国的に積極的に推奨とかてきたっこうした趣財役力指数は、展上法においてはを観的指揮を出せっているものではないが、ご能物の通り4市の財政力指数は、展上法においてはを観的指揮をとっているものではないが、ご能物の通り4市の財政力指数は高から見ると、同指数は改善しており、上記合併の連督が追成されているものと思料する。展工法においては、原則として10万人以下の市市村の全区域を対象とするとともに、人口10万人から20万人までの市市村については、例外的に入口増加、果選主条の必要なが高い市市村に対する国の支援を実施しているところであり、人口が20万人を超えた時点で、現代に一定程度の財政規度を持つていることから、相対的に国が支援を実施する必要なが低くなると思考されるためで表さ、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村とつているように、農業と工策の当前の地域が最後を持つている。ある。また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工策の対策ある免機は、市町村内の一部の地域ではなく、当該市町村全体で考えるぐきものである。	(8) 農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(農林水産省、経済産業省及 び国土交通名と共管) (前)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等に より所得と向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条 1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて関連しを検討し、平成27
74:	民生委員の任期の始 期又は終期の設定の 条例委任		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、一斉改選の時期を4月1日とする場合は、人事 異勤等により変形が重なるなどの飲念があることか ら、委嘱事務等の軽減策も含め十分な検討が必要で ある。		C 対応不可	民生委員の任期を統一し、委嘱、解嘱に関する事務手続の効率化を図るとともに、全国、都避併集、市取村レベルの一体的な民生委員の協議会活動を確保するなどの観点から、一斉改進を行っているものであり、厚生労働省としてはこれを維持すべきと考えている。 その上で一斉改選時期を12月とするか、4月とするかは様々なご恋愛があるしたのと元知にいるが、民生委員等からなる全国組織である全国医生委員児童委員連合会としても一斉改選時期は12月とすべきとの意見であり、厚生労働省としては実施に高勤を行う民生委員等当事者のご意見を尊重する必要があると考えている。	
9.	における事務・権限の	総合衛生管理製造過程(HACOP)の承認等については、都追辞県のほか、政令市、中核市及び保健所設置市へ移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該提案については、下記にお示しするとおり、法的指置を関しることは困難である。 (移譲する事務の範囲及びその規定がりと、当該規定の法体系上の理理) (7 官官権主管重整通報目については、基準として、以下に示すり通常承認とに例外系 を収まった。	4【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 総合衛生管理製造海程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安 全性の確保を図る観点から、現在、地方原生局が行っている承認等を含め、

	根金本で					thinks as En fre			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
452	程(HACCP)の承認 等 (海外施設の承認、総 合衛生管理製造通程 における例外承認を 除く)の移譲	している総合衛生管理製造 過程の承認等の事務の移 譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚 生局	総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づて営業許可事務は自治体が所管しており、営業者からの相談等の窓口が観数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政格譲が一元化もることで、営業者の制度性が向上する。 移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないと考える。 また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のかたが、職員の増負やこれらに伴う経費の増加などが想定される。	食品衛生法第13 条、第14条		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるとされ、検討を進め	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日間 議決定)において検討を進めることとされている以上、検討の結果明らかに なったとする法制面及び運用面の課題を具体的に示した上で、その解決に向 けて、改めて検討すべきである。
883	る公衆衛生上の施設 基準の策定権限の移 譲	飲食店需要等に関する公 乗衛生上の施設基準の策 定は、現在、都道病県が行 がこととされているが、 うこととかているが、 ま生の策定権を を が が が が が が が が が が が が が	【支障事例及び制度改正による効果】本市は県が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する時可を行っているが、その基準の斟酌や連用についる。このため、その基準の斟酌や連用にの出現を介えて、機が決定している。このため、都市部を付え、新たな営業が関いの出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を経和することを含め、本市地の側の施設基準を発定できることとなれば、より本市の実施を考慮した基準の策定及びその斟酌や連用が可能となる。実理事例の一般では、要な事務の実施といる。 「デバートの屋上等で、営業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では同盟を投行・返開場内で行ってはいればならないた。県と基準を緩和することについて協議したが、県の了解が得られず、当該行為を認めることができなかった。 【平原25年12月20日間議決定の方向性と異なる提案を提出する理由1厚生労働なの宣令では、現時大協・大部が関いました。現がは、現代は、現代は、現代は、現代は、現代は、現代は、現代は、現代は、現代は、現代	地方自治法施行令 第174条の34 食品衛生法第51条	別続3(飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定)	厚生労働省	広島市		飲食店営業等の施設基準の策定については、平成25年12月20日の閣議決定の際に、指定都市等が地域の実情を踏まえ、都道府県の基準よりは緩和された基準を策定することについては、その基準が公東衛生上必要な基準であることに扱われば、都設府県の基準を対立すべきものであり、指定都市等が地域の実情を踏まえ、飛泡都市等が地自に緩和れた基準をあるべきではないとして、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」と整理されており、この後、特に状況の変化等もないことから、対応不可である。	平成25年12月の開議決定理由として、「その基準が公衆衛生上必要な基準であることに鑑みれば、都道所県の基準を改正すべきものであり、指定都市が地域の実施を設まえ、社会都市等が独自に無知される基準を決めべきではない」とされているが、本提案は、必要な衛生水準に確保しつつ、地域の実情を考慮した基準の策定と迅速な対応を可能とすることを目的とするものである。 平成26年9月16日開催の地方分権改革事態者会議・第10回提業募集検討専門部会においても、本提案を「市市村との役割り、担の親しから移復位業を支援対し、大提案を「市市村との役割り、担の親したころであり、改めて当該権限の移譲についてご検討いただきたい。
345	指定総套機関(食鳥 総査法の指定検査機 関)の指定等の権限 移譲	食鳥の指定検査機関の指 定・監督の権限を都道府県 に移譲する		食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査 に関する法律第21 乗		厚生労働省	德島県、京都 府、和歌山県	E 提案の実 現に向けて 対応を検討	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日間請決定)において検討を進めるとされており、引き続き検討をしてまいりたい。	接案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大 思な改正・緩和を望むものである

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
452	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認 (海外施設の承認。 (海外施設の承認。 (海外施設の承認。 (海大電理製造過程 における例外承認を 除く)の移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等について は、都選府県のほか、政令市、中核市及び保健所設 置市へ移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該提案については、下記にお示しするとおり、法的措置を譲じることは困難である。 (多議する幕務の顧問及びその規定ぶりと、当該規定の成体系上の登理) の「総合権を管理監論を提「このでは、実態とし、以下に示す「通索・疑し」(例外未 扱」が行われているが、食品衛生法上、「例外系説」のおが近律と位置付けられるものと 解文される。 ② 規格基準に適合していない製造通程の承認しいわゆる「通常、不 ② 規格基準に適合していない製造通程の承認しいわゆる「通常、 ※「例外系認」については、法第19条第項県に基づき、厚生労増水上の矛部をもって「規 格基限・適合していない製造を関の承認しいわゆる「例外系認」。 ※「例外系認」については、法第19条第項県に基づき、厚生労増水上の矛部をもって「規 格基限・適合している可能が表現の承認しいりゆる「例外系認」と が、「例外系認」については、規格高準に適合しているものの承認であるため、特役の はよしの効果が存起しないものとなっているに可能が発生する。 一方「高電系説」については、規格高準に適合しているものの承認であるため、特役の 法律上の効果が発生しないものとなっているに可能が発生する。 一方、「高電系説」については、規格を単立場を重要が表現を持ちため、の人権と 生育場所の金融を別の金融にから規定が規定されている。 一方、「他の金融を表現とないを必定している「他の金融を対している」(通常系記)は 生育場所の金融を対しているの一方、上、新的にお話されると、「基準、 との多様を表現していての示するとした場合の公子内障等) の一般の事等・信用面におうして、法制的にお話される。「を提供しておい、「金幣系 にの移設性とも、計画型に多るとして、法制的においるとのを提出しない。 「20条件を表現」のうち所に面が表記した事を下では全かに具体的に規定しな、 公子内容が何外末記を受けて返り等を手をでは生かに具体的に規定して、 公子内容が何格の不認であり、その内容を下では全かに規定したとしても、設定す さないこと ・ 不認は毎々の事例指の承認であり、その内容を下の生命に規定したとしても、設定す さないこと ・ 不認は毎々の事例指の承認であり、その内容を下の生命に規定したとしても、設定す さないこと ・ 不認は毎々の事例指の承認であり、その内容を下記は示しまするととは意実的 に対象できるととは、 ・ 不認は毎々の事例をの承認であり、その内容を一位は今に対象にある。	[再掲] 4[厚生労働省] (2)食品報生法(昭22法233)
883	基準の東正権限の移	飲食業等の施設に係る公衆衛生上必要な基準については、飲食店営業の許可を既に政令指定都市が処理 していること、及び地方が構改革推進委員会第1次勧 台の趣旨を指定。基準を定める権限を政令指定都 市に移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	平成25年12月20日の間議決定の際に整理されたとおり、「必要な寄生水準は確保しつつ」都選所用の定める基準を緩和できるのであれば、指定都市等が独自に緩和された基準を定めるべきものではないため、同基準を改正すべきである。	5【厚生労働省】 (2)食品衛士法(昭22法233) (2)食品衛士法(昭22法233) 飲食店営業等の施設基準の策定(51条)については、保健所設置市及び特別区から地域の実情を踏まえて都道府県の基準の界面にに関する要請があった場合によ、都道府県保健所設置市及付約図において、公乗衛士上の観点から見恵しを検討するために、円滑な協議が実施されることが望ましい旨を周知する。
34\$	指定検査機関(食鳥 検査法の指定検査機 関)の指定等の権限 移議	食鳥の指定検査機関の指定、整督の権限について は、「事務・機関の移譲等に関する見直し方針につい て」(平成25年12月20日閣議決定)に従って移譲する べきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提楽の実 現に向けて 対応を検討	本提案については、「事務・権限移譲等に関する見直し方針について」(平成 25年12月20日閣議決定)に従い移譲の方法を含め引き続き検討してまいりた い。	4【厚生労働省】 (12)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特 別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
453	ngk	①現在地方厚生局で実施 している食鳥検査法の指定等の事務 の指定等の事務 の2、辺 では一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	地域の状況をより把糖している都道府県において事務を担うことで、指定だけ でなく、立入・行事等の際にも迅速な対応が可能となると考える。	食鳥処理の事業を 規制を公食鳥様を 関する法様を1 条から第35条		厚生労働省	神奈川県	E 提案の実現に向けて対応を検討	本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日期間決定)において検討を進めるとされており、引き接き検討をしてまいりたい。	本件の事務移譲により、関係事業者の利便性は向上すると思われる。 地方自治体においても、地域に密着した衛生行政として一体的な適用が可能 となり、政策が効果が見込まれることから、極力早期に対応することをご検 計いただきたい。
52'	偏・連宮に関する基件	し、県独自の基準を設定で きるようにするため、省令で 県が「従うべき基準」とされ ているところを、「参酌すべ	第1条により、施設長の資格要件については都追肘県か余例を定めるに当たって「従うべき基準」とされているため、 供っないのでは、	社会福祉法第65条 第2項 婦人保護施設の設 個及び運営に関す る基準第9条		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	社会福祉施設の入所者等の健康や安全に直接影響を与える事項 については、国が最低限の基準を定めるべきであり、保護の貨等に 深刻な影響が生じ得らものについては「従うべき基準」として全国一律 の基準としている、そうした考え方の下、既に地域上建戦略大規で 成22年6月22日間議決定)において、以下のとおり結論が出ており、 その後の特別の特度更も認められない。 ※地方主権戦略大綱(平成22年6月22日間議決定) 抄 社会福祉施設の設備及び連営に関する基準(65条2項)を、条例(制 定主体は都道内限、指定都市及び中核市)に受を任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に 係る規定・配置する職員の員数に関する基準に係る規定がに施設の利用者及びその家族に がする人権侵害の防止等に係る規定がに施設の利用者及びその家族の対 する人権侵害の防止等に係る規定がに施設の利用者及びその家族の対 引着の数に関する基準に係る規定がに施設の利用者及びその家族の が適当に関する基準に係る規定とは、「様かくも基準」とし、施設の利 用者の数に関する基準に係る規定とは、「様かくとし、その他の股份機 び連営に関する基準に係る規定とは、「様かくとし、その他の股份機 び運営に関する基準に係る規定とは、「様かくとし、その他の股份機 び運営に関する基準に係る規定とは、「様かくとし、その他の股份機 び運営に関する基準に係る規定とは、「様かく	婦人保護施設の施設長は、施設を運営する能力と競蔑を有する者であって、 一定の資格を有すること等の要件を満たした相なしい事であれば問題ないこ とから、施設長乗付上して30度以上の者という年齢制限を設定することに ついては、制限する合理的な理由が見いだせないため、廃止又は条例に委 任すべきである。
553	運営に関する基準の	地域の実情に応じ設定す ることができるように緩和を 図る	待される。	第2項		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	おいて「従うべき基準」とされているとともに、現行の基準も一定の入	保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、なしろ、都道保景が地域の実情に合わせた基準を設定することに支障はなく、なしろ、都道保景が地域の実情に合わせた基準を設定することは、利用者への数果的な処遇が可能となるがリットや、施設数置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニンムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積の確保が難しい地域においては、設置が困難とさっている。このため、規制機和により、立地環境に応じた素数が対抗を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待されるとともに、受け入れ可能な施設が見つからない被保護者対策促進のメリットが生まれる。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
453	支局検査法の指定検 査機関の指定等の移	食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限について は、「事務・権限の移議等に関する見直し方針につい で、(千成26年12月20日間議決定)に使って移譲する べきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提楽の実現に向けて 現に向けて 対応を検討	本提案については、「事務・権限移譲等に関する見直し方針について」(平成 25年12月20日閣議決定)に従い移譲の方法を含め引き続き検討してまいりた い。	[再掲] 4【厚生労働省】 (12)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70) 指定検査機関の指定及び監督については、都道房県、保健所設置市及び特別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。
521	婦人保護施設の設 債・運営に関する基準 の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提業団体の意見を十分に尊重されたい。		対応を検討	社会福祉法第65条第2項により、社会福祉施設に配置する職員及び員数については、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされていることから、婦人保護施設に配置される職員である施設長の要件を定める「婦人保護施設に配置される職員である施設長の要件を定める「婦人保護協議である」とは困難である。 ただし、施設長の要件として、「30歳以上の者」との年齢要件を設けていることについては、その必要性について、関係者の意見を関きながら検討を行いたい。	6【厚生労働省】 (5)社会福祉法(昭26法45) 婦人保護施設の施設長の資格要件(婦人保護施設の設備及び運営に関する 基準(平14厚生労働省令49)9条1号)のうち年齢要件については、廃止す る。
553	保護施設の設備及び 運営に関する基準の 緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第3次動態により「実に必要な場合に限立し、 類果を簡末えて現在しており、利用者の処遇・安全・環境に直轄する基準であるから、引き競争使うべき基準とすることが受当であると考えている。 また、現行の保護施設の職員配置基準や居室面積基準(九人当よたり3.3㎡)については、他の福祉施設と計板しても特別業所であると考えていることから、これを下回る基準の設定を認めることは適当ではないと考えていることから、これを下回る基準の設定を認めることは適当ではないと考えている。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
88	介護保険制度に係る 要支援・要介護認定 有効期間の弾力的運 用及び緩和	窓及大部次列列間UV息気(小)の が開発した。 新発展(市)月間 内の 数量におりその前後が同り間 内の できるか類とまた。 を要介まとの を要介まとの を要介まとの を要介まとの を要介まとの を要介まできる を要介まで を要介まで を要介まで を要介まで を要介まで を要介まで をを をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる をできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 ででもので低い ででした。 をでする。 をできる。 をでする。 をでする。 をでする。 では、 では、 では、 では、 をでする。 をでする。 をでする。 では、 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 では、 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 でする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。 をでする。		52条第1項第2号、 第66条第2項		厚生労働省	田辺市	C 対応不可	については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。 一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要が 機関係する、1879年にリンスをひたサービスを展開を変える。	本市提案のうち、認定有効期間の延長については、ご回答をいただきましたが、審査委員会によりに月間以上の有効認定期間の医見が付された場合、市区町村の最近において、一定の期間内、間後3か月の範囲内/で者の期間の監接とできるよう所変の改正を行う筐の提案については、有効期間の延長を求めるものではなく、介護保険活動で到金、計算を表生を考えし、介護認定審査会による決定を事とつつ、認定調査事務・認定審査会事務の学生が効率化を図点から決定を事としつつ、認定調査事務・認定審査会事務の学生が効率化を図るものであり、本件についての厚生労働者の回答がなされていないため、改めて回答をお願いいたしたい。 大護認定審査会委員の確保が国験な地方において、特定の月に更新対象者数が集中した場合、介護認定審査会委員の確保が国験な地方において、特定の月に更新対象者数が集中した場合、介護認定審査会会情線外の開催数を増加させることは極めて同種であり、結果をして、認定運運により被保険者の不利益を予助するといったことからも本度来を行うものです。
411	要介護認定「更新申 請」における認定有効 期間の延長	複数回、更新認定を受けている要が護認定者の以下 状況に係る「更新の変態のである。 状況に係る「更新の状態 合、認定有効期間を最長3 6か月間(3年間)まで延長 すること 延長を提案する状況) 前回要で援一今回要介護 ・前回要交援一今回要介護	等級は、年々組別も高齢者が水水から7歳後株級の給付を受ける人も増 が外見込まれた。分便器定申請の他大が使けられていまり、である。0.多の 状態にあまり変化のない機保後者については、「更新申請」の結果が前回認 認定者のつち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に 表で表していましていました。ことは、更要が認定する。 にある。現行の更新申請の有効期に要が進度の更かない確率が高い状況 にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかからず、要の機能を開業ととなる。 認定調査時の立会、場のの経行けを生じさせる結果となってしまう。 要介機能定の更新申請については、申請者等の負担軽が表とが能定する。	介護保険法第28条 第1項、介護保険法 施行規則第38条第 1項		厚生労働省	特別区長会	C 対応不可	が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられて なくなったり、本木平英な漁場サービスを受け続け、利用者本人の費 はくなったり、本木平英な漁場サービスを受け続け、利用者本人の費 り、関係者の不利益につながらおそれもある。有効期間の延長につい ては、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。 一方、高齢化の温度に伴い、要の/超認定者教が増加しており、市町 村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な 護題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度におい て、要の/護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減を図ってきた、 また、今般の方鑑保険法故でを踏まえ、要支援認定の有効期間の 長することについて、現在検討しているところである。 なお、必身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、	認定者効期間満了前に、心身の状態が変わったと思われる時にはいつでも 区分変更申認を行うことができるため、認定有効期間の延長により直ちに適 切な認定が受けられななるとは考えにい。 今回の爆塞は接触回車が認定を学けている単の情認定者からの更新申請 について、一定の条件下で認定者効期間の上限の延長を求めるものである。 例えば、過去に3回要介護認定申請を行い、いずれも実行護度で変化がは いケースがある。その時に令後についても改善の思慮しがほとんどないと見 込まれる場合には、紅い期間に次更新申請(4回目)をすることとなり、その 結果要う損度に変更がないことが多い また、急変等での申請ではなく安定している状況で特に重度の季介護者 (場で指4-5)が、同じ要う指度を5年程度連続した後にまた更新申請をした 場合、依然としたら身の状態に変更がが男込みされいケースがある。 更が整況定申請一般について、一律に認定者が期間のと限を延長するの ではなく、禁煙の申請を経ていっの場が健度を存程度連続した場合など で、かつ、今後も変化があまり見込まれないケースなどについては、認定有効 期間の延長を検討していただきたい。
6922	要介護認定の有効期 間の延長	要介護認定の有効期間の 更なる延長及び基準の簡 素化を求める。	【現状・支障事例】	介護保険法施行規 開第38条、第41条、 52条、55条	別派参考資料「現状の要力を通り で、変更の要力をある。 期間について」	厚生労働省	大阪府·京都 兵庫県- 徳島県	C 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえ もものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区外で変更 が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられ ななったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費 用負担と被除者の保険料負担で国・自治体の財政負担が増工 り、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長につい では、このような自ら勧結ま、信庫な給計が必要である。 一方、高給化の追展に伴い、要介護認定者教が増加しており、市町 排出おける要のでは、このような自動を対しているとは重要な 課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成23年度におい て、要介護認定等有効期間を提及。事務負担を経済を回っていてとは重要な 課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成23年度におい て、要介護認定等有効期間を起表し、事務負担を被差回ってきまた。 また、今般の介護保険法な正を踏まえ、要支援認定の有効期間の延 長することについて、現在検討しているところである。	介護認定区分の変更が必要となった場合については、「状態が変わった時に行う記分変更申請(規則) 3852) で内站の可能や考える。また、介護皮が下がる状態の変化が見込まれる場合については、市司村の認定書金全で有効期限について適切に判断されている。 したし、過去後度の更新において予盟度の変更がない場合や、長期にわたり状態度はが見込めないと判断できる後(寝たきりとど)においては、設定で実新を行う必要はないものと考えられる。こうした点を指す、要交援認定の有効期間の延長だけでなく要介護認定についても検討すべきである。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	季上東京の英見においま		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	重点事項8項目について 提案募集検討専門部金から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
88	介護保険制度に係る 悪支援・悪介護認定 有効期間の弾力的運 用及び緩和	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の開業化を検討するべきである。	【全国市長会】		C 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来更小博認定区分に変更が必要である。 都切れ認定を受けられず必要なサービスを受けられななるなど利用者の不 利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も第 主人、慎重な終け必要である。 一方、高齢化の進展に手い、要小情認定者教が増加しており、市町村におけ この・そのため、主をし、実小情認定者教が増加しており、市町村におけ にないて、それぞれ、多介能認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減し において、それぞれ、多介能認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減している。そのため、ためたのでは、また、今後の介護保険法改正に伴う要支援認定の有効期間の延長に ついては、現在検討・でひらとなってないという判断を認定審査会で行うことは選修であり、更が選定であり、現代は、からの火傷のの安定性をよまえ通用される ものであり、提来自治体が支険事例・必要性として掲げている内容をはしめと した事務負担の平単化を理由として設定するものではない。	
411	要介護認定「更新申 請」における認定有効 期間の延長	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及 び判断基準の簡素化を検討するべきである。	【全国市長会】 授業団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなくなったり、本来不要の通り十二年を受けられず、必要なサービスを受けられなくなったり、本来不要を通り十二年を受ける。 「原係者の不利益につながらおそれもある。 有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。 一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者教が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽減を図っていくことは重要な課題であるため、一年成16年度、平成23年度及び平成24年度に対い、要介護数字等有効期間を延長し、事務負担を経済を図ってたい。また、今歳の介護保険法常正を設定してきた。また、今歳の介護保険法常正を記されている。なな、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど回聴であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。	
692	要介護認定の有効期間の延長	要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の開業化を検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長し土着合、未来更介護認定区分に変更が必要な者が、通りないまた。 大手を受けたいなくなったり、未来不要の通過がな認定を受けられず、必要がサービスを受け続け、利用者本人の質用負担と破核験者の保険料負 ある。有効期間の延長でついては、このような高も踏まえ、慎重な終計が必要である。有効期間の延長でついては、このような高も踏まえ、慎重な終計が必要である。	

	提案事項	* 4.7 # # 0 # 4 4 4 4 7	图 14.444 大阪東 (N. 14.14 A (内) 14.1 N 平 14.1 N 平 14.1 N			制度の所管・			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所官・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
118-1	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者受入基準(登録定 員)を定める条例に係 る基準の緩和	介護保険法の指定小規模 多機能型原金介護事業所 と 障害物後の支援法の 基準該地と活介援事業所 として利用する際の登録定 第78条の4第3項の規定に 基準に定い市町村条例で 連約な正とされいる。会 理的な理由がある前間内 要な内容を各市町村条例で で定めることとができるように で変なりなるとなった。 単位でできるように で変なりないます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	【制度以上の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法 の 1 維致 単生 子の等、1 維致 単純 1 元本の 1 1 元本の 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	人営成今号等 (関年第5年8年 生を元子) (関年第5年8年 生を元子) (関年第5年8年 生産の (関年第5年8年 生産の (関年8年8年 生産の (関末8年8年 生産の (関末8年 生産		厚生労働省	静岡県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権収集推進委員会による第3次勧告により、真に必要な場合に限定した額果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の名令改正により障害者総合支援法による所建設験法の指定が規模を機能改選を予護事業のの資富者の定入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じている。 さらに、この改正により受入可能な事業所は、本集において平成22年度にの箇所であったのが、平成29年4月1日現在で18箇所に参加しており、今後も一震多の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。よってこのサービスを推進していく行政として考えていくべきところであり、おって、のサービスを推進していく行政として考えていくぐきところであり、おって、のサービスをは当にいく行政として考えていくぐきところであり、おりに、「、のサービスを推進していく行政として考えていくぐきところであり、おりに、「、のサービスを推進していく行政として考えていくできたしており、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。よってこのサービスを、いかに対象集的は表しているであり、が選保険法、関連定により対応可能」と各所管局から側別に回答されていることから、が選保険法、関連を対策を行政を合いに対しているとから、が選保険法、関連を対策を引き、対策を対策を行政を合いに対して、対策を対策を行政を行政を行政を行政を行政を行政を行政を行政を行政を行政を行政を行政を行政を
118-2	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者受入基準(登録定 員)を定める条例に係 る基準の緩和	介護保険法の指定小規模 多機能型配合介護事業所 を腹索能を登場との 基準該単生活介護事業所 として利用する際の登録定 第78条の4第3項の規定的 基準に関い、計算保険法 より厚生労働にいても、 で変めることともいる。合 で変めるとともいる。合 で変めるとともいる。 で変めるとともできるように で変めるとともできるように ・ 地域の実情 で変めるとともできるように ・ 本が内容を ・ できると、 ・ 地域の実情 ・ できるように ・ するため、 ・ 当該「近ろへた基 ・ 単一である。とを ・ またず ・ おきないる。 ・ はないました。 ・ はないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	(明は仮にりかきに) が護保険法の小規長多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法 の基準鉄出生活介護。基準鉄当領原外市を受け入れる場合、その登録を良 は、高齢者、保養者あわせでは、以下とされている。一方で、現行の機関体 系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者 1人分包括報酬が減額さ 本、専業所とじは軽置面でマインとなることから、障害者の多人が進まな い状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことも可能と考 ることにより、事業所の経営の安定を終ちつ、影響者の多人を選すること	人営成今3号階及60 (関係) 1 第3 2 時 2 時 2 時 2 時 2 時 2 時 2 時 2 時 2 時 2		厚生労働省	静岡県	D 現行規定 により対応可 能	障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事集所の利用定員については、従うべき基準」ではなく「標準」であり、現行規定で対応済みである。	現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の省令改正により開著者総合支援法による所建設験を機能で、規模を機能と関係で、対する場合で、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
119-1	小規模多様能型原宅 介護事業所での障害 者受入。 有受入を定める条例 に係る基準の緩和	基準該当短期入所事業所 日本 日本 日	介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法 に基づ送事業総当無別、所を登り込み、日本の の利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、 高齢者の遇いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不 可能となっているケースも多い。限等者を受け入れる場合には、通所利用定 員を増やすことで可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することが できる。 [態念への対応]	高成18年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	別紙のとおり。 ・その他(特記事項) ・平成26年度 静岡 県の提案(接幹)	厚生労働省	静岡県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分積収革推進委員会による第3次勧告により、真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論論が生じているとは認められないため対応することはできない。	現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の省令改正により開業者総合支援法による「世級検験を指揮を受け、対する場合では、100円の第3次勧告を受けて規模とは、100円の第3次勧告を受けて対する。100円の第3次勧告を対す。100円の第3次可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じている。さらに、この改正により受入可能な事業所は、本集において平成22年度にの箇所であったものが、平成26年4月1日現在では6箇所と増加しており、今後ところである。よってこのサービスを推進していく行政として考えていくべきところであり、おきに、本規の解定に対する10年をとして管理等であったいでは、10円の上で表をして管理等を119円においては「対応不可決ところであり、制度活用に向けた議論はあたな論点となり3名と考える。また、本集の展案に対する10年を2日によりがよって能り、全格所管局から側に回答されていることから、が選保険法、関係を制定して対応で能りを所管局からにされたい、今回の提案の裁判を分析とでは、本規案が現行規定により対応可能と各所管局かにされたい、今回の提案の裁判を分析とでは、本規案が現行規定により対応可能か不可能がを明ら加えていることから、が選保険法、関係されているとから、対策を検索を対策を対応である。とは、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引き、10円の対策を引きを引きを引きを引きを引きを引きを引きを引きを引きを引きを引きを引きを引きを

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
118-1	者受入基準(登録定	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 介護支援専門員による各利用者の状況把選及びサー ご人類整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の 実現に同けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護師をり方等については、社会保障審議会介護 が規模多機能型居宅介護師をはいていては、社会保障審議会介護 部回のご提案書報総合を経済をとはてきない。 基準該当短期入所上見 なお、障害者総合を経済を表生をはまる介護 録定主及の3利用で入れ になる、障害者総合を経済を表生を表生が、1000年のでは、1000年の は、原言を表している。1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年のでは、1000年の利用としているものであり、介護保険法の小規模多機を起居 全分議事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設 定することはできない。	
118-2	者受入基準(登録定 員)を定める条例に係	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参前するを書きる。 すべき基準へ移行するぐきである。 なお、所管(解)省からの回答が「現行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。	介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費が利金における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対することはできない。 なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入用た良しい。なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準等は当短期入用た良しい。なお、障害者総合支援法の計算・では事業所の定義を設け、のが表していても、あくまで介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定り範囲内かつが護保険サームの利用によの利用を引っている場合のが、対策保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の正、配置での利用としているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の表しているとのであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の決しているとので良を超えて設定することはできない。	
119-1	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者受入基準通所の条例 旧に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 定員が増加することによる利用者への影響及びサー ビスの質の能下のない範囲で、提案団体の提案の実 現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	が規模多機能型层宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護 会員が科会における議論を語まえ対応していくべきものであり、 会員のご提案に対して対応することはできない。基準該当短期入所上見 なる、解言者報告を提出程序とは「通過で表現を対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	

	提案事項					turk o Er to			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
119-2	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 者受入基準(通所利 配定員)を定める条例 に係る基準の緩和	多機能也是令介護事業所 ・ 職者整合 基準該単注活介護事業所 ・ 職工 ・ 職工 ・ 担工和国本名際の通訊組 ・ 担工和国本名際の通訊組 ・ 担工和国本名際の通訊組 ・ 機力を ・ 機力を ・ 企業的 ・ 企業的 ・ 企業的 ・ できる ・ できる。 ・ できる ・ できる	介護保険法の小規模多機能型原宅介護事業所において、障害者総合支援法 に基づる維卑総単生亦作 基 ・	高成18年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3		厚生労働省	静间県	D 現行規定 により対応可能	障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短 期入所事業所の利用定員については、従うべき基準」ではなく「標 準」であり、現行規定で対応済みである。	現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の平成22年6月の省令改正により贈書者給合支援法による所建築該法による「地域験を機能が選尾を介護事業所への贈書者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じている。 さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成29年4月1日現在で16箇所と始加しており、令後合業の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供として求められるところである。よってこのサービスを、地域にいく行政として考えていくぐきところであり、財度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていたかという点において、このサービスを後として管理番号119~1においては「対方不可」との回答がある一方、管理番号119~1においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、が選保険法、政策者と対すので能と表所を合めに対策に対する「対策を持ち、対策を対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を対策を対しては、対策を持ち、対策を対策を対していることが、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対
690	小規模多機能型居宅 介護(地域密着型	認知症高齢者が住み情報 た地域での生活を維持する ために有効核を振動サービス である小規模を機能型馬 宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人 、返営等の基準を緩和す る。	の協築、(める中子女)は「40年代日/とLL3人「70事未者と音及が強んでいる い状況である。 これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることか、少ない登録支援や利用定額などの基準が、地域の利用者 ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっている ためてある。 (制度改正の必要性)	の人員、設備及び 運営に関する基準」 第66条第2項第1		厚生労働省	大阪府·兵庫 東·角取県 東・島取県	C 対応不可	は「従うべき基準」とされているものである。 この「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革 推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結	地域包括ケアシステムの構築を進めるうえで、その中核となる小規模多機 能型居宅介護の現在の普及状況は、2025年に予測される認知症高齢者数 (日常生活自立度 II 以上 470万人)から十分とは高えないと考える。また、 全国の事業所数は毎年、徐仁(増加はしているが、その増制数は高近では 大き(低下しており、大阪府内でも同様の傾向にある。こうした点は、第3次勧 告時からの事物度更などとして考えるべきではないか。 なお、本提案は「従うべき基準」を「参酌基準」にするものでなく、「従うべき基 準」の緩和を求めるものである。
276	高齢者に対する定期 通回・随時対応サービ スにおける人員基準 の緩和	看護職員に係る人員基準 について、利用者数に応じ、 た段階制にすると緩和す ること、この場合、サービス の資金確保するため、基準 を下回ったと参の滅算措置 等を講じること。	(制度改正の必要性等) 高齢者が任み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療 や介護、生活支援などのサービスを切れ目など提供していく体制を整備してい 企要がある。 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で申核 をおりサービスであり、未原では、このサービスがすくでの市前すで提付され るよう普及促進に努めている。 定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一体型事業所、連携型事業 所)で提供されているサービスであり、現在、19事業者が26市前でサービス を提供しているが、普及率はまだ4割と低い。 その要因として、一体型事業所は、訪問問題の利用がなぐも人材確保が また、選携型で零熱的機変と5以上配置とがければならず、これが収益を圧迫 することから参えをためらうということが挙げられる。 また、選携型で事業を実施にようせずる事業所は、連携先となる指定訪問看護 事業所が受け取る介護機能額が低いために連携先の確保が困難となってお り、参入できないということが挙げられる。 管及を促進するためには、一体型事業所の看護職員に係る人員基準につい て、基準を下回ったときの報酬減額を担保に利用者数に応じた段階制とする こ及び連携失さる成界行の指送前間看護事業所が受け取るがに接触額録 引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。	人員、設備及び運 営に関する基準第 3条の4第1項 指定居宅サービス にの算定に関する基 準別表指定居宅	の項目を併せての	厚生労働省	埼玉県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革指進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した額果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核 を担うサービスであるため、第101回社会保障書議会介護給付責部会にお いて議点の一つとなっていることも踏まえ、人員基準の緩和について検討をお 膨いしたい。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
119-2	小規模多機能型居宅 介護事業所での障害 用党員)を定める条例 に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ終行するへきである。 なお、所管(所 省からの回答が取行規定により対応 可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うへきである。	【全国市長会】 定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の修下のない範囲で、提案団体の提案の実 現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	小規模多機能型原宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護 終付費分料会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今 回のご提案に対して対応することはできない。 なお、障害者総令支援法の基準該場生活介護・基準結当短期入所と見 なされた小規等機能型原子の管理業業所の登録定身及が利これは、 下、単に「定員」という。)は標準とすべき基準であるが、これは、 水くまで介護保険法の小規模を機を型尾で大理事業所の定りの範囲内 かつ介護保険サービスの利用者に対するサービスの推供に影響のない 電内の利用としているものであり、介護保険法の小規模多機能型居 宅が護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設 定することはできない。	
690	サービス)の音及に同	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、提乗団体の提案の実現に 向けて、積極的な終討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付 費分科会における議論を踏まえ対応していべきものであり、今回のご提案に 対して対応することはできない。	
278	ジャルヤロ	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するぐきである。 基準については、地方分権改革推進委員会第2次制 を認まえ、乗りの要任する、又は条例によるがと を辞録するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に 向けて、積極的な終討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	定期巡回・随時対応訪問介護看護の在り方等については、社会保障審 議会介護給付費分科会における議論を踏まえ対応していくべきもので あり、今回のご提案に対して対応することはできない。	

	提宏車項					that the co-			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
527	養護老人ホーム及び 特別養護老人ホーム の診備及び運営に関 する基準の緩和	ス所省の過場が定当等の 連営に関して、「従うべき基 準」が設定されているた め、今後、地域の実情に応 じた施策を進めていくため		第2項 特別養護老人ホー ムの設備及び運営		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	現在、都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが険しいことや、地価が高く、土地の開入に対する負担が大きいことなどから、今後施設整備を進める上で、特別表題を入水一人等の人見配置、居室面積及び利用者の適切な過等の運営に関しては、「従うべき基単であることによりその地域にあわせた事故を基準設定さる施設整備を促進する上で支障となることが考えられる。 地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定するととに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。ないる、地域の展別が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が保護されるメリットが大きい。 、施設を置め促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナンコナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることでも分別では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き
528	基準該当居宅サービスの従業者、設備及 び運営に関する基準 の緩和	利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されてい	して、地域の美情に応じた肥政整備が可能となる。 1月8日半五代利田書の共 ビュの利田等について 本後 社会理論等の表	第2項 指定居宅サービス 等の事業の人員、		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	場合に限定」した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論	したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす
528	基準該当介護予防	人員配置及び居室面積に 別とで、「従うべき基準」が 設定されているため、今 後、地域の実情になくため に、規制を がなり、できない。 に、規制を がなり、できない。 がなり、ない。 は、対し、は、 がなり、は、 がなり、は、 がなり、は、 がなり、は、 がなり、は、 がなり、は、 がなり、は、 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がない。 がな、 がない。 がない。 は、 がない。 がない。 は、 がない。 がな、 は、 は、 は、 が	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難 しいことや、地価が高く、土地の購入に対する各担が大地・ことなどから、今後、施設整備を進める上で支撑となることが考えられ、「参酌基準」とすること で、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変 化に伴い、基準の関重しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた。より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	ビス等の事業の人 員、設備及び運営 並びに指定介護予 防サービス等に係		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革指進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	基準該当介援予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の適當に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえ。 、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、真に必要な場合とは認められない。むしろ、他道所県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置の前庭工夫を単せ出、利用者のの効果的な処遇が可能となるパリットや、施設設置が設定される場合・多酌すべき基準しまりなる。となる。以来等事業要項上「第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討が繋が月とはされていないことから、新に使制すべきである。 都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を獲得することが、関しいことや、地面が高く土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で変渉となることが考えられるより、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
527	養護老人ホーム及び 特別養護老人ホーム の設備及び運営に関 する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
528	基準該当居宅サービ スの従業者 設備及 び運営に関する基準 の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次助告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 授案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の適當基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・企物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について買に必要な場合に関定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
529	基準該当介種予防 サービスの従業者、認 値及び運営に関する 基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告の趣旨を励まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について買に必要な場合に関定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

	根金本で	担席の不能.					各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
530	指定居宅サービスの 従業者、設備及び運 営に関する基準の緩 和	全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、会後、其進を見直す	後、地政登場を進める上で文牌となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。	第3項 指定居宅サービス 等の事業の人員、		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分積の高推進委員会による第3次動音により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅サービスの人員配置、居富面積及び利用者の適切な処遇等の運営 に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者 に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」と は認められない。はしる、都通所あた地域の実情に合わせた基準を設定する とはとり、設定者の創造工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能 となるメリット・施設設置が促進されるメリッが大きい。 したがつて、国がサンコナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次動物以降の事情変更や耐論点の発生がない 場合は検討対象が上はされていないとから、新たに検討すべきである。 都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが 難しいことや、地価が落く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、 今後、施設整備を進めるとで変換となることが考えられるため、「等耐基準」と することで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生ま れる。
531	指定介護予防サービスの従業者、設備及び連営に関する基準 の緩和	全の確保等に関して「従う べき基準」が設定されてい	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難 しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今 後、施設整備を進める上で支積となることが考えられ、「参助基準」とすること で、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変 化に伴い、基準の限電しが必要となった場合に、「参助基準」とすることで、地 域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。	ビス等の事業の人 員、設備及び運営 並びに指定介護予 防サービス等に係		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、真に必要な場合に限定した相乗として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の 運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利 用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、真に必要な場 会」とは認められない。もしる・船道府県が地図の実情に合わせた基準を設 定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇 が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きし、 したがつて、国がサンョナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、搜要募集要項上「第3次動物以降の事情変更や節論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないとから、新たに検討すべきである。 都市部においては、施設整備」の要となるまとまった土地を確保することが 健しいことや、地価が落く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、 今後、施設を整備とあるとで実限となることが考えられるため、「参酌基準」と することで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生ま れる。
532	指定介護者人福祉施 設か有する従業者の 員数に関する基準の 緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されている をあ、今後、地域の実情に 応じた施策を進めていくた めに、規制緩和を求める。	また、様々なも仏形で招える人門者の上場によった又接の理味にありて、相上 介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 一の「許ろふき甘準」法機械するテレートリー和当体間は、比今の様本!按加	指定介護老人福祉 施設の人員、設備		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分種改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護老人福祉施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支援になく、買に必要な場合しは認められない。もしろ、都道所県が地域の実践に合うなど、基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、人所名の別議時の返送が「能に必必がした。」というのでは、大所名の別議時の返送が「能になるがりかの大きが、など、というのでは、「ないない。」というのでは、「は、「ないない」という。 新した機計すべきである。人員配置について、「なうつき基準」と関係し、「参酌基準」とすることにより、人員配置について、「なうつき基準」を関係し、「参酌基準」とすることにより、相道所県は、指定介護を人福祉施設を利用する入所者がその有する能力になじ自立した日本生人福祉施設を利用する入所者がその有する能力にない自立した日本生人福祉施設を利用する入所者がその有する能力にない自立した日本生人福祉施設を利用する入所者がその有する能力にない自立した日本生人福祉施設を利用する入所者がその有する能力にない自立した日本生人経過により、「地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるよう、地域の実情に応じた。より適切かつ柔軟な施策を図ることができるよう、地域の実情に応じた。より適切かつ柔軟な施策を図ることができるよう、地域の実情に応じた。より適切かつ柔軟な施策を図ることができるよう、地域の実情に応じた。より適

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
530	指定居宅サービスの 従業者、設備及び運 窓に関する基準の緩 和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まる、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。		LOTTED VILIN	C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しな 技力はならなが基準であり、当該施設・公物の未外的生格・機能等に係る 基本的な特組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されている ものであって、が護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
531	指定介護予防サービ スの従業者、設備及 び運営に関する基準 の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に利東する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設、公物の未来的な性格・機能等に係る基本的な体験を定める場合を同じれて真に必要が場合に関定される。としている自分である。人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
532	指定介護を人福祉施 設が有する従業者の 員数に関する基準の 緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければななない基準であり、当該施設・公物の未来的な性格・機能等に係る表本的な特殊を定める場合をについて真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

	All charts of					abut selection and respective			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
533	指定介護老人福祉施 設の設備及び運営に 関する基準の緩和	切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進		第3項		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分種改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な場合に限定」した報果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護老人福祉施設の居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて電車に検討したうえで、入所者に不利益になられる基準を設定することに支限はなく、「真に必要な場合」とは認められない。より、希道信長が地域の実情に合わせた基準を設定することは認めまり、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能とならメリットや、施設設置が促進されるメリットが会かと処遇が可能となったメリットや、直接設置が促進されるメリットが、のでは検討すべきである。なお、理家募集要項上「第3次動物以降の事情変更や耐論点の発生がない、場合に検討するとは後対する大しはされていないとから、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが、会後、施設を整備と必要となるとが考えられるため、一等物落集しまることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。
534	有する従業者の員数 に関する基準の緩和	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されている をあ、今後、地域の実情に 応じた施策を進めていくた めに、規制緩和を求める。	現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった人所者の意向(ニーズ)・ に・持分は方きことができななることが思きるが、力を表したりました。また、様々な状況を抱える人所者の立場に立った支援の提供において、介護 老人保健施設の創意工夫が方が立むい状況にあり、地域の状況に応じた柔な人保健施の必要と大きが表している。この「従うつき基準」を撤棄することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する人所者がその有する能力に応じ直立した日常生活を書むことができる。このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参助基土とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ業数な対応が可能となる。	介護老人保健施設 の人員、施設及び 設備並びに運営に		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分種改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した競乗として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	介護老人保健施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて 慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支 障はなく、「真に必要な場合」とは認められない、むしろ、都道府県が地域の実 情に合わせた基準を設定することにより、設置の書の書を工夫を導き出し、入 所者への効果的な知道が可能となるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニーマムを定める場合も「多酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、授業募集受項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 人員配置について、「従うべき基準」を機能、「参酌基準」とすることにより、 人員配置について、「従うべき基準」を機能、「参酌基準」とすることにより 都道府県は、介護法人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ 自立した日本活を営むことができるよう、地の実情に応じた、より適切か つ業教な施策を図ることができるメリットが生まれる。
538	設備及び運営に関す	運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくため		介護保険法第97条 介護名人保護・4項 が選名人保健施設なび の人員、施設及び 関連なびに重要 関する基準第5条		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な 場合に限定した結果として制定されており、その他の事情変更や新 たな論点が生じているとは認められないため対応することはできな い。	介護老人保健施設における入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真」必要な場合」とは認められない。むしる、都道再保が地域の業情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。したがつて、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。「第3次勧告、以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外上とはされていないことから、新たに検討すべきである。なお、投票等集要項上、第3次制金以下、従うべき基準と敬儀し、「参酌基準上することにより、都道所保は、介護老人保施設を利用する所書がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見		区分	回答	最終的な調整結果
533	指定介護老人福祉施 診の診備及び運営に 関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。			C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しな 日本の内容が表する場合等について頂に必要な場合に限定されている 基本的な特徴がを定める場合等について頂に必要な場合に限定されている ものであって、が護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
534	介護老人保健施設が 有する従業者の員数 に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 摂案団体の意見を十分に尊重されたい。			現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に利東する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設、公物の未来的な性格・機能等に係る基本的な体験を定める場合を同じれて真に必要が場合に関定される。としている自分である。人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
535	介護老人保健施設の 設備及び運営に関す る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の未来的な性格・機能等に係る 基本的な枠線力を定める場合等について真に必要は場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
536	の員数に関する基準	人員配置に関して、「従うべ き基準」が設定されている ため、今後、地域の実情に 応じた施策を進め、実情に が上施策を必めて、規制緩和を求める。	てこじ、地域の付任を主忧した人員配置を囚るため、「促りへき基準」から「参	条第3項 旧指定介護療養型		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革指進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に戻定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな協点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護療養型医療施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえて、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなど、第二級実施を設定することに支障はなど、第二級実施を設定することにより、設定者の無立工夫を事告出しがかって、現実事業を設定することにより、設定者の無立工夫を事告出しがかった。また、おりまり、また、おりまり、また、おりまり、また、おりまり、また、おり、また、は、おり、また、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
537	指定が護療養型医療 施設の設備及び運営 に関する基準の緩和	切な処遇等の運営に関し て、「従うべき基準」が設定 されているため、今後、地 域の実情に応じた施策を進	病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が 更に進むことから、施設そのものに対する要分積着からの需要増加は必須で あり、全国 中心 配差 中が足かせなり、需要に応えわなななることが危惧さ れる。 そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参 酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方 自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。	旧介護保険法110 条第3項 医療施設の設確機及 医療施設の設確機及 企業営に関する基 等3条等		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動音により、真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護療養型医療施設の病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基本を設定することに支端はない、真に必要な場合しは認められない。むしろ、都通府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定が健康委型医療施設・事業者の創恵工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。したがって、風がナショナル・ミーマイを定めら場合も一等的すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集受項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合に検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。病室面積及び凡者の適切な処遇等の運営について、「従うき基準」を製度には特別対象外」とはされていない。とから、基本を検察し、「参酌基準」とすることにより、都追信無法、指定力達療差型医療施設を利用する人所者がその有する他力により、他のでは、生活を発展し、「参酌基準」とすることにより、都追信無法、指定力達療差型医療施設を利用する人所者がその有する他力にから出たして発生を含むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ業教な施策を図ることができるメリットが生まれる。
555	業者の指定に関する 基準のうち、申請者の 法人格の有無に係る 基準の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直す ことによって、利用者の サービスの利用等がより適 けに図っれることが考えら れるため、撤俸するなど規 制緩和を求める。	看に限定することは、事業者の拡大の検討に支厚がある。 今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事 業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるように	介護保険法第70条 第3項 介護保険法施行規 刑第126条の4の2		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	日の地方分権改革推進委員会による第3次動告により、「真に必要な 場合に限定した結果として制定されており、その他の事情変更や新 たな論点が生じているとは認められないため対応することはできな い。	指定居宅予防サービス事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支助はない、再に必要支贴着らは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者相単事業を展開することができるというリットが大きい。したがつて、国がチンョナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次動もと同時の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象力とはされていないことから、新たに検討すべきである。 本は、提案募集要項上「第3次動もと同時の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象力とはされていないことから、新たに検討すべきである。 基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手機をが不要になるとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
536	指定介護療養型医療 施設が有する従業員 の員数に関する基準 の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動物を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提業団体の意見を十分に尊重されたい。			現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係るものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、 厚生労働者としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
537	指定介護療養型医療 施設の設備及び運営 に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動格を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設へ効のネ末的な性格・機能等に係る基本的な特性を受けるである。より、当該施設とよいでは、人員配置基準等を「従うべき基準」としている自のである。 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
555	業者の指定に関する 基準のうち、申請者の	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次動物を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準・移行するべきである。 それまでの間については、提挙団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。				現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の未来的な性格・機能等に係る表示的な特定を定める場合をでして真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
556	ス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に 係る基準の緩和		今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じ 大事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるよ	条の2第3項		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分積改革指進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した報果として規定されており、その他の事情変更や新たな協論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定介護予防サービス事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支助はない、再に必要な場合とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた画齢者征世事変を展開することができるというジリットが大きいしたがって、国がナンョナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。「本事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の事の
557	指定介護老人福祉施 診の相定に関する基 準のうち、指定対象と なる施設及びその入 所定員に係る基準の 額和	指定対象となる施設及びそう の入所定員に関して、対容基準」が設定されてい るため、今後、地域の実情 にはにた施業を必要が にないためた。 観察するなど規制 緩和を求める。	き基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。 今後の指定介護者人福祉施設の需要を賄う手段として、地域の実情に応じ た施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要があ	介護保険法第86条 第1項		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次動音により、真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	
558	指定居宅介護支援事 業者が有する従業者 の員数に関する基準 の緩和	「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直す ことによって、日本では、一般であるが、今後、基準を見直す サービスの利用等がより適 サービスのもことが考えられることが考えられることが考えられることが考えられる。 制緩和を求める。	ある。 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を 町よわいには、其準以めのちはにトスートは徐叶であるトラニオスの悪が生	介護保険法第81条 第3項 第3項 開宅介護支援 指令の事業に関する基 等第2条等		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分種改革指進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅介護支援事業における従業者の員数に関しては、地方が、地域の 実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設 定することに支険はなく、真に必要な場合とは認められない。むしろ、都道 房果が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定居宅介護支援 等業者の創金工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うこと いださるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、接来募集受項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
556	する基準のうち、申請 者の法人格の有無に	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すっき基準へ移行するべきである。 それまでの間については、接乗団体の提案の実現に 向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
557	指定介護老人福祉施 股の相撲に関する場 使の方、指令対象と なる施設及びその入 所達員に係る基準の 緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について買に必要な場合に開定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
559		「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について買した要要は場合に関定されているものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
560	指定居宅介領支援事 集者の支援の事業の 運営に関する基準の 緩和	て、利用者のサービスの利 用等がより適切に図られる	図るためには、基準以外の方法によることも検討できるようにする必要があ	介護保険法第81条 第3項 第2項 第2項 第2項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分積で本発進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した報果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅介護支援事業者の事業運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に終計したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、賃度に必要な構造しは認められない。むし、希証庁県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定席宅介護支援事業者の創意工夫を漂き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うこができるというメリッかが大きい。 したがって、国がナンョナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なな、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
561	業者の指定に関する 基準のうち、申請者の	るが、する、基準を見直り ことによって、利用者の サービスの利用等がより適	かできないため、事業を実施する能力はあるか法人格のない団体への指定 ができず、周が実体する宣鈴を振知事業の推進に支援を乗れ、ている	介護保険法第79条 第2項		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、真に必要な場合に限定した額果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定居宅介種支援事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その 事業者が事業を実施する能力があるかどうかが重要であり、それは地域の実 情に合わせて帰軍に終計したうえで、利用者に不利益とならいと基本を設定 することに支障はなく、1寅に必要な場合とは認められない。むしろ、都道府 累が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた 高齢者福祉事業を展開することができるというメリットが大きい。 したかって、国ナナル・ミニマムを必める場合と、参助すべき基準しす ることで十分である。 なお、摂塞等集要項上「第3次動告と関の事情変更や新論点の祭生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
562	基準該当居宅介護支 援の従業者及び運営	サービスの利用等がより適切に図られることも考えら	準」で詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個別の基 業を満たさない異体が発展されている。	指定居宅介護支援 等の事業の人員及		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革指進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した額果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	居宅介護支援事業の従業者及び運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、真に必要な場合」には認められない。むしう、都道府集が極まるの実情に合うやすた基準を設定することにより、程を介護支援事業者の制造工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリッかって、回がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案事業要項上第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない、は、接案事業要項上第3次動告以降の事情変更や新論点の発生がない、場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

		全国知事会からの意見					
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	重点事項68項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
560	指定居宅介種支援事 業者の支援の事業の 連営に関する基準の 緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告の趣旨を踏きえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設、公物の本来的な性格、機能等に係るものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているのである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
561	指定居宅介護支援事業者の指定に関する 基準の方も、申請者の およ人格の有無に係る 基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告の趣旨を励まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設へ効のネ末的な性格・機能等に係る基本的な特性を受けるである。より、当該施設とよいでは、人員配置基準等を「従うべき基準」としている自のである。 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
562		「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告の趣旨を励まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動告の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設へ他の本来的な性格・機能等に係る基本的な特性を定める場合を定って異ら至めまりませんでいる。ものであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、厚生労働者としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

	提宏車項					制度の所管・			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
554	及び運営に関する基 準	利用者の適切な処遇等の 運営に関して、「従うべき基 準」が設定されているた め、今後、地域の実情に応	都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難 しいことや、地価が高く、土地の豚人に対する負担が大きいことなどから、今 後、施設整備を基める上で支煙となることが考えかれ、手部放塞上とすること で、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。 人員配置及び用料者の起湯等について、今後、社会環境等の変化に伴い、 基準の見直が必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情 に応じた、より適切かつ業軟な対応が可能となる。	第2項		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分積改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した報彙として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	軽費老人ホームの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益となるが、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益となるが、基本経験することに支端なく、真に必要な場合しは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、事業の創定工夫を認せ出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというパリットが大きい。したがって、国がナンコナルことを定める場合に多齢のすべき基準」とすることで十分である。なお、提案解集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことか、新たに検討すべきである。都市部においては、施設整備と変となるまたままった土地を提供することが、遺仏いことや、地面が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設を整進の名して交際となることが考えられるため、「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。
795	は(特別後級セスホーム)及び介護老人保 健施設の設備及び運 営に関する基準の「従 うべき基準」の見直し	指定介護老人福祉施設及 び介護老人保健施設の設 個及び人員配置基準につ いて、全国一律ではうべき 基準上されている句のを、必要なる財源を措置した 上で参酌すべき基準」に 見直すこと。		介護保険法第88条 保険法第88条 福徳改通営条第14 福徳改通営条第14 福徳改通営条第5 日本の 福徳の 福徳の 福徳の 福徳の 福徳の 福徳の 福徳の 福徳		厚生労働省	兵庫県 【共同提業】 和歌山県	C 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分積改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」ルと額果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	地域の実情に精通した地方公共団体の方が適切に対応することが可能であるため、実情に沿った人員配置基準とそれに運動した介護報酬の設定を行うことができるよう、全国一体の「使うべき基準」の参約基準化を図るべきである。
449	定等 ・「生活保護法」に規 定する指定医療機関	各都道府県が従前から指 定を行っている医療機関等 と合わせ、国間投病院等の	生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、固が行うものの、医療費公 費負担の業務は県で担っているため、当該権限についても、県の権限として	生活保護法第49条		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	定が定められており、ご提案の事項については、こうした中で検討して	「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)においては、地方自治体が適切な支援を行えようにするための体制整備等について明神されているかとといって、国自らが行わなければならないということはない。また、各部選界県は、従前から医療機関の指定事務を行っており、生活保護法に規定する指定医療機関の指定についても対応可能であることから、移譲に向けて積極的に検討すべきである。

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答	
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果
554	社会福祉施設の設備 及び運営に関する基 (経費老人ホームに係 る部分)の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。		L-O-T-SCH O-TUM		現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しな 技力はならなが基準であり、当該施設・公物の未外的生格・機能等に係る 基本的な特組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されている ものであって、が護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」 としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、 厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
795	指定介護老人福祉施 設特別養護老人ホー 人)及び介護老人保 健施設の設備及び運 営門関する基準の「従 うべき基準」の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 接案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次動物の際に、条例の内容を直接的に向東する。必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な特別を定める場合をでして、真に変を場合に限定されるのであって、介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。 なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示してあるが、原生労働者としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
449	指定医療機関等の指 定等 子等 子保護法』に規 定する指定医機機関 の指定の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	従来、「児童福祉法」に規定する指定機育医療機関や、「母子保健法」に規定する指定教育医療機関は、国が開設した病院等については、国が指定を行うものとされていたが、「国から地方公共団体への事務・機関の委譲等に関する当面の方針について「平成25年度)における検討の結果、都道府県、旧権 展が移譲された。 一方、生活保護法に規定する指定医療機関については、「社会保障審議会生活支援の在り方に関する特別部会、報告書、平成25年1月25日)において、地方自治体のみでは指導にあたる医療を確保することが国策で、十分な指導が開発できず、国の機動がに関うが求められていること等が報告されたことを請まえ、権限移譲の対象外として登埋された。 こうした経緯を踏まえ、現時点で見直すことは考えていない。	

									各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答	意見
586	地方社会福祉審議会 必置規定の廃止	社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を 廃止し、民生、障害、児童 福祉などの分野ごとの個別 法に位置づけなおす。	【支障事例】 社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議 地方社会福祉審議会にいるが、大括りの「社会福祉に関する事項と幅広な見嫌を持つ受験が集まり協議する場では、実質的な審議を 行うのが難しい一方で、多くの委員を受嘆する必要があるため、事務が煩雑 である。 【制度改正の効果】 実質的審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、地方社会福祉審議会本体の適置事務(委員委嘱、開催等)の基法につながるとともに、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した連當が可能となる。	社会福祉法第7条		厚生労働省	京都府·大阪府·兵庫県 - 徳島県	C 対応不可	のは社会行列産業会で投業」 原則八郎でしの馬安東塔は東明八利	社会福祉行政に関する地域の自主性、自立性をより一層高めるため、委員の定数規定だけでなく、審議会の必置規定自体を廃止し、地域の実情に即した協議の枠組みに議論の場を移行させることを目的に提案するものである。
654	民生委員委嘱に係る 委嘱権限の都道府県 への移譲	民生委員委嘱に係る委嘱 権限の都道府県への移譲	【支障事例】 R生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなっており、同法第5条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなっており、同法第5条で都道府景知事の推薦によって厚生労働大臣が民生委員を要職者が企業を対策されている。 本道府景知中の推薦の前に、市町村で民生委員推薦金を開催し候補者の推薦と行うことになっているが、市町村の候補計艦馬以降、癸職状の送付までにタ月、場合によってはそれ以上要することがある。 このため、民生委員に入員が生じた場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠負委員の予告の民生委員がが決定さる。 「制度改正の必要性」上記のとおり受職主で列間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会では、次受職主で列間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務を行に多大なる影響がある。 が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務を行に多大の影響が表現である。 が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務を行にかかる負担軽減となると考えられる。			厚生労働省	福島市	C 対応不可	待りへさどの安里を受け(あり、厚生労働者としくもこれを堅持りへ キレキュナハス	具体的な支障事例にも記載したが、委嘱までの期間、民生委員協議会では、欠員がある状態で活動をしており、職務連行に多大な合負担があるのが 現状である。 また、地方社会福祉審議会への意見聴取は努力義務化されたところである が、75歳以上、有職者の推薦は従前とおり地方社会福祉審議会を経てお り、これら方とも以めの方の愛護すで列間に基かあるのが現状である。 「厚生労働大臣の委嘱は坚持すべき」ということであれば、市町村からの検 情者推薦以降の動産資料、厚生労働省の事務を映の間素化を含らに進め て委嘱までの期間短縮を図っていただき、具体的な短縮策を示されたい。
526	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準の緩和	運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設して、「従うべき基準」が設したれていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	でき、児童福祉施設が常に利用者の立場に立った支援の提供に努めことが	児童福祉法第45条 第2項 児童福祉施設の設 児童福祉施設の設 省及び連営に関す る基準		厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に 係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面	なお、提案募集要項上「地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決 定)」において結論が出たものは検討対象外」とはされていないことから、新た

		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について		各府省からの第2次回答		
管理番号	提案事項 (事項名)	意見	意見	提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	回答	最終的な調整結果	
586	地方社会福祉審議会 必直規定の廃止	全国一律の必置規制は廃止すべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			議論する場は最低限必要として、国で社会福祉審議会の必置を義務付けているところであるが、委員の定数や開催方法を含め、どのような議論をするいは各自治体に任せているところ、社会福祉審議会の必置義務があるからといって、自治体の自由な議論を妨げるものではない。福祉のニーズは高齢・障害・児童等の枠を超え、常に変化し続けるものである。すべての福祉ニーズに対応出る場を設けるためにも、全体的な議論の場は不可欠である。また、仮に全体的な議論の場が不要と自治体が考えていたとしても、人口減少や社会の変化を指定え、全体的な議論の場が必要となる状況は常に想定できる。よって、社会福祉審議会必置義務は廃止することができない。		
654	民生委員委職に係る 委嘱権限の都道府県 への移譲	関係する都選所県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 委職者を都道所長知事に変更することによって、民生 委員活動への意欲減退につながるとの懸念意見等が あることから、慎重な検討が必要である。		C 対応不可	先に回答したとおり、厚生労働大臣による委嘱は維持すべきと考えている。その上で、地方社会福祉審議会への意見聴取が努力義務とされたことに伴い、当該審議会、意見聴取る行う必。 再推薦を行う場合や解復を具申する場合など、慎重な審理を行う必要性が高い場合に限られる首の解釈をお示し、ているところであり、厚生労働者としてう態度しの者や有議を対推底に当たって、一律に意見聴取を義務付けているものではない。これらの者の推薦に係る手続については、自治体の數量で簡素化できるものと考えている。		
526	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基 準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次動告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提業団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。 なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっていては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっては、投票団体の求めている事項は地方分権改革推進計画(平成21年12月15日間請決定)に基づき、政府として提出し、国金の資成多数で成立したものである。厚生労働省としては既に成立した法律の内容を否定するような事情変更があったとは考えていない。		